平成21年度

包括外部監査の結果報告書

(公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行)

平成22年1月 三重県包括外部監査人 水 野 信 勝

目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象とした部局	1
5	外部監査の方法	2
6	外部監査の実施期間	2
7	外部監査人並びに補助者の氏名及び主な資格	. 10
8	利害関係	. 10
第2	2 外部監査対象の概要	. 11
1	公の施設について	. 11
(1)	公の施設の定義	. 11
(2)	公の施設の管理に関する地方自治法の改正と指定管理者制度	. 11
(3)	指定管理者制度の手続の概要	. 15
(4)	三重県の指定管理者制度の導入状況	. 18
2	全国都道府県の指定管理者制度の導入状況と三重県における特徴	. 24
(1)	指定管理者制度の導入率	. 24
(2)	指定管理者の選定手続別の状況	. 25
(3)	指定管理者制度導入施設における従前の管理状況	. 25
(4)	従前の管理受託者が引き続き指定管理者となった施設数	. 26
(5)	従前の管理委託制度と指定管理者との種別比較	. 27
(6)	指定管理期間	. 28
(7)	指定利用者における利用料金制の導入状況	. 28
3	アンケートの送付による指定管理者制度導入施設の概要把握	. 30
(1)	質問票の概要	. 30
(2)	質問票の集計結果の概要	. 32
第3	3 個別施設の検討手続	. 40
1	監査対象施設の抽出	. 40
2	現地視察	. 40
第4	↓ 全般的な監査結果	. 41
1	指定管理者制度による住民サービスの向上と行政コストの縮減について	. 41
2	指定管理者制度全体の評価について	. 41
3	指定管理者の評価について	. 42
4	県による指定管理者の監督について	43

(1)	F]次報告、事業報告及び現地視察等について	43
(2)	詳	美務運営上必要となる手順書等の整備について	43
(3)	身	養客施設における賠償責任保険について	44
5	県	と指定管理者のリスク分担・役割分担について	44
(1)	را	リスク分担に係る個別事案の文書化について	44
(2)	鷌	具有備品の管理について	44
第5	5	個別施設の監査結果	46
1	三重	重県立熊野古道センター	46
2	三重	重県立ゆめドームうえの	52
3	三重	重県総合文化センター	60
4	三重	重県交通安全研修センター	65
5	みえ	え県民交流センター	68
6	みえ	えこどもの城	70
7	三重	重県母子福祉センター	72
8	三重	重県身体障害者総合福祉センター	76
9	三重	重県視覚障害者支援センター	78
1 0) =	E重県環境学習情報センター	82
1 1	Ξ	三重県民の森	85
1 2	2 =	三重県上野森林公園	88
1 3	3 =	E重県営サンアリーナ	90
1 4	1 3	三重県地方卸売市場	95
1 5	; <u>=</u>	三重県営都市公園 熊野灘臨海公園	98
1 6	5 =	三重県流域下水道施設1	02
1 7	' =	三重県営住宅・三重県特定公共賃貸住宅1	09
1 8	3 =		13
1 9) =	- 三重県営都市公園 鈴鹿青少年の森1	17
2 0) =	E重県営都市公園 亀山サンシャインパーク1	23
2 1	Ξ	E重県営都市公園 大仏山公園1	27
2 2	2 =	E重県営松阪野球場1	32
2 3	3 =	E重県営ライフル射撃場1	39
2 4	1 3	三重県立鈴鹿青少年センター1	43
2 5	; <u>=</u>	三重県営鈴鹿スポーツガーデン及びスポーツガーデン体育館1	48
2 6	5 =	E重県営総合競技場1	52

- ・報告書中の数値は、端数の切捨処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない 場合がある。
- ・監査結果のうち、三重県の条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項は【結果】とし、監査人としての意見を述べたものを【意見】とする。

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行

(2) 外部監査対象期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日 (ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成 2 1 年度予算額も参考とする。)

3 特定の事件を選定した理由

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であるが、平成 15 年 9 月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に指定管理者制度が導入された。

これにより、公の施設の管理状況全般について点検して指定管理者制度を積極的に活用することが求められており、平成 18 年 9 月 1 日までに、管理委託している全ての公の施設について、指定管理者制度に移行するか、自治体が直営で運営することが必要となった。

三重県では、現在、27の公の施設において管理者の指定が行われている。住民が多く利用する公の施設については、住民の関心が高いと考えられるため、指定管理者制度が、地方自治法の趣旨に沿って、適切に運営されているかについて監査することが相当であると判断した。

4 外部監査の対象とした部局

指定管理もしくは直営により施設を管理している部局

- (1) 政策部
- (2) 生活・文化部
- (3) 健康福祉部
- (4) 環境森林部
- (5) 農水商工部
- (6) 県土整備部

(7) 教育委員会

5 外部監査の方法

(1) 監査の要点

ア 所管部局関係

- (ア) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (イ) 協定は適切に締結されているか。
- (ウ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適切に行われ ているか。
- (工) 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- (オ) 指定管理者に対し、適時かつ適切に報告を求め、調査・指示を行って いるか。
- (カ) 指定管理者の管理運営について評価・検証を適切に行っているか。

イ 指定管理者関係

- (ア) 指定管理者は、関係法令に従って、施設を適切に管理しているか。
- (イ) 協定等に基づく施設の管理は適切に行われているか。
- (ウ) 公の施設の管理にかかる収支の経理は適正に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ア 関係部局へのアンケートの送付及びその他の質問の実施
- イ 指定管理者の選定手続の検討
- ウ 基本協定、年度別協定などの契約手続の検討
- エ 指定管理者の提出書類(事業計画書等)の検討
- オ 県の所管部局による指定管理業務の管理状況の検討
- カ 顧客満足度調査の実施状況の検討
- キ 事業評価の実施状況の検討
- ク 指定管理対象施設の現地視察

6 外部監査の実施期間

平成 21 年 5 月 28 日から平成 21 年 12 月 7 日まで。

本監査は予備調査及び本調査の2段階に分けて実施しており、以下にそのスケジュールと実施内容を記載した。

予備調査の一環として、表 1-1 の施設に対してアンケートによる概要把握

を実施した。

表 1-1 アンケートの送付先

	施設名	所管部署	所管課名
	三重県営ライフル射撃場	教育委員会	スポーツ振興室
	三重県立鈴鹿青少年センター	教育委員会	社会教育・文化財保護室
	三重県営総合競技場	教育委員会	スポーツ振興室
	三重県営鈴鹿スポーツガーデン	教育委員会	スポーツ振興室
	三重県母子福祉センター	健康福祉部	こども家庭室
	三重県視覚障害者支援センター	健康福祉部	社会福祉室
	みえこどもの城	健康福祉部	こども未来室
	三重県身体障害者総合福祉センター	健康福祉部	障害福祉室
公	三重県営サンアリーナ	農水商工部	観光・交流室
募	三重県立熊野古道センター	政策部	東紀州振興 P
	三重県営都市公園 北勢中央公園	県土整備部	都市政策室
	三重県営都市公園 鈴鹿青少年の森	県土整備部	都市政策室
	三重県営都市公園 大仏山公園	県土整備部	都市政策室
	三重県営都市公園 亀山サンシャインパー	 県土整備部	都市政策室
	ク	不工正備即	里
	三重県営住宅	県土整備部	住宅室
	三重県特定公共賃貸住宅	県土整備部	住宅室
	三重県営都市公園 熊野灘臨海公園	県土整備部	都市政策室
	三重県環境学習情報センター	環境森林部	地球温暖化対策室
	三重県民の森	環境森林部	自然環境室
	三重県上野森林公園	環境森林部	自然環境室
	三重県交通安全研修センター	生活・文化部	交通安全・消費生活室
	三重県総合文化センター	生活・文化部	文化振興室
	みえ県民交流センター	生活・文化部	男女共同参画・N P O室
	三重県営鈴鹿スポーツガーデン体育館	教育委員会	スポーツ振興室
非 -	三重県営松阪野球場	教育委員会	スポーツ振興室
公-	三重県流域下水道施設	県土整備部	下水道室
募 -	三重県津ヨットハーバー	県土整備部	維持管理室
- 75	三重県地方卸売市場	農水商工部	農産物安全室
	三重県立ゆめドームうえの	政策部	地域づくり支援室

予備調査及び本調査の日程

予備調査として、平成 21 年 8 月 4 日から 8 月 6 日にかけて、表 1-2 のスケジュールでインタビューを実施した。

表 1-2 インタビュースケジュール

日付	時間	施設名	部局名	担当室
平成 21 年 8 月 4 日	10:00-10:30	三重県環境学習情	環境森林部	地球温暖化
		報センター		対策室
	10:30-11:00	三重県民の森	環境森林部	自然環境室
	11:00-11:30	三重県上野森林公	環境森林部	自然環境室
		袁		
	11:30-12:00	未導入施設につい	環境森林部	自然環境室
		て検討した内容		
		・鳥羽ビジターセンター		
		・登茂山ビジターセンター		
	13:30-14:00	三重県立ゆめドー	政策部	地域づくり
		ムうえの		支援室
	14:00-14:30	三重県立熊野古道	政策部	東紀州振興
		センター		Р
	14:30-15:00	三重県総合文化セ	生活・文化部	文化振興室
		ンター		
	15:00-15:30	三重県交通安全研	生活・文化部	交通安全・消
		修センター		費生活室
	15:30-16:00	みえ県民交流セン	生活・文化部	男女共同参
		ター		画・NPO 室
	16:00-17:00	未導入施設につい	生活・文化部	人権・同和室
		て検討した内容		文化振興室
		・三重県人権センタ		
		_		
		・三重県立図書館		
		・三重県立博物館		
		・三重県立美術館		
		・斎宮歴史博物館		

		ı	Ī	
平成 21 年 8 月 5 日	9:30-10:00	みえこどもの城	健康福祉部	こども未来
				室
	10:00-10:30	三重県母子福祉セ	健康福祉部	こども家庭
		ンター		室
	10:30-11:00	三重県身体障害者	健康福祉部	障害福祉室
		総合福祉センター		
	11:00-11:30	三重県視覚障害者	健康福祉部	社会福祉室
		支援センター		
	11:30-12:00	未導入施設(草の実	健康福祉部	こども家庭
		リハヒ゛リテーションセンター / あ		室
		すなろ学園)につい		
		て検討した内容		
	13:15-13:30	未導入施設(三重県	生活・文化部	交通安全・消
		消費生活センター)		費生活室
		について検討した		
		内容		
	13:30-14:00	三重県流域下水道	県土整備部	下水道室
		施設		
	14:00-14:30	三重県営住宅	県土整備部	住宅室
	14:30-15:00	三重県特定公共賃	県土整備部	住宅室
		貸住宅		
	15:00-15:30	三重県営都市公園	県土整備部	都市政策室
		熊野灘臨海公園		
	15:30-15:45	三重県営都市公園	県土整備部	都市政策室
		北勢中央公園		
	15:45-16:00	三重県営都市公園	県土整備部	都市政策室
		鈴鹿青少年の森		
	16:00-16:15	三重県営都市公園	県土整備部	都市政策室
		亀山サンシャイン		
		パーク		
	16:15-16:30	三重県営都市公園	県土整備部	都市政策室
		大仏山公園		
	16:30-16:45	未導入施設(県庁前	県土整備部	都市政策室
		公園)について検討		
		した内容		
	16:45-17:15	三重県津ヨットハ	県土整備部	維持管理室
		ーバー		
		1	I	

		1		
平成 21 年 8 月 6 日	10:00-10:30	三重県営松阪野球	教育委員会	スポーツ振
		場		興室
	10:30-11:00	三重県営ライフル	教育委員会	スポーツ振
		射撃場		興室
	11:00-11:30	三重県営総合競技	教育委員会	スポーツ振
		場		興室
	11:30-12:00	三重県営鈴鹿スポ	教育委員会	スポーツ振
		ーツガーデン (体育		興室
		館含む)		
	13:30-14:00	三重県立鈴鹿青少	教育委員会	社会教育・文
		年センター		化財保護室
	14:00-14:30	未導入施設(熊野少	教育委員会	社会教育・文
		年自然の家)につい		化財保護室
		て検討した内容		
	14:30-15:00	三重県営サンアリ	農水商工部	観光・交流室
		ーナ		
	15:00-15:30	三重県地方卸売市	農水商工部	農水産物安
		場		全室
	15:30-16:00	未導入施設につい	農水商工部	産業集積室
		て検討した内容		
		・鈴鹿山麓研究学園		
		都市センター		

本調査は平成 21 年 8 月 10 日から 9 月 4 日にかけて、以下のスケジュールで現地 視察を実施した。

日付	日付 時間		部局名	担当室
平成 21 年 8 月 10 日	9:30-12:00	三重県民の森	環境森林部	自然環境室
	14:00-17:00	三重県交通安全研	生活・文化部	交通安全・消
		修センター		費生活室
平成 21 年 8 月 11 日	10:00-17:00	三重県営総合競技	教育委員会	スポーツ振
		場		興室
	9:30-12:00	三重県上野森林公	環境森林部	自然環境室
		袁		

		T	T	
平成 21 年 8 月 12 日	10:00-17:00	三重県総合文化セ	生活・文化部	文化振興室
		ンター		
	9:30-12:00	三重県営都市公園	県土整備部	都市政策室
		鈴鹿青少年の森		
平成 21 年 8 月 24 日	10:00-17:00	三重県営住宅	県土整備部	住宅室
		三重県特定公共賃		
		貸住宅		
平成 21 年 8 月 25 日	9:30-12:00	三重県立鈴鹿青少	教育委員会	社会教育・文
		年センター		化財保護室
	13:00-17:00	三重県営鈴鹿スポ	教育委員会	スポーツ振
		ーツガーデン		興室
		三重県営鈴鹿スポ		
		ーツガーデン体育		
		館		
平成 21 年 8 月 26 日	10:00-17:00	三重県営サンアリ	農水商工部	観光・交流室
		ーナ		
平成 21 年 8 月 31 日	9:30-12:00	三重県母子福祉セ	健康福祉部	こども家庭
		ンター		室
	13:00-17:00	三重県視覚障害者	健康福祉部	社会福祉室
		支援センター		
	13:30-17:00	三重県立ゆめドー	政策部	地域づくり
		ムうえの		支援室
平成 21 年 9 月 1 日	9:30-12:00	三重県営松阪野球	教育委員会	スポーツ振
		場		興室
	14:00-17:00	三重県営ライフル	教育委員会	スポーツ振
		射擊場		興室
平成 21 年 9 月 2 日	10:00-12:00	三重県営都市公園	県土整備部	都市政策室
		熊野灘臨海公園		
	13:30-17:00	三重県立熊野古道	政策部	東紀州振興 P
		センター		
平成 21 年 9 月 3 日	10:00-17:00	三重県流域下水道	県土整備部	下水道室
		施設		
	10:00-12:00	三重県営都市公園	県土整備部	都市政策室
		亀山サンシャイン		
		パーク		
	14:00-17:00	三重県営都市公園	県土整備部	都市政策室
		大仏山公園		
·		•		

平成 21 年 9 月 4 日	9:30-12:00	三重県営都市公園	県土整備部	都市政策室
		北勢中央公園		
	13:30-17:00	三重県環境学習情	環境森林部	地球温暖化
		報センター		対策室

追加調査は平成 21 年 10 月 1 日から 10 月 29 日にかけて、以下のスケジュールで 現地視察を実施した。

日付	 時間	施設名	部局名	担当室
平成 21 年 10 月 1 日	13:00-17:00	三重県営都市公園	県土整備部	都市政策室
		亀山サンシャイン		
		パーク		
平成 21 年 10 月 2 日	9:30-12:00	三重県母子福祉セ	健康福祉部	こども家庭
		ンター		室
	13:00-17:00	三重県視覚障害者	健康福祉部	社会福祉室
		支援センター		
平成 21 年 10 月 7 日	9:30-12:00	三重県営ライフル	教育委員会	スポーツ振
		射擊場		興室
	14:00-17:00	三重県営都市公園	県土整備部	都市政策室
		鈴鹿青少年の森		
平成 21 年 10 月 9 日	13:00-17:00	三重県営総合競技	教育委員会	スポーツ振
		場		興室
平成 21 年 10 月 13 日	9:30-12:00	三重県営都市公園	県土整備部	都市政策室
		大仏山公園		
	13:30-17:00	三重県営サンアリ	農水商工部	観光・交流室
		ーナ		
平成 21 年 10 月 14 日	9:00-11:00	三重県総合文化セ	生活・文化部	文化振興室
		ンター		
	13:00-15:00	三重県営鈴鹿スポ	教育委員会	スポーツ振
		ーツガーデン		興室
		三重県営鈴鹿スポ		
		ーツガーデン体育		
		館		
	15:15-17:15	三重県立鈴鹿青少	教育委員会	社会教育・文
		年センター		化財保護室
平成 21 年 10 月 16 日	9:00-11:00	三重県営松阪野球	教育委員会	スポーツ振
		場		興室
	13:00-15:00	三重県上野森林公	環境森林部	自然環境室
		園		
	15:15-17:15	三重県立ゆめドー	政策部	地域づくり
		ムうえの		支援室

平成 21 年 10 月 19 日	9:30-11:30	三重県営住宅	県土整備部	住宅室
		三重県特定公共賃		
		貸住宅		
	14:00-17:00	三重県環境学習情	環境森林部	地球温暖化
		報センター		対策室
平成 21 年 10 月 20 日	10:00-12:00	三重県営都市公園	県土整備部	都市政策室
		熊野灘臨海公園		
	13:30-17:00	三重県立熊野古道	政策部	東紀州振興 P
		センター		
平成 21 年 10 月 21 日	9:30-12:00	三重県営都市公園	県土整備部	都市政策室
		北勢中央公園		
平成 21 年 10 月 22 日	13:30-17:00	三重県民の森	環境森林部	自然環境室
平成 21 年 10 月 29 日	9:30-12:00	三重県交通安全研	生活・文化部	交通安全・消
十113、21 牛 10 月 29 日		修センター		費生活室

7 外部監査人並びに補助者の氏名及び主な資格

外音	『監』	人	水	野	信	勝	公認会計士
補	助	者	西	原	浩	文	公認会計士
	同		清	水	彰	子	公認会計士
	同		児	Щ	法	子	公認会計士
	同		筒	井	敬	\pm	公認会計士
	同		池	戸	敦	也	日本公認会計士協会準会員
	同		酒	井	真和	间子	日本公認会計士協会準会員
	同		鈴	木	戠	人	日本公認会計士協会準会員
	同		永	田	雄	大	日本公認会計士協会準会員
	同		Ξ	浦	大	介	日本公認会計士協会準会員
	同		水	谷	博	之	弁護士

8 利害関係

地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査対象の概要

1 公の施設について

(1) 公の施設の定義

地方自治法では「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。」と定められている(同法第 244 条第 1 項)。

公の施設の要件としては、次の4つがあげられる。

ア 住民の利用に供する施設であること。

したがって、県庁舎のように、公の目的のために設置された施設であっても、 住民の利用に供することを目的としないものは公の施設に該当しない。

イ 地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること。

したがって、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者の利用にまったく供しないものは、たとえ当該施設が国民の利用に供するために設ける施設であっても公の施設には該当しない。

ウ 住民の福祉を増進する目的をもつ施設であること。

したがって、競馬場、競艇場のように、財政上の必要のための施設で、利用 そのものが住民の福祉を増進するものでなければ、公の施設に該当しない。

エ 地方公共団体が設ける施設であること。

したがって、国その他地方公共団体以外の公共団体が設置するものは公の施設に該当しない。

地方自治法では、法律又はこれに基づく政令の特別の定めがあるものを除き、公の施設の設置及び管理に関する事項を条例で定めなければならないと定めている(同法 244 条の 2 第 1 項)。

施設の管理に関して条例で定めるべき事項としては、利用の許可・不許可・許可の取消、使用料、指定管理者による管理などがある。

(2) 公の施設の管理に関する地方自治法の改正と指定管理者制度

平成 15 年 6 月改正 (9 月施行) 以前の地方自治法では、「公の施設の設置の目的を効果的に達成する必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その

管理を地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、又は、公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。(改正前地方自治法第244条の2第3項)とする管理委託制度が導入されていたが、公正な管理の観点から委託先が限定されていた。

しかし、平成 15 年 6 月改正の地方自治法により、管理者の制限がなくなり、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下、「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項)とする、指定管理者制度が導入された。

ア 管理委託制度と指定管理者制度の違い

指定管理者制度においては、指定管理者の指定は議会の議決が必要とされているが(地方自治法第244条の2第6項) 指定管理者は当該施設の管理権限が委任されており、従来の施設の維持管理に加えて、施設の使用許可等も行うことができるとされている。このような管理委託制度と指定管理者制度との違いをまとめると、下記の表のようになる。

# 0 4	笠田禾計出中し七字笠田老出中のきい	
रार ∠- ।	管理委託制度と指定管理者制度の違い	

	管理委託制度(旧制度)	指定管理者制度(新制度)	
委託先	自治体の出資団体等のみ(財団	自治体の出資団体等のほか、民間	
(施設管理者)	法人や第3セクター等)	事業者(個人を除く)	
選定方法	条例で定める特定の団体への委	原則として公募し、議会での議決を	
	託が可能	経て指定。管理業務の詳細につい	
		ては指定管理者との協定を締結す	
		3.	
委託可能業務	自治体との委託契約に基づき業		
委託可能業務	自治体との委託契約に基づき業 務を行わせるものであり、契約の	ప .	
委託可能業務		る。 公の施設の管理に関する権限を指	
委託可能業務	務を行わせるものであり、契約の	る。 公の施設の管理に関する権限を指 定管理者に委任して行わせるもので	

平成 15 年 6 月の地方自治法改正では、管理主体の範囲を「公共団体若しくは公共的団体」から民間事業者等へ拡げることにより、民間事業者等の管理・運営ノウハウを活かし、住民サービスの向上、行政コストの縮減等を図ることを目的としている。具体的には、指定管理者に上記のような広範な権限を委任することにより、自治体が認める範囲内において、開館時間や休館日及び利用料金を定めたり、自ら自主事業を行うことも可能であり、創意工夫を活かした運営を行うことができるよ

うになった。また、施設を所有する自治体にとっては、管理運営経費等の負担の軽減が期待できる。指定管理者にとっても、上記の利用料金を自らの収入として直接収受することができるようになった。このように、指定管理者制度を活用することにより、地域の振興及び活性化、行政改革の推進につながることが期待されている。

しかし、指定管理者制度の本格的な導入から3年が経過している現在、施設ごとの指定管理者制度導入の妥当性や管理・運営の在り方といった制度の運用面に関して各自治体において下記の表2-2のような問題点も浮上してきている。

表 2-2 指定管理者制度の問題点と今後の対応

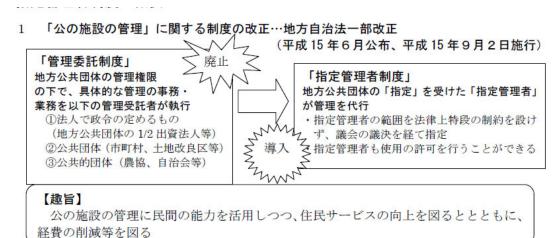
問題点	今後の対応
指定管理者への応募が少な いことが多い点	原因分析及び募集の周知方法、募集期間、要件、協定内容(指定管理料、利用料金、リスク分担)等の見直しを行う必要があると考えられる。
指定期間の多くが3~5年と なっている点	施設ごとの特性に応じて、当該施設の目的を達成するために必要な指定期間を定める必要があると考えられる。 教育・文化施設などの長期的な視野に立って人材育成や文化振興を目指していく施設では、指定期間が3~5年の場合、目に見える成果を生み出すことは難しく、指定期間内の成果に限定した評価は一面的なものにすぎないと考えられるため。
引き継ぎ	・引き継ぎ自体を選定及び評価の対象とされる必要があると考えられる。 ・仕様書に引き継ぐべき項目を列挙するなど、 自治体によるコーディネートが重要である。
2 期目以降の選定時の評価 方法(現指定管理者と新規応 募団体の比較)	・選定基準の項目や配点によって、現指定管理者と新規応募団体の有利・不利が決まることがあるため、選定基準の項目や配点を慎重に設定し、公平な選定を行うことが重要となってくる。 ・選定結果に関しては、住民と応募団体に対して、選定過程をこれまで以上に詳細に公表していく必要があると考えられる。

現在、指定管理者の選定は2期目に入っているが、以上のような問題点を踏まえたうえで指定管理者制度の運用の再構築を行うことの重要性が高まってきている。

イ 指定管理者制度の概要

公の施設の管理に関する地方自治法の一部改正から、導入後の手続までの流れは、 以下の表 2-3 のようになっている。

表 2-3 指定管理者制度の概要

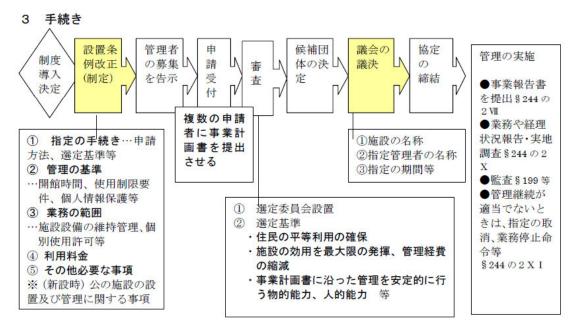


2 管理委託を行っている公の施設にかかる猶予期間

法律施行時に管理委託を行っている公の施設については、施行の日から起算して3年を経過するまで従前の例による(経過措置... 附則第2条)



※ 新設または既存施設で管理を委ねる場合は、委ねる時点から指定管理者制度を導入。



(資料源泉:三重県のホームページより)

(3) 指定管理者制度の手続の概要

ア 地方自治法における指定管理者制度の手続

指定管理者制度については、地方自治法第 244 条の 2 で、以下のように定められている。

- (ア) 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- (イ) 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
- (ウ) 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- (エ) 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- (オ) 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- (カ) 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらか じめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- (キ) 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関 し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出 しなければならない。
- (ク) 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する 公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指 定管理者の収入として収受させることができる。

- (ケ) 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除く ほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この 場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通 地方公共団体の承認を受けなければならない。
- (コ) 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- (サ) 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

イ 三重県における指定管理者制度の手続

三重県では、県が設置している公の施設については、各施設の設置目的や利用状況などを踏まえた上で、廃止や譲渡など施設そのもののあり方を検証するとともに、引き続き県の関与が必要とされる施設は、最適な管理形態を検討する中で、指定管理者制度の活用を検討するものとしている。

県の「指定管理者制度に関する基本方針」では、以下の3つの視点に基づいて、 指定管理者制度の活用を検討するものとしている。

- (ア) 施設の設置目的に沿って、その有効利用など施設の効用が最大限に発揮されるとともに、県が目指す施策の実現に寄与すること。
- (イ) 利用者の利便性の向上や事業内容の充実など県民サービスの向上が図られること。
- (ウ) 効率的な運営などにより、経費の削減が図られること。

また、指定管理者の指定にあたっては、指定管理者の募集、選定過程などの透明性や公正性に留意して手続を行い、指定管理者制度を導入した施設については、設置者としての県の監督責任を果たすとともに、指定管理者が行う管理状況などの情報の開示を進めるものとしている。

三重県では、公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補を選定するため、所管部に、設置条例に基づき指定管理者の選定に関する委員会を設置している。

三重県における、指定管理者指定までの流れは表 2-4 のとおりである。 表 2-4 指定管理者制度を活用するための事務手続

	指定管理者制度を活用するための事務手続 		
実施時期	事務手続の内容		
~ 1月	実施方針の作成 公の施設設置条例(案)又は改正(案)の作成·協議(新規の場合) 予算(債務負担行為)の協議		
2月	条例案·予算案上程 第1回定例会に議案の提出		
3月	第1回た例会に議業の提出 設置条例の制定又は一部改正(新規の場合)・債務負担行為の設定 実施方針等により議案の補充説明		
4月	募集要項(案)の作成 選定委員会委員の公募		
5月	選定委員会委員の任命 選定委員会委員の氏名·役職名を公表 指定管理者が前年度分の事業報告書を提出		
6月	第1回選定委員会 審査基準·配点表を決定·公表 指定管理者が提出した事業報告書を審査 指定管理者の管理状況を実地調査(必要時)		
7月	公募募集要項等の配布(公募を開始)現地説明会の開催団体からの質問の受付・回答		
8月	申請受付·審査 申請書等の受付 申請資格の審査 申請者の氏名及び申請者が作成した事業概要を公表 選定委員会による書面審査		
9月	選定過程報告 第2回定例会で選定過程の状況を報告 第2回定例会で指定管理者の管理状況を報告(定例報告・全期間評価)		
10月	第2回選定委員会 選定委員会によるヒアリングの実施		

	第3回選定委員会 選定委員会による最終審査・順位の決定 指定管理候補者の選定 指定管理候補者の選定 選定の経過及び結果を公表
11月	指定議案上程 第2回定例会に議案を提出(指定管理者の指定)
12月	審査の経過·選定の結果·期待される効果、協定で定める主な項目等により議案の補充説明
1月	指定・協定の締結・引継ぎ
2月	指定管理者の指定
3月	基本協定書の締結施設の引継ぎ
4月	施設の管理を開始 年度協定書を締結

上記「」印は、制度導入後における手続を記載している。

(資料源泉:総務部資料から監査人作成)

(4) 三重県の指定管理者制度の導入状況

三重県の公の施設の平成 20 年度における直営・指定管理者制度導入の状況は表 2-5 及び表 2-6 のとおりである。なお、三重県で指定管理者制度導入施設数を数える際には、条例単位を原則とし、都市公園条例のように 1 本の条例の中で公園別に指定管理者を指定している場合にはその指定の数としている。そのため、平成 20 年 4 月現在の指定管理者導入施設は 26 施設となる(三重県営住宅と三重県特定公共賃貸住宅は合わせて 2 施設、三重県営鈴鹿スポーツガーデンは体育館を含んで 1 施設としている)。

表 2-5 公の施設の管理区分及び施設数

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

	(1 7-70 = 0 1 1 7 3 1 [-70]=)	
区分	施設数	
指定管理	26 施設	
直営(平成 21 年度より指定管理に移行)	2 施設	
直営	34 施設	
	(道路等含む)	

(資料源泉:総務部資料から監査人作成)

指定管理導入

	施設名称	
	三重県総合文化センター	
	みえこどもの城	
	三重県母子福祉センター	
	三重県身体障害者総合福祉センター	
	三重県視覚障害者支援センター	
	三重県営サンアリーナ	
	三重県立ゆめドームうえの	
	三重県営都市公園 熊野灘臨海公園	
	三重県流域下水道施設	
	三重県営住宅	
	三重県特定公共賃貸住宅	
	三重県営松阪野球場	
指定管理導入	三重県営ライフル射撃場	
(平成 20 年度)	三重県立鈴鹿青少年センター	
	三重県営総合競技場	
	三重県営鈴鹿スポーツガーデン	
	三重県交通安全研修センター	
	三重県立熊野古道センター	
	三重県津ヨットハーバー (注 1)	
	三重県環境学習情報センター	
	三重県民の森	
	三重県上野森林公園	
	三重県営都市公園 北勢中央公園	
	三重県営都市公園 鈴鹿青少年の森	
	三重県営都市公園 亀山サンシャインパーク	
	三重県営都市公園大仏山公園	
平成 21 年度より	みえ県民交流センター	
指定管理に移行	三重県地方卸売市場	

直営

<u> </u>			
	施設名称		
	三重県人権センター		
	三重県消費生活センター		
	三重県立図書館		
	三重県立博物館		
	三重県立美術館		
平成 20 年度において	斎宮歴史博物館		
直営を選択している	三重県立草の実リハビリテーションセンター		
施設	三重県立小児心療センターあすなろ学園		
	鳥羽ビジターセンター		
	登茂山ビジターセンター		
	三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター		
	三重県立熊野少年自然の家		
	三重県営都市公園(県庁前公園)		
	水道事業施設		
別途検討	工業用水事業施設(4 浄水場)		
(現在直営)	三重県立看護大学 (注 2)		
	病院事業施設(総合医療センター)		
管理運営形態を検討	病院事業施設(こころの医療センター)		
中	病院事業施設(一志病院)		
	病院事業施設(志摩病院)		
	港湾		
	道路		
	河川		
	ダム		
	三重県立津高等技術学校		
	三重県女性相談所		
検討の余地なく	児童自立支援施設国児学園		
直営	三重県身体障害者更生相談所 (注3)		
	三重県知的障害者更生相談所 (注3)		
	三重県こころの健康センター		
	三重県立公衆衛生学院		
	農業大学校		
	三重県立高等学校		
	三重県立特別支援学校		
	L		

(資料源泉:総務部資料から監査人作成)

- (注1) 三重県津ヨットハーバーは平成19年度包括外部監査の指摘を受け、平成21年4月1日より指定管理者を廃止。財団法人伊勢湾海洋スポーツセンターに対して港湾法・三重県港湾施設管理条例に基づき占用許可・使用許可を行うこととした。
- (注2) 三重県立看護大学は平成 21 年度より独立行政法人化され、三重県の公の施設からは除外されている。
- (注3) 三重県身体障害者更生相談所と三重県知的障害者更生相談所は統合され、平成 21 年度より 三重県障害者相談支援センターが設置されている。

上表のうち直営となっているものには、公立学校等、個別法の規定により管理者が県に限定されているものや、道路や河川のように指定管理者が行うことができる管理の範囲が限定されているために制度導入の効果が期待できないものがある。

その他のものは、検討の結果、直営で管理・運営する方が効果的かつ効率的と判断されたものであり、具体的に各施設を直営とした理由は以下の表 2-7 のとおりである。

表 2-7 平成 20 年度において直営を選択している施設とその理由

施設名	理由及び今後の予定
三重県人権センター	人権問題に対応するには、中立的、公平的な視点が必要とさ
	れるが、現状では県内に広範な人権問題に対処可能な民間
	の団体、機関が育ってきておらず、今しばらくは直営で運営す
	ることとした。
三重県消費生活センター	消費生活センターの実施業務には、相談、啓発、事業者指導
	がある。事業者指導のうち、立入調査には権限が必要である。
	事業者指導業務を指定管理業務から外して、相談、啓発のみ
	を指定管理業務とすることも考えられるが、相談によって被害
	情報を把握し、啓発や事業者指導へとつなげていくことから 3
	つの事業の一体性を確保する必要があること、これらの業務
	に対処可能な団体が県内には育ってきていないことから、直
	営で運営することとした。
三重県立図書館	図書館法第 17 条で入館料その他資料に対する利用料金が徴
	収できない。また、運営には高い専門性を有する司書等の職
	員が必要となるほか、県の中央図書館として市町への支援な
	どが求められる。そのため、指定管理者制度は検討している
	が、今しばらくは直営で運営することとしている。

三重県立博物館	建物の老朽化が激しく休館しているため直営としている。現
	在、平成 26 年度開館を目標に新県立博物館の整備を進めて
	おり、その中で指定管理者制度の導入についても検討してい
	వ .
三重県立美術館	運営には高い専門性を有する学芸員等の職員が必要となる
	ほか、中長期的な観点での資料収集、調査研究が必要とな
	る。一部業務のみの導入も可能だが、組織が二重化すること
	の弊害もあるため、指定管理者制度は検討しているが、今し
	ばら〈は直営で運営することとしている。
斎宮歴史博物館	国史跡のテーマ博物館であり、発掘調査を伴う。指定管理者
	制度は期間が決められているため、長期に及ぶ発掘調査を行
	うことは困難であり、指定管理者制度になじまない。そのため、
	指定管理者制度の導入は検討しているものの、今しばらくは
	直営で運営することとした。
三重県立	福祉と医療の二つの機能をもち、専門的な資格を必要とする。
草の実リハビリテーションセンター	また、県内に施設の保有する特殊な知識等を波及させる役割
	も担っているため、その管理運営は、指定管理者制度になじま
	ないため直営としている。
三重県立小児心療センター	三重県立小児心療センターあすなろ学園は、福祉と医療の二
あすなろ学園	つの機能をもち、サテライト診療、専門スタッフによる相談(学
	校関係、保護者)、巡回指導を行う。また、ドクター養成のモデ
	ル事業として国からの指定を受けている。これらの業務の管理
	運営は指定管理者制度になじまないため直営としている。
鳥羽ビジターセンター	鳥羽ビジターセンターの管理委託先である伊勢志摩国立公園
	協会は、三重県、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町と各鉄
	道、旅館等により、伊勢志摩地域への観光客の誘致のため結
	成されたものである。そして、利用者に対する伊勢志摩国立公
	園の自然・歴史・文化に関する情報提供や、自然観察会など
	の活動を行うために鳥羽ビジターセンターが設立された。同施
	設の管理運営については、建設当時から今日に至るまで効率
	的、一体的に管理できるとして、同一敷地内に事務所を構える
	同協会に委託してきた。さらに、 委託内容がトイレの清掃等
	限定されていること、 委託金額も 1,130 千円(平成 21 年度)と
	少額であることから、指定管理者制度を導入するよりも合理的
	と考え、引き続き同協会に管理運営を委託することとした。
登茂山ビジターセンター	指定管理の対象となる業務は、園地の中のビジターセンター
	に係るトイレの清掃等限定されたもので、管理運営に関する委

	託費も910千円(平成21年)と少額であることから、指定管理者
	制度を導入するとかえってコストアップしてしまう可能性が高い
	と判断される。そのため、登茂山園地全体を統括して管理する
	志摩市に引き続き管理運営を委託することとした。
三重県鈴鹿山麓	三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターの業務は、貸館がメイ
研究学園都市センター	ンで、稼働率は10%程度である。貸館のほかには、県主催のセ
	ミナー等を年数回開催するとともに、各研究所の研究成果を常
	設展示している。
	県としての利用方法を検討中であるため、今しばらくは直営で
	運営することとした。
三重県立熊野少年自然の家	三重県では、指定管理者制度導入の検討は平成 15 年より開
	始された。当時から外部に委託しているところは平成 18 年度
	より、指定管理者制度を導入している。直営の施設について
	は、それらの施設の導入が終了し次第、導入していく予定であ
	る。直営の当施設は、平成 22 年 4 月 1 日より指定管理者制度
	を導入予定である。
三重県営都市公園(県庁前公園)	年間の管理運営費は 4,000 千円と少額であり、面積も 0.6ha し
	かな〈非常に小規模であるため、コスト削減が難しいと判断し
	ている。また、昼の休憩や通路として使用している人が多いた
	め、利用者数等目標値を設定するにしても実績を測る手間が
	余計にかかってしまう。よって、指定管理者制度導入のメリット
	が少ない。また、利用料収入がない中で4,000千円を下回る管
	理費に抑えなければならず、民間事業者の参入が見込まれな
	い。したがって、県が直営で管理することとした。
水道事業施設	1 市供給となっている地域は市への移譲を推進している。平成
	24 年度より技術管理業務の包括的な民間委託を導入する予
	定である。
工業用水事業施設(4 浄水場)	平成 21 年度より技術管理業務の包括的な民間委託を導入し
	ている。
三重県立看護大学	平成 21 年 4 月 1 日より、地方独立行政法人化している。
病院事業施設(総合医療センター)	管理運営形態を検討中である。
病院事業施設	管理運営形態を検討中である。
(こころの医療センター)	
病院事業施設(一志病院)	管理運営形態を検討中である。
病院事業施設(志摩病院)	管理運営形態を検討中である。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	/ 盗料源自・マンケート同ダン

(資料源泉:アンケート回答)

2 全国都道府県の指定管理者制度の導入状況と三重県における特徴

地方自治法第244条に規定される公の施設については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)により、指定管理者制度が導入されることとなり、平成18年9月1日を以って平成15年度改正法附則第2条に規定する経過措置期間が終了したことから、総務省で制度移行後の指定管理者制度の導入状況等の調査が行われている。その調査結果が平成19年1月に『公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果』(調査時点平成18年9月2日)として公表されている。ここでは、この調査結果を利用して、三重県と都道府県合計の数値を比較することにより、三重県の指定管理者制度の導入状況の特徴を検討している。

(1) 指定管理者制度の導入率

指定管理者制度の導入率は表 2-8 のとおりである。

三重県では、平成16年10月より、他の施設に先行して総合文化センターに、指 定管理者制度を導入している。

都道府県合計は、総務省調査時(平成18年9月2日現在)の数値であるため、 単純には比較できないが、このことを考慮しても、三重県の導入率は、全国平均と 比較して高い水準を示している。

なお、表 2-8~表 2-15 は、総務省調査における計上方法(県営住宅は団地数、総合文化センターのような複合施設は構成される施設の数、等)に基づいているため、表 1-6 の数値とは整合しない。

表 2-8 指定管理者制度の導入率

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

	(172 = 1 173 1 = 2		
	公の施設数(A)	導入数(B)	導入率(B)/(A)
三重県	143	96	67.1%
三重県 (総務省調査時)	143	88	61.5%
都道府県合計 (注)	11,973	7,083	59.2%

(資料源泉:総務部資料から監査人作成以下表 2-16 まで同様)

(注) 都道府県合計については、公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果(平成 19年1月総務省自治行政局行政課)の数値を用いている(以下表 2-15まで同様)。

(2) 指定管理者の選定手続別の状況

指定管理者の選定手続別の状況は、表 2-9 のとおりである。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るととともに、経費の削減等を図るために施行された制度である。よって、原則として、公募により指定管理者を選定することが望ましいと言える。

三重県の指定管理者制度に関する取扱要綱によると、施設の管理を指定管理者に 行わせるときは、以下の例外を除き、原則として公募しなければならないとしてい る。

- ア 近い将来、施設の廃止や移管が見込まれる場合
- イ 施設管理上緊急に指定を行う必要がある場合
- ウ 特定の団体(地方公共団体も含む)以外では施設の設置目的の達成や適切 な運営の確保ができないことが明らかな場合

そのため、三重県の場合、公募により候補者を募集し選定している割合は、約90%と全国平均と比較しても非常に高いと言える。

表 2-9 指定管理者の選定手続別の状況

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

	公募より候補者を募集し選定		従前の管理受 託者を公募の 方法によること な〈選定		その他		合計 (注 1)	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
三重県	88	91.7%	8	8.3%	0	0.0%	96	100%
三重県 (総務省調査時)	80	90.9%	8	9.1%	0	0.0%	88	100%
都道府県合計	3,625	51.2%	3,353	47.3%	105	1.5%	7,083	100%

(注1) 比率は、合計に占める当該項目の件数の割合を示している(以下表2-15まで同様)。

(3) 指定管理者制度導入施設における従前の管理状況

指定管理者制度導入施設の従来の管理状況は、表 2-10 のとおりである。

三重県は、総務省調査時点においては、全て管理委託制度による管理から指定管理者制度に移行した施設であり、直営から指定管理者制度に移行した施設は1件もない。なお、平成20年4月1日現在、直営から移行した施設のうち4件が都市公園であり、その他は三重県環境学習情報センター、三重県民の森、三重県上野森林

公園である。

表 2-10 指定管理者制度導入前の管理状況

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

		管理委託制度 による管理	直営	施設の新設	合計
三重県	件数	88	7	1	96
二里乐	比率	91.7%	7.3%	1.0%	100.0%
三重県	件数	88	0	0	88
(総務省調査時)	比率	100.0%	1	1	100.0%
都道府県合計	件数	6,769	250	64	7,083
	比率	95.6%	3.5%	0.9%	100.0%

(4) 従前の管理受託者が引き続き指定管理者となった施設数

従前の管理受託者が引き続き指定管理者となった施設数、及びこれらの指定管理者が公募によることなく選定された施設数及びその比率は表2-11のとおりである。 指定管理者制度が導入され、民間企業を含め幅広く公募により指定管理者を選定することができるようになったが、三重県では大半の施設において従前の管理者が引き続き指定管理者となっている。しかし、これらのうちの9割の施設において、公募によって従前の管理者が指定管理者に選ばれているため、全国的に見ると、指定管理者制度導入の目的を達成するための努力が窺える。

表 2-11 指定管理者の選定方法

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

		A 従前の管理者が 引き続き指定管理 者となった施設数	B 左記のうち従前の管理受託者を公募の方法によることな〈選定した施設数	C 指定管理者制度導 入施設
三重県	件数	87	8	96
二里乐	比率	(注 1) 90.6%	(注 2) 9.1%	
三重県	件数	87	8	88
(総務省	比率	(注 1) 98.9%	(注 2) 9.1%	
調査時)	儿华	(/± 1) 96.9%	(注 2) 9.1%	
都道府	件数	5,981	3,353	7,083
県合計	比率	(注 1) 84.4%	(注 2)47.3%	

(注 1) A ÷ C にて比率の計算を実施している。

(注2) B÷Aにて比率の計算を実施している。

(5) 従前の管理委託制度と指定管理者との種別比較

従前の管理委託者の種別及び指定管理者の種別は、表 2-12 及び表 2-13 のようになっている。

表 2-11 でも述べたとおり、三重県では、大半の施設について従前の管理委託者が指定管理者となっていることから、公の施設の指定管理者のうち民間企業の占める割合は低い。ただし、都市公園 4 件については、いずれも民間企業が 2~4 事業者間の競合の末、指定管理者となっている。データが少ないため一概にはいえないが、民間企業の参入が進んでいる集客型の施設においては、収益拡大のインセンティブが働きやすいためではないだろうか。また、民間企業などの新規参入は、指定管理者が公募され、複数の団体が応募する競争性の高い案件で起こりやすいといえる。

表 2-12 従前の管理受託者の種別

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

				, -	/-X =0 ./J	,
				改正前の地方自治		
		公共団体	公共的団	法施行令第 173 条		
		(注1)	体	の 3 第1号に規定す	その他	合計
		(左1)	(注 2)	る法人		
				(注 3)		
三重県	件数	3	8	77	0	88
二里乐	比率	3.4%	9.0%	87.5%	-	100.0%
三重県(総	件数	3	8	77	0	88
務省調査時)	比率	3.4%	9.1%	87.5%	-	100.0%
都道府県	件数	334	1,882	4,420	133	6,769
合計	比率	4.9%	27.8%	65.3%	2.0%	100.0%

- (注 1) 公共団体とは、法令にもとづき、国の特別の監督の下に一定の行政を行うことを存立の目的として与えられた法人であり、市町村、土地改良区等をいう。
- (注2) 公共的団体とは、農協、自治会など公共的な活動を含む組織全てをいい、法人に限らない。
- (注 3) 改正(平成 15 年 8 月)前の地方自治法施行令第 173 条の 3 第 1 号に規定する法人とは、地方公 共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人をいう。
- (注4) 直営や新設は除いている。

表 2-13 指定管理者制度導入後の指定管理者の種別

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

		株式会社	財団法人	公共団体	NPO 法人	その他	合計
		有限会社	社団法人	公共的団体	111 0 747	C 07 [E	ни
三重県	件数	6	81	7	1	1	96
一里尔	比率	6.3%	84.4%	7.3%	1.0%	1.0%	100.0%
三重県	件数	1	81	5	0	1	88
(総務省調査時)	比率	1.1%	92.0%	5.7%	-	1.1%	100.0%
都道府県合計	件数	318	5,524	260	63	918	7,083
	比率	4.5%	78.0%	3.7%	0.9%	13.0%	100.0%

(6) 指定管理期間

指定管理期間の期間別状況は、表 2-14 のとおりである。

三重県の指定管理者の指定期間は、3年が約9割となっており、大部分を占めており、都道府県合計でも、同様の傾向がみられる。

三重県の指定管理期間は、「指定管理者制度に関する取扱要綱」第4条によると、 指定管理者制度の導入時は、3年から5年であり、2回目以降は、5年以上とすると している。そのため、3年から5年の比率が高くなっている。なお、5年を選択し ている施設は、専門性が高く、利用者との信頼関係の構築や事業の継続性・安全性 が求められることを理由とした福祉関係が多くなっている。

表 2-14 指定管理者の指定管理期間

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

	(-	
		1年	2年	3年	4年	5年	6~9 年	10 年 以上	合計
三重県	件数	0	0	87	0	9	0	0	96
二里宗	比率	-	•	90.6%	•	9.4%	•	-	100.0%
三重県	件数	0	0	83	0	5	0	0	88
(総務省調査時)	比率	-	•	94.3%	•	5.7%	•	-	100.0%
都道府県合計	件数	176	72	5,265	358	1,154	15	43	7,083
	比率	2.5%	1.0%	74.3%	5.1%	16.3%	0.2%	0.6%	100.0%

(7) 指定利用者における利用料金制の導入状況

指定管理者における利用料金制の採用状況は表 2-15 のとおりである。

三重県の指定管理者における利用料金制の導入状況は、都道府県合計と比較して低い数値となっている。導入していない施設は、公営住宅・下水道施設・福祉施設などの公共性の高い施設が多い。平成20年4月1日現在においては、総務省調査時に比べて増加しているため、指定管理者の経営努力が発揮しやすくなる環境が徐々に構築されつつあるといえる。

表 2-15 利用料金制の採用状況

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

		利用料金制を採用し	地方公共団体からの	
		ている施設数(一部利	支出金のみで賄って	合計
		用料金制を含む)	いる施設数	
三重県	件数	18	78	96
	比率	18.8%	81.2%	100.0%
三重県	件数	12	76	88
(総務省調査時)	比率	13.6%	86.4%	100.0%
都道府県合計	件数	1,497	5,586	7,083
	比率	21.1%	78.9%	100.0%

3 アンケートの送付による指定管理者制度導入施設の概要把握

(1) 質問票の概要

平成 20 年度までに指定管理者制度を導入した施設等 27 施設(アンケートの送り 先については表 1-1 参照。三重県営鈴鹿スポーツガーデンと体育館については、別々に送っているため、指定管理者制度を導入している施設数 26 とは異なっている)及び平成 21 年度から指定管理者制度を導入する 2 施設について、公募(23 施設)、非公募(6 施設)の施設別に、アンケートによる概要の把握を実施した。区分ごとの質問内容は表 2-16 のとおりである。

なお、アンケート送付先は、本報告書3ページ表1-1のとおりである。 その結果、全ての施設について回答を入手した。

表 2-16 質問項目一覧

No	項目	公募	非公
			募
1	指定管理者の組織の役員・職員のうち、県の職員及び OB の数(平成 20 年 4		
	月 1 日現在)。		
2	指定期間はどのように設定されているか。		
3	非公募としたものの区分と、その理由の具体的説明。		
4	非公募のものは、どんな条件がクリアされることが公募の条件とされているか。		
5	指定管理者に行わせることが出来る管理の範囲に、個別法による制約は有る		
	か。あればその内容。		
6	応募団体の数。各応募団体の獲得評点。		
7	県の説明会への参加者数。		
8	応募団体が1団体しかないケースについて、公募の方法・申込期間、応募条件		
	は適切に決められていたか。結果として複数の応募が得られなかった要因が		
	あれば、その内容。		
9	再公募は実施されたか。実施された場合、どのような内容の見直しが行われた		
	ַלת, מימ (מית מית מית מית מית מית מית מית מית מית		
10	再公募における応募団体の数。各応募団体の獲得評点。		
11	指定管理者の種別(財団等外郭団体、民間事業者、NPO、農協・生協等の公		
	共団体、その他)。その他の場合、管理者の属性。		
12	該当施設について利用料金制度は採用しているか。採用している場合、採用		
	年度はいつか。また、指定管理者制度の導入にあたり、利用料金は条例に定		
	める額の範囲となっているが、利用料金はどのように設定されたか。		
13	利用者数(18~20 年度実績、21·22 年度計画)		

14	使用料収入 or 利用料金収入の額(18~20年度実績、21·22年度計画)	
15	委託料の額もしくは指定管理料の額(18~20年度実績、21·22年度計画)	
16	管理運営費の額、及びそのうち外部への委託料の額(18~20 年度実績、21・	
	22 年度予算)	
17	開館日、開館時間は従来(指定管理者制度移行前)と比べて変更されている	
	か。変更されていればその内容。	
18	平成20年度における自主事業の実施の有無。実施されている場合は、その主	
	な実施状況。	
19	20 年度における利用者サービスの向上は具体的にどのような方法で実施され	
	たか。	
20	業務内容は明確に定められているか。20 年度中に未設定であったことが判明	
	した項目、業務内容について疑義が生じた項目があればその内容。	
21	指定管理料は定額か。 定額でなければ、指定管理料の変動条項、精算条項の	
	内容。	
22	平成 20 年度の協定の変更による指定管理料の変更の有無。あれば、協定の	
	変更が生じた理由。	
23	指定管理料について、年度ごとの見直し条項はあるか。見直し条項がある場	
	合、20 年度と 21 年度で積算内容の主な見直しの内容。	
24	施設の維持補修・改良に係わる県と指定管理者との負担区分は明確に定めら	
	れているか。もし、20 年度中に未設定であったことが判明した項目、負担区分	
	についての疑義が生じたものがあれば、その内容。	
25	平成 20 年度において、管理物品の管理台帳と備品の現物との照合は行われ	
	たか。	
26	また、県有備品の廃棄などの異動の連絡は適切に行われたか。もし、備品管	
	理状況についての特記事項があれば、その内容。	
27	施設運営会議は設置されているか。設置されていれば、その構成員(所属及び	
	人数)並びに平成 20 年度における運営会議の開催回数。	
28	月例報告は出されているか? 出されている場合、所管部局によるその確認の	
	内容及び対応の状況。	
29	モニタリング(事業評価・管理状況報告以外の部局(あるいは施設)独自の監	
	視・監督)の手続はどのような形で定められ、実施されているか。(20 年度にお	
	ける実施時期及び実施内容。)	
30	モニタリングの結果は、指定管理料の金額に影響を与えるか。影響を与える場	
	合、どのような算定が行われるか。	
31	事業報告書はどのタイミングで提出されるのか。また、所管部局におけるその	
	確認方法。	

32	現地立ち入り検査の実施の有無。ある場合には、その回数と実施内容。	
33	20 年度中の利用者満足度調査の実施回数(指定管理者によるもの、 県による	
	もの、合同のもの)。また、満足度調査の結果認識された重要な要望等があれ	
	ば、その内容。	
34	指定管理者による自己評価は実施しているか(事業報告書以外)。	
35	県による事業評価(管理状況報告以外)は実施しているか。実施している場合	
	(実施予定を含む)、平成20年度の事業評価の実施時期、手順書名及び主な評	
	価項目と総評。	
36	第三者評価による事業評価は実施しているか。実施している場合(実施予定を	
	含む)、平成 20 年度の事業評価の実施時期、手順書名及び主な評価項目と総	
	評。	
37	指定管理者の経営状況の確認は、どんな頻度で、どのような方法で実施してい	
	る(あるいは、実施する予定)か。	

- (注1) 表中の をつけた項目が、質問実施項目である。
- (注 2) 平成 21 年度から指定管理者制度を導入する施設については、No.2~12,15~16 に関して質問を 実施した。

(2) 質問票の集計結果の概要

ア 指定期間

各施設の指定期間の年数は表 2-17 のとおりである。

県では、指定期間を、「指定管理者制度に関する取扱要綱」第4条によると、導入時には3~5年、2回目以降は5年を標準とするという方針をとっている。3年としている施設が多いのは、様子見の方針をとっているためや、全国的にそのようにしている施設が多いためである。

表 2-17 選定区分別の指定期間数

区分	公	公募		公募	合計		
年数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
2年	0	-	1	16.7%	1	3.4%	
3年	14	60.9%	4	66.7%	18	62.1%	
5年	9	39.1%	1	16.7%	10	34.5%	
計	23	100.0%	6	100.0%	29	100.0%	

(資料源泉:アンケート回答、表 2-28 まで同様)

イ 指定管理者の種別

各施設の指定管理者の種別は表 2-18 のとおりである。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対して、効果的・効率的に対応するため、公の施設に民間活力を活用しつつ住民サービスの向上を図ると共に経費の節減等を目的として創設された。

公募に関しては、制度導入の趣旨どおり、民間事業者やNPOといった民間団体の割合が比較的高くなっている。非公募に関しては、母集団が小さいという点はあるものの、従前の管理団体からの申請が基本となっているため、外郭団体・地方自治体による管理施設の割合が高くなっている。

次 Z-10 拍处自母	日り作品の						
区分	公募		非	公募	合計		
種別	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
外郭団体	9	39.1%	3	50.0%	12	41.4%	
民間事業者	8	34.8%	1	16.7%	9	31.0%	
NPO	2	8.7%	0	-	2	6.9%	
公共団体	2	8.7%	0	-	2	6.9%	
地方自治体	1	4.3%	2	33.3%	3	10.3%	
その他任意団体	1	4.3%	0	-	1	3.4%	
計	23	100.0%	6	100.0%	29	100.0%	

表 2-18 指定管理者の種別

ウ 利用者数及び利用料収入の増減

指定管理者制度導入時と平成 20 年度を比較した利用者数及び利用料収入の推移 は、表 2-19、2-20 のとおりである。

表のとおり、利用者数、利用料金収入ともに、指定管理者制度導入による効果が表れている。ただし、公募・非公募の区分からは、特に大きな差は生じていない。このように、競争性の向上が収入の増加につながっていることが確かめられた。また、非公募についても収入が増加していることから、指定管理者制度の導入が、将来的には民間事業者などと仕事を競うことも有り得るという潜在的な競争環境を作り、収入の増加につながったのではないかと考えられる。

利用料金を自らの収入として直接収受できる利用料金制の採用の有無と、利用者数の増減については、利用料金制を採用している17施設のうち12施設が増加、採用していない施設8施設のうち7施設が増加となっている。このように、指定管理者の管理意欲を高める趣旨である利用料金制の採用による効果は、利用者数のみからは表れているとはいえない。

なお、利用者数については、数値の集計手順に検討課題がある施設が発見された。 詳しくは、各個別施設の項で述べることとする。

表 2-19 平成 20 年度の利用者数の増減率 (対指定管理者制度導入時)

区分	公募		非公募		合計	
増減率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
増加率 20%以上	2	18.1%	2	40.0%	4	25.0%
增加率 10%以上~20%未満	2	18.1%	2	40.0%	4	25.0%
增加率 5%以上~10%未満	2	18.1%	0	-	2	12.5%
増加率 0%以上~5%未満	2	18.1%	0	ı	2	12.5%
減少率 0%以上~5%未満	1	9.1%	0	ı	1	6.3%
減少率 5%以上~10%未満	1	9.1%	0	-	1	6.3%
減少率 10%以上~15%未満	0	-	1	20.0%	1	6.3%
減少率 20%以上	1	9.1%	0	-	1	6.3%
計	11	100.0%	5	100.0%	16	100.0%

- (注 1) 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅については、一体的に管理運営を行っており、決 算において明確に区分することが困難であることから、一括して計上しているため、1 施設として 集計している。
- (注2) 平成20年度及び21年度から指定管理者制度を導入した施設は除いている。
- (注 3) 年度途中から指定管理者制度が導入された施設については、年換算の利用者数をベースに比較を実施した。

表 2-20 平成 20 年度の利用料金収入の増減(対指定管理者制度導入時)

増減	公募		非公募		合計	
区分	件数	比率	件数	比率	件数	比率
増加	6	54.5%	2	50.0%	8	53.3%
減少	5	45.5%	2	50.0%	7	46.7%
計	11	100.0%	4	100.0%	15	100.0%

- (注1) 平成20年度及び21年度から指定管理者制度を導入した施設は除いている。
- (注 2) 年度途中から指定管理者制度が導入された施設については、年換算の利用料収入をベースに 比較を実施した。
- (注 3) 鈴鹿スポーツガーデン体育館は、鈴鹿スポーツガーデンの既存施設と一体的に管理運営を行っており、決算において明確に区分することが困難であることから、既存施設に一括して計上しているため、鈴鹿スポーツガーデン体育館に係る委託料は、除いている。

エ 管理運営費に占める委託料(再委託)の割合

平成20年度における管理運営費に占める委託料の割合は表2-21のとおりである。 指定管理者制度においては、指定管理業務を一括して、又は指定管理業務の主た る部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないとされており、再委託にあ たっては県の承認(一部は報告)を必要としている。

このような背景から、大半の指定管理業務については、管理運営費に占める委託料の割合が40%未満となっている。しかし、非公募に関しては、母集団が少ないという点はあるものの、再委託の割合が高くなっている。50%以上60%未満の区分について、公募は三重県営都市公園熊野灘臨海公園、非公募は三重県営松阪野球場及び三重県流域下水道施設が該当する。60%以上は、三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(公募・87%)が該当する。

三重県営都市公園熊野灘臨海公園及び三重県営松阪野球場は、平成20年度における指定管理者がそれぞれ紀北町、松阪市である。主な再委託業務は、除草業務、植木業、清掃業務、警備である。これらの業務は、自治体職員が自ら行うよりも外部委託する方が安価であり、効率的であるため、全般的に委託している。

三重県流域下水道施設は、平成20年度における指定管理者は、財団法人三重県下水道公社である。主な再委託業務は、施設点検運転監視業務、電気設備点検業務等である。これらの業務は、公社が適切な汚水処理を行う上で、効率的かつ経済的に業務を行うため、施設・設備等の専門的な知識、技術を有している専門業者へ委託している。

また、三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅について平成20年度の指定管理者は、三重県住宅供給公社であったが、住宅の管理が主要な業務であるという特性上、支出の多くが住宅の修繕や設備の法定点検、保守に係るものであるため、工務店及び専門業者へ委託している。

表 2-21 平成 20 年度における管理運	営費に占める委託料の割合
------------------------	--------------

区分	公募		非公募		合計	
比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
0%	3	14.3%	0	-	3	12.0%
0%以上 10%未満	2	9.5%	0	-	2	8.0%
10%以上~20%未満	6	28.6%	1	25.0%	7	28.0%
20%以上~30%未満	3	14.3%	0	ı	3	12.0%
30%以上~40%未満	3	14.3%	1	25.0%	4	16.0%
40%以上~50%未満	2	9.5%	0	-	2	8.0%
50%以上~60%未満	1	4.8%	2	50.0%	3	12.0%
60%以上	1	4.8%	0	-	1	4.0%

|--|

- (注 1) 鈴鹿スポーツガーデン体育館は、鈴鹿スポーツガーデンの既存施設と一体的に管理運営を行っており、決算において明確に区分することが困難であることから、既存施設に一括して計上しているため、鈴鹿スポーツガーデン体育館に係る委託料は、除いている。
- (注 2) 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅については、一体的に管理運営を行っており、決算において明確に区分することが困難であることから、一括して計上しているため、1 施設として集計している。
- (注3) 平成21年度から制度を導入する2施設は除いている。

オ 管理運営費の状況

各施設における指定管理者導入後の管理運営費の増減は、表 2-22 のとおりである。表によると、コスト面においては、指定管理者制度導入による効果が現われているとはいえない。なお、管理運営費が指定管理者導入以来一定だった施設は、三重県津ヨットハーバーである。これは、指定管理者であった財団法人伊勢湾海洋スポーツセンターにおいて、指定管理事業の管理運営費は、余剰が発生した場合には利用促進を図る事業に充当される形で報告されたためである。なお、表 2 - 23 では集計から除いている。

指定管理者が民間事業者である三重県営サンアリーナについては、管理運営費は減少している。すなわち、民を中心とした新規参入者と、官を中心とした従来の委託先とで、対照的な結果が生じている。

コスト削減も重要な要素ではあるが、サービスが低下してしまっては本末転倒である。そこで、コスト削減とサービスの向上の両立の点から、管理運営費の増減と利用者数の増減を示したのが表 2-24 である。

表によると、実際の管理運営費の増減と利用者数の増減に相関関係はないことが 分かった。利用者数は、管理運営費の多寡ではなく、サービスの内容その他の条件 によって変動したものであろう。

表 2-22 管理運営費の増減

区分	公募		非公募		合計	
増減	件数	比率	件数	比率	件数	比率
増加	8	57.1%	2	50.0%	10	55.6%
減少	6	42.9%	1	25.0%	7	38.9%
一定	0	-	1	25.0%	1	5.5%
計	14	100.0%	4	100.0%	18	100.0%

表 2-23 指定管理者の種別の管理運営費の増減

管理運営費	増加		減少		合計	
種別	件数	比率	件数	比率	件数	比率
自治体・公共団体及び県出資	9	90%	3	43%	12	71%
団体						
民間事業者	0	-	1	14%	1	6%
NPO	1	10%	2	29%	3	18%
その他任意団体	0	-	1	14%	1	6%
計	10	100%	7	100%	17	100%

表 2-24 管理運営費と利用者数の関係

管理運営費	t	増加		減少		合計	
利用者数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
増加	6	66.7%	5	71.4%	11	68.8%	
減少	3	33.3%	2	28.6%	5	31.3%	
計	9	100.0%	7	100.0%	16	100.0%	

- (注 1) 平成 20 年度及び 21 年度から指定管理者制度を導入した施設は除いている。
- (注 2) 鈴鹿スポーツガーデン体育館は、鈴鹿スポーツガーデンの既存施設と一体的に管理運営を行っており、決算において明確に区分することが困難であることから、1 施設としてカウントした。
- (注 3) 年度途中から指定管理者制度が導入された施設については、年換算の管理運営費をベース に比較を実施した。
- (注 4) 表 2-24 では、三重県営住宅と三重県特定公共賃貸住宅は一括して管理運営を行っており、決算において明確に区分することが困難であることから、1施設としてカウントした。

カ 指定管理料の設定状況

各施設における指定管理料の定額制・変動制の採用状況、及び、平成 20 年度における協定による指定管理料の変更の有無は、表 2-25 及び表 2-26 のとおりである。

例えば、指定管理料がむやみに減額されれば、利用者サービスの向上とコスト削減に向けた指定管理者の努力を削ぐことになりかねない。また、一方で安易に増額されれば、指定管理者のコスト削減に向けた努力がなされなくなる虞がある。

そこで、定額制を採用しているにも関わらず、指定管理料が平成 20 年度に変更された 2 施設についてヒアリングを実施したところ、指定管理料の変更理由は、次のとおりであった。

三重県流域下水道施設

理由:流入水量の変更及び経費削減努力に伴う経費の減少に伴い減額

(減額分は流域下水道施設の維持管理費を負担している市町に返還等される)

三重県身体障害者総合福祉センター

理由:障害者自立支援法の施行に伴う支援費報酬減額分の補填として増額

三重県流域下水道施設については、年度協定書において県と指定管理者の協議により協定書締結後における指定管理料の変更を許容しており、指定管理者制度導入以来、実費を指定管理料とすることとしている。また、三重県身体障害者総合福祉センターについては、法令の施行にともなう利用料収入の減額を補てんするものである。いずれも、指定管理料を不当に変額するものではなかった。

表 2-25 指定管理料の変動・固定の区分

区分	公募		非公募		合計	
定額・変動の別	件数	比率	件数	比率	件数	比率
定額制	18	78.3%	4	66.7%	22	75.9%
変動制	5	21.7%	2	33.3%	7	24.1%
計	23	115.0%	6	100.0%	29	100.0%

表 2-26 平成 20 年度における指定管理料の変更の有無

変更の有無	公募		非公	夢	合計	
区分	件数	比率	件数	比率	件数	比率
変更あり	3	13.6%	1	20.0%	4	14.8%
変更なし	19	86.4%	4	80.0%	23	85.2%
計	22	100.0%	5	100.0%	27	100.0%

キ 固定資産実査の実施の有無

各施設における固定資産実査の実施の有無は、表2-27のとおりである。

そもそも、指定管理者制度が導入されているか否かにかかわらず、定期的に帳簿 と現物を付き合わせる現物調査が行われ現物の実在性と帳簿の網羅性、さらには現 物の状態等を確認することが必要である。

しかし、9件の施設においてはこれらのことが行われていない。それらの施設のうち3件が県土整備部所管の都市公園であり、その他は三重県身体障害者総合福祉センター、三重県総合文化センター、三重県立ゆめドームうえの、三重県津ヨットハーバー、三重県営住宅、三重県特定公共賃貸住宅であった。(なお、三重県営住宅、三重県特定公共賃貸住宅では県有備品がないとの回答を得ている)。そこで、備品管理をどのようにして行っているかを県土整備部に確認したところ、県土整備

部の地域機関である建設事務所で行うこととなっており、具体的な管理方法については建設事務所に委ねているとの回答を得た。一方、実施したと答えた施設に関しても、実査を行った証跡を保管していないなど、実施方法に問題のある施設や、県有備品であることを示すシールを貼っていないなど、台帳と現物の照合が困難であると思われる施設が発見された。詳細については、各個別施設の項で検討する。

表 2-27 固定資産実査の実施の有無

区分	公募		非公募		合計	
実施の有無	件数	比率	件数	比率	件数	比率
実施した	15	68.2%	3	60.0%	18	66.7%
実施していない	7	31.8%	2	40.0%	9	33.3%
計	22	100.0%	5	100.0%	27	100.0%

ク 施設運営会議の実施の有無

各施設における施設運営会議の実施の有無は以下の表 2-28 のとおりである。

表 2-28 施設運営会議の実施の有無

区分	公學	募	非	公募	合	計
実施の有無	件数	比率	件数	比率	件数	比率
実施した	4	18.2%	0	-	4	14.8%
実施していない	18	81.8%	5	100.0%	23	85.2%
計	22	100.0%	5	100.0%	27	100.0%

県では、施設運営会議の実施を、「指定管理者制度に関する取扱要綱」等で明記してはいないことから、実施割合は低いと考えられる。しかし、施設運営会議は、施設の適正な管理と活性化を図るため、施設の設置主体である県と、管理運営者である指定管理者及びその他の関係者が相互に意見交換を行い、定期的な連絡・調整を行う場としての意義があるため、出来る限り実施することが望ましいといえよう。

第3 個別施設の検討手続

1 監査対象施設の抽出

平成20年度において指定管理者制度を導入している施設26施設)のうち、 平成21年度において、指定管理者制度を廃止した三重県津ヨットハーバーを 除く25施設及び平成20年度において新たに指定管理者制度導入のための選定 手続を実施した2施設(三重県地方卸売市場、みえ県民交流センター)につい て、「第15外部監査の方法(2)主な監査手続」のアからクの監査手続 を実施した。

さらに、平成 20 年度において指定管理者制度を導入している施設のうち、 三重県津ヨットハーバー及び平成 19 年度に「県出資団体の財務事務の執行及 び経営に係る事業の管理について」を選定した特定の事件とし、包括外部監査 の対象となっており、施設の管理運営についての外部監査が行われている 2 施 設(みえこどもの城、三重県身体障害者総合福祉センター)を除いた 23 施設 について、2の現地視察を実施した。

2 現地視察

現地視察時には、以下の手続を基本とした上で、必要に応じて追加手続を実施した。

- (1) 指定管理業務と指定管理者の概要を把握
- (2) 県有備品及び持込備品との区分管理について管理資料の閲覧及び現物との照合
- (3) 財務諸表が事実に基づき適切に作成されているかどうかについて帳簿 の閲覧、関連証憑との照合
- (4) 指定管理業務とその他の業務の区分経理の状況を把握
- (5) 指定管理業務が適切に管理運営されているかどうかについて諸規程及 び諸管理資料等の閲覧
- (6) 利用料収入及び利用者数の集計について諸管理資料の閲覧及び報告との照合
- (7) 利用者満足度調査の結果の閲覧とそれに対する対策等の質問
- (8) 施設の修繕、保全に関する管理状況を把握
- (9) 施設利用に係る保険の加入状況について質問

第4 全般的な監査結果

この項では、個別の施設のみでなく県における指定管理者制度全体で今後取り組むべき問題について述べる。

1 指定管理者制度による住民サービスの向上と行政コストの縮減について【意見】

指定管理者制度において、住民サービスの向上、行政コストの縮減の2つが主な目的とされている。この2つの目的のいずれか一方のみが強く求められる状況が続けば、制度そのものを存続させることが困難になる虞がある。

今回監査対象とした施設の中には、提出された事業報告書においては収支差額が 0 円であっても、実際は一部の費用を指定管理者の他の事業で負担しており実質赤字である、というケースがあった。また、制度導入当初から指定管理者と県との間で必要なサービスについての認識のずれが埋められないまま、収支赤字となった施設もあった。

指定管理者制度において、コスト削減は重要な目的のひとつであるが、それのみを 追求することはあってはならない。指定管理者の犠牲のもとに成立する制度であれば、 現在指定管理者となっている事業者の努力や新規に参入しようとする事業者の参加 意欲を削ぐことになり、ひいては、民間のノウハウを活用するという目的の達成をも 危うくすることになりかねない。

一方で、指定管理者側も住民サービスの向上を盾に、コスト削減のための努力を惜しむようなことがあってはならない。

ここで注意したいのは、コスト削減ありきではないという点である。

まずは、指定管理業務に費やされたコストを正確に把握することが必要不可欠である。直接間接問わず費やされたコストを、可能な限り漏れなく集計する必要がある。 その上で、県と指定管理者双方が議論を尽くして、現状のサービスを維持するため に必要なコスト、指定管理者の提案する新たなサービスの実現に必要なコストを見極めた上で、次回の指定管理期間の指定管理料に反映させるというステップを踏むことが望まれる。この作業の中で、削減可能なコストがゼロであるという可能性もある。

2 指定管理者制度全体の評価について【意見】

個々の施設に関しては、毎年度及び期間終了後に、管理状況の評価が行われている。 指定管理者制度が平成 16 年度に導入されて以降、12 施設が既に 1 回目の指定管理期間を終了しているが、指定管理者制度導入の目的とされている点について制度全体として総括的に評価検討は今までになされていない。 まず、コスト面からすれば、単純な方法ではあるが、指定管理者制度導入前と導入 後の行政コスト全体での比較は可能であろう。その上で、単に増加減少という事実の みでなく、その内容について分析することが重要である。例えば全体として増加して いるのであれば、なぜ増加しているのか、削減する余地はないのかについて検討する 必要がある。

次に、住民サービスの向上についてであるが、現状は、施設利用者に向けてアンケートを実施している施設があるが、実施自体の有無、内容、対象者については、指定管理者及び県の所管部局に委ねられている。そのため、指定管理者制度全体に関する評価は行われていない。

前述のコスト面からの評価と合わせて、指定管理者制度全体からみた住民サービスの向上に関する評価が望まれる。仮にコスト面から評価した結果、全体のコストが増加していたとしても、指定管理者制度導入が住民サービスの向上に寄与していると評価されるのであれば、その意義はあったと判断できるであろう。逆に住民サービスの向上に寄与していないと評価されるのであれば、その原因を分析し、全体及び個別の施設に関する指定管理者制度の在り方について再考すべきであろう。

3 指定管理者の評価について【意見】

指定管理者を評価する指標として、集客施設の多くにおいて利用者数が用いられている。確かに指定管理者の提供するサービスに満足しなければ、利用者が二度三度と施設を利用することはなく、利用者数も増加しないであろう。しかし、単純に利用者数の増加を求めるのであれば、大規模なイベントの数を増加させる、設備を新調するなどが手っ取り早い方法になるであろうが、コストや手間が当然に費やされることになる。

重要なのは、住民サービスの向上を持続させることにある。例えば、リピーターを増加させることも重要な要素になるであろう。リピーターを増加させるためには、サービスのソフト面の充実がなければならない。こうした視点からの評価を行うことが必要となってくるであろう。

また、利用者数により評価する際にも、過去の実績を十分に吟味することが必要である。利用人数を左右する重要な要素や過去の実績数値の根拠情報を十分に入手し、成果目標の数値が真に実現可能な目標数値であるようにすべきであろう。

さらに、財務指標についても、減免した利用料金は収入額に算入されないが、減免額を明らかにすることで、施設の真の努力成果をより適切に把握できるものと考えられる。

いずれにしても、県と指定管理者が協議し、何が真に指定管理者の努力を反映する ことが可能かについて検討することが望まれる。

4 県による指定管理者の監督について【意見】

県による指定管理者の監督の手法及び施設管理の要求水準について、現状は所管部局の判断に委ねられている。こうした監督の在り方の違いは、施設管理の水準にも影響しかねない。

施設の目的、利用者、規模などそれぞれに異なるため、まったく同じ手法で指定管理者を監督することは不可能であるが、県全体で共通化できる部分はあると思われる。 共通化する作業の中で、他の部局の手本となるべき例も見出されるであろう。

まずは、最低限必要な管理手順についてその手法をとりまとめ、その上で各各所管部局がそれぞれの所管施設にあった管理手順を追加していくことにより、より高い水準の監督が行えるようになるであろう。

(1) 月次報告、事業報告及び現地視察等について

指定管理者は、施設の管理運営状況について、月次または四半期及び年度末に書面で事業報告を行っている。この書面を受領した県の所管部局による検討の方法は様々である。受領した書面を見るのみの部局があれば、報告書に記載された数値や事実について根拠資料との照合を実施する部局もある。また、誰が実施しても同水準の結果が得られるように、事業報告の内容検討のための手順書を作成している部局もあった。

こうした報告については、少なくとも年度末にはその内容について、事実の検討を 行うことが望まれる。また、その検討の手順については、どの担当者が実施しても同 水準の結果が得られるようにしておくことが望まれる。

また、現地視察についても、その頻度、視察時の実施内容は様々である。設備の修繕が行われる際に完成検査に行くのみの部局があれば、定期的に訪問し利用状況の観察やヒアリングを実施する部局もあった。

県全体として、最低限所管部局が確認すべき事項に関して共通化することにつき検討を行うことが望まれる。

(2) 業務運営上必要となる手順書等の整備について

指定管理者は、料金収受を含む資金管理、備品管理、施設の巡回点検等、施設の日常管理にあたり、予め自らルールを決めている。しかし、そのルールについて水準はばらばらであり、文書化されていない施設もあり、詳細な業務運営手法については指定管理者にすべて委ねられている状況である。

指定管理者の組織規模は大小さまざまであり、一律の管理ルールを定めることは困難であろうし、また、指定管理者独自の創意工夫を妨げることになりかねない。しかし、三重県の指定管理者として最低限守るべき業務運営の水準というものはあるであるう。これを標準的な指針としてまとめ、現状の指定管理者の業務運営手法において不足がないかどうか検討することが望まれる。

(3) 集客施設における賠償責任保険について

集客施設における利用者への賠償責任保険については、その補償範囲、条件等さまざまである。これは、施設の目的や利用者数がそれぞれ異なるため当然のことであるが、その決定に至るまでのプロセスも、指定管理者ごとに異なっている。例えば、指定管理者制度導入以前の条件を指定管理者も踏襲するように県からの指導を受けた施設があれば、まったく指導がなく指定管理者自ら類似施設の調査をして決定した施設など様々である。

昨今、公の施設の利用により損害を被った利用者が、多額の損害賠償請求を自治体 に求めることがある。無論事故など起こさないことが望ましいし、金銭で問題が解決 されないケースもあろう。しかし、問題発生に備えておくことは必要である。

まずは、県の施設として一般的に想定されるリスクのうち、保険によりカバーすべき要素を把握し、個別施設ごとに付加すべき条件を所管部局で検討する。その上で、指定管理者が、こうして検討された条件を満たす保険を選択するという段階を踏むことが望まれる。

5 県と指定管理者のリスク分担・役割分担について【意見】

個別施設の現地視察を実施する中で、県と指定管理者の役割及び負担が曖昧になっていると思われる事項があった。

(1) リスク分担に係る個別事案の文書化について

県と指定管理者が締結する協定書のリスク分担において、施設の補修修繕等について、「一件 円を超えない範囲」について指定管理者の負担とすることが定められていることが多い。この「一件」の解釈が曖昧であると思われる事例があった。その事例とは、運動施設の照明器具等の大量の電球について、電球が切れた都度取り換えれば指定管理者の負担になるが、一斉に取り換えれば指定管理者の負担の条件を超える場合にはどう解釈すればよいか、というものであった。

こうした事例は、修繕費の分担に限らず他にもあると推測される。

このように、県と指定管理者のいずれが負担すべきかという解釈が必要となる問題に関し、少なくとも同種施設の同一事例については同一の取扱いがなされるべきである。そのためには、まず、こうした問題が発生した場合、県は指定管理者に対し、口頭で指示するのみでなく文書にして残すような仕組みづくりが望まれる。これにより、過去の取扱事例が蓄積され、参照することが可能となる。

また、こうした事例を全庁的に取りまとめ、複数同一の事例が蓄積した場合には、 協定書等のモデル様式に加えることを検討できる体制づくりが望まれる。

(2) 県有備品の管理について

県有備品の管理について、日常的な使用管理が指定管理者の役割であることは間違

いないが、年度末における備品現物の実査を実施している施設のうち、県の所管部局の担当者が実施している施設と指定管理者が実施している施設の両方があった。

県有備品の適切な管理については、指定管理者の業務として仕様書に明記されているが、簡潔にその旨が記載されているのみである。効率面からは、定期的な現物確認も指定管理者の行う業務に含まれるのではないかと考えるが、少なくとも、県と指定管理者の役割分担は明確にしておくべきであろう。

第5 個別施設の監査結果

1 三重県立熊野古道センター

(1) 施設の概要

表 5-1-1

項目		内容		
	平成 16 年 7 月、ユネスコ(国連教育科学文化機関)(の世界遺産に登録	
	された「紀伊山地の霊場と参	診詣道」のうち、熊野古道に	関する歴史、自	
設置の目的	然及び文化等を紹介すると	ともに、熊野古道やその周	辺地域に関する	
	活動及び交流の場の提供な	よどを行うことにより、もって	地域の振興に寄	
	与することを目的として設置	した。		
開設時期	平成 19 年 2 月			
所在地	三重県尾鷲市大字向井字村	付島 12 番 4 号		
設置根拠条例等	三重県立熊野古道センター条例			
	展示棟: 木造平屋建て(約	853 m ²)		
建物規模	多目的交流棟:木造平屋建	て(約 853 m²)		
	研究収蔵棟:鉄筋コンクリー	ト平屋建て(約 723 m²)		
延床面積	2,429 m²	敷地面積	33,265.98 m²	
利用時間等	開館時間:午前9時から午行	後5時、利用時間午前9日	寺から午後 10 時	
	一 熊野古道の歴史、自然	及び文化に関する資料の場	収集、保管及び展	
	示に関すること。			
	二 熊野古道及びその周辺	地域に関する情報の収集	及び提供に関する	
業務内容	こと。			
	三 交流会、体験学習会等。	人及び情報の交流の促進	を図る事業	
	四 前三号に掲げるものの	まか、設置の目的を達成す	るために必要な	
	事業			

(2) 指定管理者の状況

表 5-1-2 (平成 20 年度)

指定管理者名称	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク
指定の期間	平成 18 年 11 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	公募
指定管理料 (千円)	56,861 千円
利用料金制の有無	有り
指定管理者が行う管理	施設の利用許可等に関する業務、利用料金の収受等に関する業務、施
業務の内容	設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 等

(3) 収支状況等の推移

表 5-1-3 単位:千円

項目	18 年度実績 (5 か月)	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
	公募指定	公募指定	公募指定	公募指定
収入の部	18,890	59,977	59,642	58,831
指定管理料	18,581	57,361	56,861	56,361
利用料金収入	130	483	334	500
その他収入	178	2,132	2,447	1,970
支出の部	18,256	59,662	58,490	58,831
事業費	3,983	18,571	13,192	11,650
管理費	14,272	41,090	45,298	46,499
その他支出	-	ı		682
収支差額	634	314	1,151	-
利用人数	28,540	123,821	91,036	

(4) 監査の結果

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、担当職員が現地の視察を週に1回程度実施し、清掃の状況など、主に施設の美観面を確認しているとのことであった。また、月に1度施設運営会議が実施されており、県の職員も出席し、業務報告を受けているとのことであった。また、県議会第2回定例会に向けて指定管理の評価を行うために年度の収支決算書の内容につき、帳簿や通帳との照合を実施しているが書類等では残していないとのことであった。誰がチェックを行っても同水準の手続が行えるように、マニュアルや手順書を作成しておくとともに、現在実施している帳簿や通帳との照合もでき

る限り痕跡を残しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

委託先特定非営利活動法人に対する貸館料について【意見】

熊野古道センターは、指定管理者とは別の特定非営利活動法人 A に、体験学習事業の運営・実施業務を下記のとおり委託している。

契約内容

年間 60 回以上の体験学習

委託料:年間 1,200,000 円

材料、資材費、会場の提供、および光熱費は指定管理者の負担。

材料費等の原価相当額を参加者より徴収(指定管理者の収入として計上される)。

A は当該受託に基づく業務を実施するほか、年間 10 回程度自らが主催して体験学習を実施しているが、この事業に関しては、貸館料を徴収していない。これは、A の使用目的がセンターの自主事業と大きく異ならない内容であり、指定管理者の事業目的自体に適った活用方法であるためとの説明を受けた。確かに、センターの自主事業は、契約書によれば1回あたり20,000円(1,200,000円÷60回)のコストがかかっていると計算され、これに対して体験学習室の貸館料は1日3,200円となっており、貸館料を差引いてもAの主催事業とした方がコスト的に有利なものとなっている。

しかし、Aの代表者は指定管理者の理事を兼務しており、このような関係性から 優遇措置を取っているかのような誤解を招く虞もある。また、今後指定管理者の変 更等があった場合に、トラブルの要因となる可能性もある。

契約内容の見直し、貸館料の徴収等の対応策をとることが望まれる。

利用料金の徴収について【意見】

利用料金は主に貸館業務について発生し、現金または振込によって徴収している。振込入金は相手先の口頭による申請に対応して受け付けており、特に振込入金に関する申請書は徴収していない。また、振込の場合は、キャンセル時の煩雑回避のため基本的に後払いとなっているが、入金期日を特に設けていない。入金の有無についてはエクセルシートにて管理されているが、延滞日数に応じた督促処理などの規定はない。幸い、これまで貸倒はないとのことであるが、平成20年度の管理表を閲覧したところ、施設利用後3カ月程度入金がなかった案件も存在した。施設の健全な運営のためには、利用の促進のみならず、その後の利用料回収も確実に行われなければならない。

後払いの場合は後払申請書を入手する必要がある。また、延滞について定義づけるとともに、督促のマニュアルを設け、入金管理を行う必要がある。

利用料金の減免について【意見】

熊野古道センターでは、利用料金の減免を下記のとおり行っており、利用料金の減免は、「施設利用料金減免申請書」に基づいて行われる。

平成 20 年度は減免申請が 2 件あったが、うち 1 件は申請書に減免理由が明確に記載されていなかった。減免理由の記載を受け、減免の判断を的確におこなうことが望まれる。

50%減免

障害者団体等、福祉の増進を図ることを目的とする団体が利用するとき 10%減免

- ・学校等教育機関が利用するとき
- ・その他指定管理者が認めたとき

(熊野古道センターホームページより)

特別展示室の利用状況について【意見】

研究収蔵棟にある特別展示室(図 5-1-5 のセンター案内図 7)は、過去に県立 美術館から借り受けた資料の特別展示を行ったのみであり、現状この他には活用されていない。

その理由は、特別展示室には一定の状態を保てるようなガラスケースが設置されており、文化庁の認定を受けた国宝級の文化財の展示が可能であるが、その機能に見合った展示品の借受、搬送には多大なコストがかかることにある。また、特別展示室は面積が狭く、積極的な活用に二の足を踏んでいるような状況である。

しかし、こうした特別展示室のような稼働率の低いスペースの活用方法について、企画し実行していくことも、指定管理者に期待される役割の一つである。当初の目的どおり重要文化財等の展示が可能であればそれに勝ることはないが、特別展示室の機能に合わせた展示品にこだわることなく、別の方法で使用することも一案である。あくまで例であるが、現在活発に行われている写真展、絵画展を連絡通路を通じて研究収蔵棟へも展開し特別展示室には優秀作品や目玉作品を展示すること、熊野古道周辺で採取された自然資料を展示することが考えられる。

コストがかかるからといって閉じたままでは、宝の持ち腐れと言わざるを得ない。 まずは、利用者に特別展示室の存在をアピールし、その存在を知ってもらうことか ら始めることが肝要である。

また、県所管部局に対しても、このような企画を立案し実行させるためのサポートを行うことが望まれる。例えば、全庁あるいは県民にスペース活用のための提案を募集すること、周辺自治体や地元の熊野古道関連団体からの意見を得ることが考えられる。

人員配置と財源について【意見】

センター内の図書資料室(図5-1-5のセンター案内図 6)は研究収蔵棟にあり、 平成20年度までは土日のみ開館していたが、平成21年度はセンター開館時間中常 時開館している。平成21年度においては常時開館のために図書資料室専任スタッ フを雇用しているが、その財源として政府の緊急雇用創出事業を利用している。し たがって、現在は常時開館し人員を配置することが可能であるが、継続的に配置可 能かどうかは疑問が残る。

一旦常時開館としたにもかかわらず再度開館時間が短縮されれば、利用者サービスが低下することになる。この問題については、ボランティアの活用も検討されているが、限られた指定管理料の中で継続可能な形で人員配置を検討することが望まれる。

あくまで例であるが、職員が勤務時間の中で交替制で図書室管理の業務に当たることが考えられる。図書資料室は、平日であれば1日の利用者が10人足らずであり、研究収蔵棟自体も一般利用者の出入りは多くない。こうした状況であれば、図

書室専任のスタッフを配置することは必ずしも必要ではないと考えられるためで ある。

利用実態に合わせた料金設定について【意見】

センター内の貸出施設に関する利用料金は、表 5-1-4 のとおりである。この利用料金は、「三重県立熊野古道センター条例」の別表に掲げられた貸出施設の区分について定めたものである。

現在の利用実態として、貸出先の利用内容によっては、下表に料金設定されていない交流ロビー(図 5-1-5 のセンター案内図 1)が使用されることがある。

交流ロビーは、誰でも気軽にくつろぎ交流できる場というコンセプトで設置されたものであり、利用料金徴収に関しては多様な考え方があるであろう。しかし一方で、誰でも利用できるはずの場所が一部でも占用されるようなことがあれば、他のセンター内の貸出施設との不公平感を生みかねない。

センター開設から約3年が経過し、施設の利用実態が把握できるようになったため、利用料金の体系について見直すべき時期が来ているのではないだろうか。

まずは、関係者が十分に意見を交換し合うことが必要である。その上で、利用料金を改定し条例の改正が必要であると判断されたのであれば、そのために関係者は尽力すべきであろう。

表 5-1-4 利用料金

2C 0 1 1 137134 1 32							
区分		金額(円)					
区刀	9:00-12:00	案内図					
非常設展示室	3,750	5,000	5,000	10,000	3		
映像ホール	2,250	3,000	3,000	6,000	4		
会議室	600	800	800	1,600	-		
和室	1,200	1,600	1,600	3,200	5の右		
体験学習室	1,200	1,600	1,600	3,200	5		

(資料源泉:「三重県立熊野古道センターご利用の皆様へ」)

図 5-1-5 センター案内図



(資料源泉:「熊野古道センターパンフレット」)

上記図の番号に対応する施設の区分は以下の通りである。

- 1 交流ロビー
- 2 常設展示室
- 3 非常設展示室
- 4映像ホール
- 5 体験学習室
- 6 図書資料室
- 7 特別展示室

2 三重県立ゆめドームうえの

(1) 施設の概要

表 5-2-1

項目	内容				
設置の目的	県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図るととも				
改員の日町	に文化の向上等に資する				
開設時期	平成 9 年 12 月				
所在地	伊賀市ゆめが丘1丁目1番	昏地の 3			
設置根拠条例等	三重県立ゆめドームうえの名	条例			
	・管理棟:(構造)鉄筋コンク	リート造(延床面積)1,3	73 ㎡(施設内容)エン		
	トランスロビー、事務室、幼児室、保健室等				
	·第一競技場: (構造)鉄筋コンクリート造(延床面積)4,681 m ² (施設内容)				
 建物規模	競技部分(1,750 m²)、2階固定観客席(1,100 席)、1 階壁面収納可動席				
建彻 税保	(500 席)、ステージ、会議室(4 室)、更衣室(4 室) 等				
	·第二競技場:(構造)鉄筋コンクリート造(延床面積)2,026 m ² (施設内容)				
	競技部分(714 m²)、2階固定	三観客席(300席)、軽運	重動室、トレーニング		
	室、更衣室(2室)、放送室 等				
延床面積	8,080 m²	敷地面積	15,000 m²		
利用時間等	9:00~22:00(休館日:12月29日~1月3日)				
業務内容	スポーツ・レクリエーション機能をメインとする屋内型施設の貸館事業				

(2) 指定管理者の状況

表 5-2-2 (平成 20 年度)

指定管理者名称	伊賀市 伊賀市長 今岡 睦之(伊賀市上野丸之内 116 番地) (平成 20 年 11 月 21 日から内保博仁)
指定の期間	平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	非公募
指定管理料	19,401 千円
利用料金制の有無	有
指定管理者が行う管理業務の内容	・ゆめドームの設置目的を達成するために必要な貸館事業及び指定管理者の自主事業の実施に関する業務・ゆめドームの施設等の利用の許可等に関する業務・ゆめドームの利用料金の収受等に関する業務・ゆめドームの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

(3) 収支状況等の推移

表 5-2-3 単位: 千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
- 現口	非公募	非公募	非公募	非公募
収入の部	52,357	52,672	51,506	55,070
指定管理料	19,401	19,401	19,401	17,248
利用料金収入	14,055	14,258	14,826	15,000
その他収入	4,497	3,864	3,282	4,000
自主財源	14,402	15,148	13,996	18,822
支出の部	52,357	52,672	51,506	55,070
事業費	3,810	3,807	3,791	4,000
管理費	48,546	48,864	47,715	51,070
その他支出	ı	-	-	1
収支差額	ı	1	1	1
利用人数	76,519	94,262	106,940	100,000

(4) 監査の結果

指定管理料と県有施設としての意義について【意見】

ゆめドームうえのは、ゆめぽりす伊賀の中核施設として、県と伊賀市の相互協力を前提に設置され、健康増進から情報提供機能を果たす施設としての役割を果たしている。

指定管理料については、表 5-2-3 に記載のとおり、指定管理業務に係る支出合計と利用料収入の差額の一部である。この経緯につき、所管部局に質問したところ、ゆめドームうえの設置当時は、管理運営費については上野市(現在の伊賀市)が負担とすることとされてきたが、平成 11 年度より上野市の依頼を受けて県が 2 分の1を負担することとなったものである。この負担割合については、当時の政策的判断により決められたとのことであった。指定管理者制度が導入された当初においても、協定書における支出額の上限の決定方法について選定委員からの質問に対し、管理運営委託当時の県費支出を参考として算出している旨の回答がなされている。

ゆめドームうえのが、伊賀市との相互協力を前提として設置されたものであるとするならば、現状の県の支出に関して、必ずしも過去の支出に縛られるべきものではないといえる。まず、現状における県有施設としての意義を検討した上で、現状において県が負担すべき金額等について、伊賀市と調整を進めることが望まれる。

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問

を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、本庁担当室でなく地域機関である県民センターで実施しており、本庁担当室では地域機関の実施している確認方法が文書で共有化されていないとのことであった。

現地視察時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

管理業務経費の報告額について【結果】

ゆめドームうえのは平成20年度の収支状況を下記のとおり報告している。

表 5-2-4 単位:千円

支出項目	金額	収入項目	金額
人件費	6,619	指定管理料	19,401
光熱水費	17,629	利用料金収入	14,826
修繕費	1,035	その他収入	3,282
保守費(委託費)	20,756	自主財源(1)	13,996
印刷製本費	85		
通信運搬費	195		
消耗品費	771		
賃借料	606		
医薬材料費	0		
燃料費	13		
事業費支出(2)	3,791		
支出合計	51,506	収入合計	51,506

(注)

- 1:自主財源とは、指定管理者である伊賀市の負担分である。
- 2:事業費支出とは、施設内で運営しているフィットネスセンター講師に対する委託料である。

上記の支出のうち人件費の内容は、利用料金の収受業務の委託先である財団法人伊賀市文化都市協会(以下「文化都市協会」)の職員に支払われたものであった。通常、当該支出は委託費に含まれるべきものである。また、指定管理者である伊賀市からは市職員2名が業務に関与しているほか、館長も伊賀市職員であるが、伊賀市職員分の人件費は収支状況報告に一切反映されていないことが判明した。伊賀市に当該人件費の概算金額について問い合わせたところ、平成20年度実績で2,160千円が算出されるとのことであった。このことはすなわち、ゆめドームうえのを運営するにあたって必要となる実際の経費が、伊賀市の報告よりも2,160千円多く必

要であったことを表す。このように業務運営においてかかった真のコストが漏れなく報告されなければ、指定管理者と三重県の負担分を正確に把握することができない。ひいては、仮に公募選定に移行した場合には指定管理料の積算を誤る虞がある。

事業報告においては、指定管理者の実際の購入支出のみならず、人件費の工数による按分額等、運営により生じたコストを漏れなく計上する必要がある。

料金収受に関する規定について【意見】

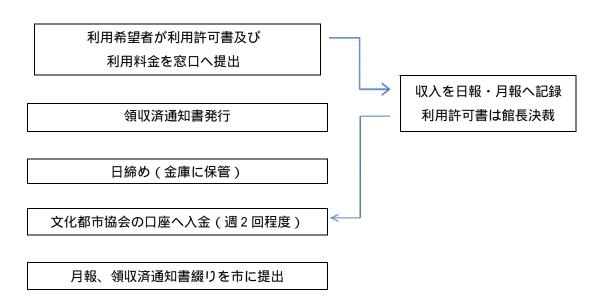
指定管理者は、利用料金の収受業務を文化都市協会に委託している。そのため、利用者から納付された料金を一旦文化都市協会が預かり、月次で伊賀市に納付している。実際の料金収受の流れは図5-2-5のとおりとなっている。しかし、料金収受の具体的な内容については契約書および仕様書にほとんど記載がなく、委託先独自でもマニュアル等の文書化が行われていない。

指定管理者は、業務を委託する場合であっても、当該業務が有効かつ効率的に実施されるための統括的管理を行う必要がある。特に料金収受は、不正・横領の対象となりやすい現金取扱業務であり、委託元である伊賀市からの厳格なモニタリングの必要性が高いといえる。

現状、伊賀市職員は、文化都市協会に現金管理について口頭にて指導するほか、 月報・利用許可書綴り・領収済通知書綴りによって資料間の整合性を確認している が、こうした業務分担状況が文書化されていないため、個々の職責が不明瞭であり、 今後担当者の変更等が生じた場合にも、迅速な対応が困難となる。

料金収受の具体的内容について、仕様書に盛り込むと共に、これを受けて受託先でも日々の現金管理業務に関するマニュアルを作成することが望まれる。

図 5-2-5 料金収受の流れ 即時現金納入



市は調定通知書作成文化都市協会に納付書を発行

文化都市協会の口座より市に納付

振込による納入

利用許可書(または使用料金内訳書) を利用者が提出

市より納入通知書の発行

納付書発行簿に記録 入金の有無は市にて管理

当月の納入分について 調定通知書発行

料金の後納について【意見】

三重県立ゆめドームうえの条例では料金の後納について下記のとおり規定している。

第十九条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。 ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

このように、条例上は料金の後納は例外的に認められているが、後納の場合も特に申請書等の提出を受けていない。実務的には、相手先が官公庁の場合には後納を認めているほか、施設利用において発生した追加代金の納入の場合に後納として扱っているとのことであった。本来、貸倒リスクの回避や迅速な資金回収という目的から、後納は限定的とすべきである。利用者の都合により後納となる場合は、後納理由と支払予定時期を記載した後納申請書を受け取り、指定管理者の承認のもと行われることが望まれる。

また、一部、振込による納入が認められているが、その場合の納入期限は納入通知書発行後15日以内となっている。そのため、利用日付近に申請があると、結果的に後納となる場合があり得る。振込による入金の際も、前納は原則として守られるべきであり、利用時に振込が確認できない利用者については、後納申請書を提出させることが望まれる。

また、納期限を過ぎたものについては、納付書発行簿やエクセルの管理表をもとに把握され督促が行われているが、督促のスケジュール等についても明確化されていない。利用料金の回収管理のため、督促のルールを明確化することが望まれる。

利用要領の周知について【意見】

利用料金について仕様書では、料金に関する事項が下記のとおり規定されている。

別記 1「業務仕様書」

3ゆめドームの利用料金の収受等に関する業務

利用料金については条例に定める額の範囲内で、知事の承認を受けて定めるとともに、収受、後納、減免及び返還等に関する規定を整備するものとする。

この点について、料金収受に関しては、「ゆめドームうえの利用要領」が作成されている。これは、利用者に向けて利用料金の紹介や利用料の納付方法について説明している資料である。

しかし実際には、この利用要領はどこにも公開されていない。利用要領は、利用者が利用方法を簡潔に把握するための情報が記載されているほか、例えば、料金収受は前納が原則で「利用者の責めに帰するキャンセルは返金しない」という点など、利用者にとってデメリットとなる部分の記載もある。このような重要な要領が何ら利用者に示されていない状態で、真に指定管理者が利用者の便宜を考慮して運営を行っているのか、疑問が残るところである。現状は、口頭で利用申込時に説明しているとのことであるが、後にトラブルが生じた際にそのことを証明することは非常に困難である。

仕様書において上記規定を作成することを求めている理由について理解し、作成された要領を活用して運営に役立てていくことが求められる。

なお、第2回目の現地視察実施後、利用要領はホームページへの掲載及び館内で の掲示が行われている。

長期修繕計画の策定について【意見】

ゆめドームうえのは設立から 10 年以上経過しており、近年は経年劣化に加え、フットサル等の利用率が高くなっているため、施設の傷みも目立つようになっている。そのため施設は大規模な改修についても視野に入れているが、長期修繕の計画は策定されていない。指定管理者は修繕の緊急度と予想される修繕費を調査し、三重県と協議のうえ、長期的な修繕計画を立てることが望まれる。

県有備品の管理について【意見】

県有備品は、県と指定管理者の間で、基本協定書上管理物品として個別に挙げられている。しかし、県有備品の有無や使用可能か否か等について指定管理者の現物確認による把握が行われていない。

協定書における県有備品の管理条項は、現物があって初めて成立すべきものである。したがって、1年ごとに締結されている年度協定に合わせ、県有備品の現物確認は年に1度は行うことが必要である。また、基本協定書に県有備品の現物管理状況の報告を行う旨の記載がないが、このことが県有備品の実査が行われていないことの要因になっているのであれば、基本協定書の業務内容に備品の管理状況を報告すべき旨を記載することを検討することが望まれる。

再委託先の選定理由について【意見】

伊賀市会計規則によれば、伊賀市が1,300,000円以上の契約を締結する場合には、 原則として指名競争入札によらなければならないとされている。

ゆめドームうえのの施設管理業務の再委託契約の契約金額は 7,158,000 円であるため、原則として指名競争入札により再委託先の選定を行わなければならない。また 1,300,000 円以上の契約である場合であっても例外的に随意契約によることができるケースもあるが、これは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の各号のいずれかに該当する理由によらなければならない。

地方自治法施行令第167条の2

地方自治法第 234 条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 1. 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が(中略)普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 2.不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 3.(委託先業者が3号で定める事業者に該当しないため略)
- 4.新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として(中略)認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。
- 5.緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6. 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8. 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
- 9. 落札者が契約を締結しないとき。

伊賀市が随意契約を締結している理由としては、当該施設開館以来、管理委託をしており、受付業務等当該施設の管理ノウハウを持っているため、スムーズに事務処理が遂行されることを挙げている。この理由について、これだけでは地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に当てはまるものかどうかは判断できない。

また、表 5-2-6 にみられるように、1,300,000 円以上の再委託業務のうち随意契

約によっているのは当該施設管理業務のみである。他の再委託業務は指名競争入札によっていることもあり契約金額の低減効果が表れているが、当該施設管理業務については前年度と同額になっている。このように経年でコスト削減が図れていないため、随意契約理由をより明確にすることが望まれる。

表 5-2-6 単位:千円

市禾≒1,	却幼朮能	契約	前在対比	
丹安託耒份內合	再委託業務内容 契約形態 契約形態		平成 21 年度	前年対比
管理業務	1 団体との随意契約	7,158	7,158	-
清掃業務	6 団体による指名競争入札	7,754	7,138	-616
設備保守点検業務	8団体による指名競争入札	10,187	10,180	-7

3 三重県総合文化センター

(1) 施設の概要

表 5-3-1

項目	内容			
- 17.20円的	県民の文化芸術活動及び生涯学習活動並びに男女共同参画活動			
設置の目的 	促進に寄与する	ことを目的として設置した。		
開設時期	平成 6 年 10 月			
所在地	津市一身田上津	部田 1234		
設置根拠条例等	三重県総合文化センター条例			
建物規模	地下 1 階、地上 4 階、塔屋 1 階			
延床面積	46,305 m²	敷地面積	62,224 m²	
利用時間等	9 時~19 時(施討	设サービス利用センターは 2 ⁻	1 時まで予約受付)	
業務内容	る事業を企画・実	生涯学習の振興、女性の自ま 施する。(文化会館、生涯学 からなる複合型文化施設)		

(2) 指定管理者の状況

表 5-3-2 (平成 20 年度)

指定管理者名称	財団法人三重県文化振興事業団	
指定の期間	平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日	
公募·非公募の別	公募	
指定管理料	775, 950 千円	
利用料金制の有無	有り	
指定管理者が行う	佐急の祭理選挙 東娄(図書館を除人)の今両・実施	
管理業務の内容	施設の管理運営、事業(図書館を除く)の企画·実施 	

(3) 収支状況等の推移

表 5-3-3 単位:千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績 21 年度予算	
以口	公募指定	公募指定	公募指定	公募指定
収入の部	1,132,834	1,087,387	1,118,838	1,100,417
指定管理料	836,575	783,650	775,950	772,767
利用料金収入	154,354	152,611	149,247	148 ,500
その他収入	141,905	151,125	193,641	179,150
支出の部	1,110,240	1,068,847	1,108,820	1,095,140
事業費	219,987	214,442	244,666	266,958

管理費	880,253	839,406	864,154	828,182
その他支出	10,000	15,000	-	1
収支差額	22,594	18,539	10,019	5,277
利用人数	666,002	647,195	650,598	670,000

(4) 監査の結果

指定管理者の選定方法について【意見】

三重県総合文化センターの現在の指定管理者の選定については平成 18 年度に公募による方法で実施され、平成 19 年 4 月からの 3 年間を指定管理期間として定めた上で財団法人三重県文化振興事業団が指定管理者となっている。

財団法人三重県文化振興事業団は三重県総合文化センターの施設運営を行うことを設立の経緯としており、センターの開館以来その管理を委託されてきているが、現在の会計区分は一般会計、図書館管理業務特別会計、指定管理者業務特別会計の三つであり主たる業務として当該施設の運営・管理を行っている。

平成18年度に行われた公募による指定管理者の選定においては県の説明会への 説明参加は16団体に上ったものの応募団体は財団法人三重県文化振興事業団のみ となる結果となった。

県として指定管理者を公募により募集することが有効であると判断しているということは、従来の管理者と比較してより良いサービスをより安く提供できる管理者を選定する対象を増やすことを意図しているものであり、応募団体が複数とならないことは当初の意図にそぐわない結果となっていると考えられる。

また開館以来同一の管理者となっていること、当該管理者である財団が県から 100%出捐している団体であること、主たる業務を当該施設の運営・管理としている ことは、外見的に公平性に疑念を抱かせる要因になりうる。

平成18年度に実施した2回目の公募において応募団体が複数とならなかった理由として三重県総合文化センターの指定管理は、文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター、県立図書館(指定管理外)の4施設からなる複合文化施設であり、単独での応募が難しく、グループを組むための準備期間が不足していたとの意見が説明会の参加団体からあったとのことである。

また平成21年度に実施した3回目の公募においても応募団体は1つであったが、指定管理者の募集に当たっては申請時に必要な書類の作成や検討に必要な期間を確保するため公募期間を52日と延長することや警備や清掃等の外部委託業務の契約書や仕様書についての情報を最大限開示するなどの配慮を行っているとのことであった。

今回実施した監査手続の範囲内では、公平性に疑念を抱かせる事象はなかったが、 今後の指定管理者の公募に際しても、幅広い団体からの応募を可能とし公平性を担 保した募集を行うための対応を引き続き検討・実施していくことが望まれる。

県有備品の管理について【意見】

現在、三重県総合文化センターへの県からの貸与備品は、約6,000点と非常に多数に及んでおり、相当な金額に上ると推量される。そのため、県貸与備品の管理状況に関し、県有財産の適切な管理の観点から、県からの積極的な関与が求められるべきである。

しかし、県からは指定管理期間において一度も現地視察は行われておらず、指定 管理者から受ける現物照合の結果報告についても、口頭で済まされているのみであった。このような、関与状況では県が県貸与備品の指定管理者による管理状況を適切に把握しているとは考えられない。

現在の協定書及び県有資産貸与契約書にも、現物照合の報告を義務付ける条項は存在せず、現状の規定からの逸脱ではないと考えるが、今後は規定の改訂も視野に入れて県からの積極的な関与を義務づけることが必要なのではないであろうか。

具体的には、以下のような関与の方法が考えられる。

- ・現物照合結果の書面での報告の義務化
- ・現物照合の際に県職員の立会の義務化
- ・指定管理期間中、少なくとも一度は県から現物照合等現地視察を実施する 上記の改善案のすべてが必要であるとまでは言わないが、段階的な手続の整備 は必要であると考える。

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、施設の修繕等に当たって現地の視察を随時実施し、全庁的に対応すべき事項が発生した場合にも現地に赴き指示をしているとのことであった。

現地視察の際に行われた指示等のやり取りについて、後のトラブルを防ぐために文書を作成し、指定管理者と共有することが望まれる。

(5) 現地視察の結果

規定類の適切な整備について【結果】

財団では仕訳伝票の承認について事務決裁規定の区分(支出に関する事務)に 基づいて決裁をおこなっているが、財団法人三重県文化振興事業団会計規則を閲覧 したところ、仕訳伝票の承認権者についての明記がなされていなかった。

実際の仕訳伝票は担当者レベルの相互チェックが実施され、金額に応じて事務 局次長または局長の決裁を受けているが、承認権者について規定上明確にすること により適切な経理処理を実施する体制を作るべきと考えられる。

また、財団法人三重県文化振興事業団公印規定において、現在の財団では存在しない役職である主任・課長の名称が記載されていた。

規定に準拠した取扱いを実施する上で規定を適時に更新することは重要な事項であり規定については適切な文言によって記載することが必要である。

指定管理者の負担により購入されたシステムの取り扱いについて【意見】

平成 19 年 3 月に締結された三重県総合文化センターの管理に関する基本協定書第 21 条 3 項において、指定管理者が三重県総合文化センターの事業サービス性向上のために、備品を新性能のものに更新調達あるいは新規調達する場合は、県と指定管理者の協議により、指定管理者の費用で当該備品を購入又は調達できるものとし、その場合においては指定管理者が購入し又は調達した備品の所有権は、県に帰属するものとするとしている。

総合文化センターでは、平成 20 年度においてチケット予約をインターネット上で行うことができるようにするとともに、ネット上で決済ができるようなシステムを構築しており、当該システムは三重県総合文化センターの利用者の利便性を高め、利用者の増加を進めるとともに料金の決済にかかる事務負担を軽減するものであり、備品とは異なるものの無形の資産と認識されるものである。

特定の施設におけるインターネット予約システムのような転用不能なシステムについては、利用者の継続的な利用を前提として、変更が生じる可能性のある指定管理者の帰属とすべきものではなく、本来県が所有権を保有すべきものと考えられるが、システムの所有権の帰属について指定管理者に質問を実施したところ、指定管理者に帰属するとの認識であった。

今後は備品のみならず、構築されたシステムなどを含めた所有権の帰属を基本協定書において明確にすることが望まれる。そのうえで、指定管理料の積算を実施する上で算定上考慮する、必要に応じて所有権の譲渡について県が協議できるようにする、などの取り扱いを明確にすることが望まれる。

再委託先の選定理由について【結果】

三重県総合文化センターにおける指定管理業務の再委託契約について予定価格 1,000 千円以上の委託業務については原則として一般競争入札により契約を締結 すべきであるが、予定価格が 1,000 千円を超える委託業務であっても随意契約により契約を締結している委託業務が 8 業務把握された。

指定管理者である財団法人三重県文化振興事業団では予定価格が 1,000 千円を超える契約であっても三重県会計規則第 73 条が準拠する、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の各号(同法施行令条文は P58 参照)に列挙された事由に該当する場合には一般競争入札によらず、随意契約により契約を締結することができると定めている。

これらの委託業務につき随意契約による理由は下記のとおりであった。

警備にあたっては警報装置等の設置が必要であり、請負業者を変更する場合には、警報装置等を新たに導入してもらう必要がある。その場合競争入札によったとしても現在の業者の入札額を下回って入札することは困難であると判断したため、随意契約により契約を締結している。

(イ)舞台音響等保守点検業務

業務内容の専門性が高いことから、随意契約により契約を締結している。

(ウ)受付案内業務

受付案内等の業務には一定の専門的な知識が必要であること、加えて価格面についても厚生労働省が発表した業務別派遣料金を元に積算した結果よりもはるかに下回った予定価格であることから安価に契約を締結できる業者であると判断して、随意契約により契約を締結している。

いずれの業務についても予定価格は 1,000 千円を超えており、原則的には指名競争入札により委託する業者を選定すべきである。(ア)及び(ウ)については、他の業者よりも安価にできると判断したということを理由としているのであれば、それを示す証拠を残すべきである。(イ)については、専門性が高いことを理由としているが、舞台音響施設の保守業務に関して県下に複数の業者が加入している業界団体があることからすれば他に受託可能な業者が存在すると推測されるため、随意契約理由としては弱いと言わざるを得ない。

指名競争入札によらないのであれば、他の業者による受託の可否について複数の業者に見積を依頼する等見積合わせを行うなど、随意契約理由の裏付けとなるような検討を実施したことを明確に文書として残しておくべきである。

4 三重県交通安全研修センター

(1) 施設の概要

表 5-4-1

項目				
	昭和63年以降、県内の交通事故死者は急増している。自動車登録台数は			
	平成 2 年に 100 万台に、平成 5 年には運転免許人口も 100 万人を超えるな			
	と本格的な「県民皆免許・車社会」を迎えた。 平成7年5月、参加体験型の			
設置の目的	研修を通じて幼児から高齢者までの県民一人ひとりの交通安全意識の向上			
	を図って正しい交通ルールとマナーを習慣的に遵守できる「良き交通社会			
	人」を育成し、交通事故的	庁止を図るための生涯施設	及び本県の交通安全教	
	育の基幹施設として位置	づけ設置された。		
開設時期	平成7年5月開設			
所在地	三重県津市大字垂水 2566 番地(三重県運転免許センター内)			
設置根拠条例等	三重県交通安全研修センター条例			
	三重県運転免許センター			
	(鉄筋コンクリート造り、地上4階・地下1階建て、延べ約 11,022 ㎡,敷地約			
	100,000 m²)			
	・三重県交通安全研修センター (上記センター内、4 階西側部分及び屋外			
建物規模	一部分)			
	「屋内施設」建物(1,339.00 ㎡)···講習室、視聴覚講習室、運転適性検査			
	室、展示場、事務室、トイレ・通路			
	「屋外施設」自転車コース(4,069.89 m²)、体験コース(共用部分 8,572.24			
	m²)、車庫(179.5 m²)			
延床面積	1,399.00 m²	敷地面積	12,821.63 m²	
	午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで			
利用時間等	休館日 毎週土曜日及び祝日、年末年始(12月29日から1月3日)			
光 黎中郊	安全で安心な交通社会を目指し、交通マナーや、交通安全意識の高揚のた			
業務内容	めの研修の実施			

(2) 指定管理者の状況

表 5-4-2 (平成 20 年度)

項目	内容		
指定管理者の名称	(財)三重県交通安全協会		
指定の期間	平成 18 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日		
公募・非公募の別	公募		
指定管理料	47,090 千円		

利用料金制の有無	無し
指定管理者が行う	交通安全に関する教育の実施に関する業務、センターの維持管理に関す
管理業務の内容	る業務

(3) 収支状況等の推移

表 5-4-3

	18年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
項目	(7ヶ月分)			
	公募指定	公募指定	公募指定	公募指定
収入の部	27,510	47,100	49,083	41,968
指定管理料	27,510	47,100	47,090	41,968
利用料金収入	1	1	1	-
その他収入			1 002	
(前年度繰越金)	-	-	1,993	-
支出の部	26,665	46,261	45,096	40,308
事業費	8,303	13,677	12,395	11,197
管理費	18,362	32,584	32,700	29,111
その他支出	-	ı	1	-
収支差額	844	839	3,987	1,659
利用人数	25,863	50,690	55,601	40,000

(4) 監査の結果

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告及び四半期報告については面談を実施し、内容について指定管理者から説明を受けるとともに、ヒアリングを行っている。その際の年度末に提出される事業報告については、施設を訪問して報告内容の説明を受けヒアリングを行うとともに、必要に応じて証拠書類、帳簿等の照合を実施し、県有備品の現物確認も実施しているとのことであった。

現地視察時に行った指定管理者への指示等のやり取りは、後のトラブル等を防止 するために、文書として残しておくことが望まれる。

また、年度末の事業報告については、ヒアリングや帳簿、書類等との照合について、現状実施している手続について、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

長期修繕計画の策定について【意見】

当センターは平成7年に開設され、屋内施設の展示品の多くが同時に設置された ものである。開設以来14年が経過しており、センター利用者へのアンケートやセ ンター利用団体の代表者が参加する交通安全教育手法研究会のメンバーの意見に おいても、設備の中に現在の環境に合っていないものがあるとの指摘がされている。

今後、設備の老朽化が進めば、大規模な修繕や改修が必要になるであろう。

まず県は、指定管理者の協力を得て、利用者からの指摘が多いものや動作が不安 定なものなどをピックアップして、修繕箇所に優先順位をつけ、計画的に修繕を行っていくことが望まれる。

その上で、中長期的な視野に立った設備計画を策定することが望まれる。その際には、単に設備を修繕または新調するのではなく、利用者の意見や要望を取り入れ、現在の交通安全教育におけるセンターの役割という観点も忘れてはならない。

県有備品の管理について【意見】

県からの貸与物品につき、定期的な現物確認のプロセスについて質問したところ、年に1回、県の担当職員がセンターを訪問して貸与物品の現物確認を行い、その証跡を持ち帰っているとの回答を得た。また、指定管理者も独自に台帳を作成して毎年度現物確認を実施している。

両者はお互いの役割分担の認識のもとでそれぞれ現物確認を実施しているが、指定管理業務の仕様書には、県から貸与された貸付物品の点検管理が指定管理者の業務としてあげられているため、このことからすれば、定期的な現物確認も指定管理者の行う業務に含まれるのではないかと推測される。

互いの業務の効率性も加味し、仕様書上においても現物確認に際しての役割分担を明確にしたうえで実施者とモニタリング者の立場を明確にし、適切な役割分担を行うことが望まれる。

事業報告の厚生費の計上について【結果】

平成20年度の事業報告において、厚生費が含まれておらず、指定管理者である財団法人三重県交通安全協会の特別会計で負担されていた。

厚生費の内容は、職員の福利厚生費にかかる参加費の手当などであり、センター 分を正確には算出していないとのことであった。

業務の内容を正当に評価するためには、コストをもれなく正確に把握することが必要である。

5 みえ県民交流センター

(1) 施設の概要

表 5 - 5 - 1

項目	内容			
設置の目的	県民の自発的な社会貢献に関する活動を促進するとともに国際化の			
改旦の日の	推進を行う			
開設時期	平成 13 年 4 月開設			
所在地	津市羽所町 700 番地			
設置根拠条例等	みえ県民交流センター条例			
建物規模	津駅前北部A-1地区第一種市街地再開発事業施設建築物3階床			
	2,329 m²			
延床面積	うち指定管理対象	敷地面積	7,247.12 m²	
	876 m²			
利用時間等	開館時間 9:00~22:00			
	・市民活動の促進ならびに市民活動を行う団体及び個人の交流の			
業務内容	を行う。			
	・国際化に関する情報の収集及び提供並びに国際化を推進する活動の			
	支援を行う。			
	・センターの施設を利用に供する。			

(2) 指定管理者の状況

表 5 - 5 - 2 (平成 21 年度)

	(1174
項目	内容
指定管理者の名称	みえNPOセンター・ワーカーズコープ
指定の期間	平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	公募
指定管理料	28,410 千円
利用料金制の有無	有り
指定管理者が行う管理業務の内容	 ・市民活動の促進ならびに市民活動を行う団体及び個人の交流の促進に関する業務 ・国際化に関する情報の収集及び提供並びに国際化を推進する活動の支援に関する業務 ・センターの施設の利用に関する業務 ・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・利用料金の収受等に関する業務 ・施設等の維持管理及び修繕に関する業務

みえ県民交流センターは、平成 21 年度より指定管理者制度を導入している。監査対象年度は平成 20 年度であるため、みえ県民交流センターは監査対象外の施設であるが、選定は平成 20 年度までに行われている施設であるため、指定管理の概要として、平成 21 年度現在のものを記載した。

(3) 収支状況等の推移

表 5 - 5 - 3 単位:千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
	直営	直営	直営	公募指定
収入の部	92	292	253	29,089
指定管理料				28,410
利用料金収入				279
その他収入	92	292	253	400
支出の部	33,589	31,791	32,450	29,089
事業費	30,313	29,310	30,717	22,889
管理費	3,276	2,481	1,733	6,180
その他支出				20
収支差額	33,496	-31,498	-32,197	0
利用人数	60,577	58,602	61,372	60,000

⁽¹⁾平成21年度予算における利用人数は、平成20年度中に策定された当初目標値であり、現在において、利用人数が減少する要因はない。

(4) 監査の結果

問題事項は発見されなかった。

(5) 現地視察の結果

みえ県民交流センターについては、平成 21 年度より第 1 回目の指定管理期間が開始され、それ以前の期間は県の直営施設であっため、現地視察の対象から除外した。

6 みえこどもの城

(1) 施設の概要

表 5 - 6-1

項目		内容		
	核家族化の進行、な	で性就労の増大、地域社会Ⅰ	こおける連帯意識の低下	
	等、児童を取り巻〈家	族社会環境は大き〈変化し、	これらに即応した施策の	
	充実が必要であり、特	寺に次代を担う児童の健全育	育成が図られるよう施策	
設置の目的	の充実が求められた。	このため、従来の各地の児	記童館·児童センターなど	
	を整備し、児童の健全	≧育成を図ってきましたが、嶋	 長としてこどもの多様なニ	
	ーズにあった科学する	る心の育成と健全な遊び場の	の提供などを行ない、21	
	世紀のこどもたちの夢	夢を育む施設として「みえこと	ざもの城」を設置した。	
開設時期	平成元年6月開設			
場所	松阪市立野町 1291	松阪市立野町 1291		
設置根拠条例等	みえこどもの城条例			
	·本館 地上4階	皆建て 鉄骨鉄筋コンクリート	造り(4,399.41 m²)	
 建物規模	・レストハウス 平屋建	望て 木造ログハウス(251.38	3 m²)	
连 / C / C / C / C / C / C / C / C / C /	·車庫 平屋建 ⁻	てスレート(32.06 m²)		
	・外、附帯設備 ポンプ	プ室、プロパンボンベ庫		
建物規模	4,693.47 m²	敷地面積	6,520 m ²	
利用時間等	9:30 ~ 17:00			
	・みえこどもの城の運	営事業		
業務内容	・移動児童館を派遣するなどのネットワーク事業			
	・青少年育成事業との)連携		

(2) 指定管理者の状況

表 5-6-2 (平成 20 年度)

指定管理者名称	財団法人三重こどもわかもの育成財団
指定の期間	平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日
公募·非公募の別	公募
指定管理料	78,208 千円
利用料金制の有無	有り
	・児童健全育成事業を実施すること。
指定管理者が行う	・児童健全育成拠点事業を実施すること。
管理業務の内容	・利用料金に係る料金の収入に関すること。
	・施設及び設備の維持管理及び修繕に関すること。

(3) 収支状況等の推移

表 5-6-3 単位:千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
境口	公募指定	公募指定	公募指定	公募指定
収入の部	149,254	150,923	159,784	164,482
指定管理料	66,880	73,387	78,208	79,970
利用料金収入	18,374	13,972	14,978	16,310
その他収入	63,999	63,564	66,598	68,202
支出の部	143,722	149,227	158,048	168,872
事業費	38,449	39,726	94,668	101,249
管理費	64,885	109,501	63,379	67,623
その他支出	40,387	ı	-	-
収支差額	5,531	1,695	1,736	(4,390)
利用人数	185,798 人	185,593 人	201,100 人	

(4) 監査の結果

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、現地の視察を随時実施し、利用者の状況等に関するヒアリングを実施し、相談に応じるなどの対応をしているとのことであった。しかし、その際の記録等は特に残されておらず、視察時の手順書等もないとのことであった。

現地視察時の指定管理者への指示等のやり取りについては、後のトラブルを防ぐため、可能な限り文書として残しておくことが望まれる。また、現地視察時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

みえこどもの城については、平成 19 年度に「県出資団体の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」を選定した特定の事件とし、包括外部監査の対象となっており、施設の管理運営についての外部監査を実施しているため、現地視察の対象から除外した。

7 三重県母子福祉センター

(1) 施設の概要

表 5-7-1

項目	内容		
	母子家庭に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の		
設置の目的	指導を行う等母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与し、母子家		
	庭の生活の向上を図ることを目的として設	と置された。	
開設時期	昭和 39 年 4 月開設		
所在地	津市桜橋2丁目131 (三重県社会福祉会	会館内)	
設置根拠条例等	三重県母子福祉センター条例(母子及び	寡婦福祉法第 39 条)	
建物規模	三重県母子福祉センター (社会福祉会館	官4階一部分) 175.64 ㎡	
延床面積	175.64 m ² 敷地面積	- m²	
利用時間等	-		
*** 7 72 - 4- 1 73	・母子家庭の生活全般にわたる問題につい ・母子家庭の母子に対し、生業を指導し、 ・母子家庭の母子に対し、求人の開拓を行	または技能を習得させること。	
業務内容 	・センターを利用する者の児童に対し、必要	要な保育をすること。	
	・母子家庭の生活の向上を図るための講	習会、講演会等を開催するこ	
	と。	_	

(2) 指定管理者の状況

表 5-7-2 (平成 20 年度)

	,
項目	内容
指定管理者の名称	財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
指定の期間	平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	公募
指定管理料	9,497 千円
利用料金制の有無	無し
指定管理者が行う 管理業務の内容	・母子家庭の生活全般にわたる問題について、相談に応ずること。 ・母子家庭の母子に対し、生業を指導し、又は技能を習得させること。 ・母子家庭の母子に対し、求人の開拓を行うなど、就業を支援すること。 ・三重県母子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。 ・母子家庭の生活の向上を図るための講習会、講演会等を開催すること。

·三重県母子福祉センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務。

(3) 収支状況等の推移

表 5-7-3 単位: 千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
模 口	公募指定	公募指定	公募指定	公募指定
収入の部	9,484	9,493	9,497	9,484
指定管理料	9,481	9,493	9,497	9,484
利用料金収入	1	1	1	-
その他収入	3	ı	1	-
支出の部	9,481	9,493	9,497	9,484
事業費	4,341	4,019	4,163	4,079
管理費	5,140	5,474	5,334	5,405
その他支出	ı	ı	ı	-
収支差額	3	ı	ı	-
利用人数	866	849	896	900

平成 18 年度のその他収入 3 千円は、預金利息収入である。平成 19 年度及び平成 20 年度の収支状況の集計に預金利息収入は含まれていない。なお、監査対象年度である平成 20 年度の預金利息収入は、3,604 円であった。

(4) 監査の結果

事業報告の収支状況の集計漏れについて【結果】

事業報告の収支状況の集計にあたって、平成 18 年度は預金利息収入をその他収入として集計していたが、平成 19 年度、平成 20 年度については、預金利息収入が集計から漏れていた。

預金利息収入は、指定管理業務とは直接的には結びつかないが、指定管理業務を 行うにあたり、開設した口座の預金利息は、間接的に指定管理業務を実施する上で の収入となる。すなわち、預金利息収入も指定管理業務を行う上での財源となり得 るものである。

収支状況は指定管理業務を効率的に実施しているか否かの指針の一つとなり、指定管理料が指定管理業務の実施にあたり不足していないか、あるいは指定管理料が十分であるため効果的に業務を行う範囲内で指定管理料を減額できないかの判断材料となるものである。そのため、指定管理業務に関連する収支については漏れなく集計する必要がある。

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、四半期ごとの事業報告を書面で確認しているとのことであった。 実際には、事業運営の方針、方策等について会談を行うために頻繁に施設へ赴いているとのことであった。

その際に行われた指示等のやり取りについて、後のトラブルを防ぐために文書を 作成し、指定管理者と共有することが望まれる。

また、事業報告については、書面による確認のみでなく、施設へ赴いた際にその記載内容について事実の確認をおこなうなどの手続を実施することが望まれる。現地視察時における手続は、個別の相談対応、指示事項は除くとしても、時期によって、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

収支状況の適切な報告について【結果】

県に提出している収支報告書において指定管理業務に関する収入額と支出額が 均衡している状況にあったため、指定管理業務に関する帳簿及び収支報告書上の支 出についての計上方法について確認を実施したところ、収支を均衡させる形で支出 額を調整する処理を行っているとのことであった。

基本協定書においても指定管理業務に関しては他の事業から区分して会計を設け、経理を明確にしなければならないと定めており、指定管理業務に関する支出については、すべての支出を網羅的に計上することにより、指定管理者に過度な負担を与えていないかどうかの観点から県の実施する指定管理料の積算の妥当性についての検証が可能となるとともに、次年度以降の指定管理者の業務実施に際してより効率的な業務の実施や不要な支出の削減等の目安となる情報を得ることができる。

以上より収支報告書に記載する支出の状況については、他の会計にかかるものと明確に区分を実施した上で、実際の指定管理業務にかかる支出を網羅的に計上する必要がある。

成果目標の集計について【結果】

成果目標の一つに「求人情報の提供」という項目があり、当該成果目標に対する 実績値は以下のような概算計算が行われている。

担当者が求人情報の提供を行った1回あたりの人数に提供回数を乗じて計算しており、平成20年度では、25人×15回+16人×10回=535回としている。

しかし、当該計算の根拠となる資料が存在していないため、数値の正確性が確か められなかった。 成果目標と成果目標に対する結果は、指定管理者制度を導入した成果を測る重要な指標の一つである。また、事業報告書に記載され公表される数値であるため、正確性を期す必要があり、その正確性を裏付けるための根拠が必要である。

例えば、根拠となる日々の人数をデータとして残しておき、月毎に集計する等により根拠を残しておく必要がある。

また、平成 21 年度より、ホームページでも、求人情報の提供を行うこととなった。ホームページで行った求人情報の提供の回数も、求人情報の提供の回数に入れる予定である。カウントの方法については、未定である。

これも含めて、「求人情報の提供」の回数データの集計方法を検討する必要がある。

8 三重県身体障害者総合福祉センター

(1) 施設の概要

表 5-8-1

内容			
県機関である「三重県身体障害者更生相談所」とあわせて、県内唯一			
の「身体障害者更生施設	」及び「身体障害者福	冨祉センターA型」を一体的	
に整備した身体障害者総	合福祉センターにお	いて、身体障がい者の更	
生訓練の実施及び身体障	章がい者の自立と社会	会経済活動への参加を促	
進するための支援を行い	、身体障がい者の福	祉の増進を図ることを目	
的に設置した。			
昭和 60 年 4 月開設			
津市一身田大古曽 670-2			
三重県身体障害者総合福	冨祉センター条例		
鉄筋コンクリート造、平屋	建、8172 . 30 ㎡		
7789 . 99 ㎡ 敷地面積 66762 . 48 ㎡			
開館時間 8:30~17:00			
障がい者福祉			
	の「身体障害者更生施設に整備した身体障害者総生訓練の実施及び身体を進するための支援を行いた。昭和60年4月開設津市一身田大古曽670-2三重県身体障害者総合を鉄筋コンクリート造、平屋7789.99㎡	の「身体障害者更生施設」及び「身体障害者福 に整備した身体障害者総合福祉センターにお 生訓練の実施及び身体障がい者の自立と社会 進するための支援を行い、身体障がい者の福 的に設置した。 昭和60年4月開設 津市一身田大古曽670-2 三重県身体障害者総合福祉センター条例 鉄筋コンクリート造、平屋建、8172.30㎡ 7789.99㎡ 敷地面積 開館時間8:30~17:00	

(2) 指定管理者の状況

表 5-8-2 平成 20 年度

項目	内容
指定管理者の名称	社会福祉法人三重県厚生事業団
指定の期間	平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	公募
指定管理料	154,527 千円
利用料金制の有無	有り
指定管理者が行う 管理業務の内容	·身体障害者福祉センターA型、指定障害者支援施設の運営 ·施設·設備利用許可 ·利用料金の収受 ·施設·設備維持管理

(3) 収支状況等の推移

表 5-8-3 単位:千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
切口	公募指定	公募指定	公募指定	公募指定
収入の部	320,582	342,388	347,288	326,906

指定管理料	153,689	155,063	154,527	
利用料金収入	134,420	173,243	168,013	
その他収入	32,472	14,081	24,747	
支出の部	337,721	316,502	305,365	326,906
事業費	37,512	113,925	94,521	
管理費	81,952	202,576	210,844	
その他支出	218,256	0	ı	
収支差額	-17,138	25,886	41,922	-
利用人数	50,784	42,530	45,736	42,560

(4) 監査の結果

県有物品の管理について【結果】

県有物品の管理状況について、台帳と現物の照合が行われておらず、破損や廃棄による場合のみ、指定管理者から報告を受けているとのことであった。件数としては約600件あるため、一度に照合を実施するのは困難であると思われるが、順次ローテーションで照合を実施していくことが考えられる。

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、四半期ごとの事業報告を書面で確認しているとのことであった。施設への訪問についても、大規模な修繕の際に現地確認を行う程度であるとのことであった。

事業報告については、書面による確認のみでなく、現地視察をする機会を設けその記載内容について事実の確認をおこなうなどの手続を実施することが望まれる。また、現地視察における手続は、個別の相談対応、指示事項は除くとしても、時期によって、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

三重県身体障害者総合福祉センターについては、平成 19 年度に「県出資団体の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」を選定した特定の事件とし、包括外部監査の対象となっており、施設の管理運営についての外部監査を実施しているため、現地視察の対象から除外した。

9 三重県視覚障害者支援センター

(1) 施設の概要

表 5-9-1

項目	内容			
設置の目的	視覚障がい者の福祉の技	視覚障がい者の福祉の推進		
開設時期	(旧三重県点字図書館)昭	和 33 年 7 月		
州政时期	(旧三重県盲人センター)田	召和 39 年 4 月		
所在地	三重県津市桜橋2丁目10	31 番地		
設置根拠条例等	三重県視覚障害者支援セ	三重県視覚障害者支援センター条例		
建物規模	鉄筋コンクリート(三重県社	t会福祉会館5階建ての	のうち1階の一部分)	
延床面積	705 m²	敷地面積	705 m²	
	(開館時間)8:30~17:00			
利用時間等	(休館日) 土曜日、日曜日	3、国民の祝日に関する	る法律に規定する休日、	
	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで			
	・点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物を利用に供すること。			
 業務内容	・点訳及び朗読のボランティア活動の育成及び支援に関すること。			
未がパカインは	・視覚障がい者の日常生活	舌及び社会生活に関す	る相談に応じ、必要な	
	情報の提供及び支援を行	うこと。		

(2) 指定管理者の状況

表 5-9-2 (平成 20 年度)

指定管理者名称	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会
指定の期間	平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	公募
指定管理料	38,800 千円
利用料金制の有無	なし
	・点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物を利用に供する業務。
指定管理者が行う 管理業務の内容	・点訳及び朗読のボランティア活動の育成及び支援に関する業務。
	・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な
	情報の提供及び支援を行う業務。
	・施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

(3) 収支状況等の推移

表 5-9-3 単位:千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
坦口 	公募指定	公募指定	公募指定	公募指定
収入の部	38,919	38,843	39,223	38,820

指定管理料	38,700	38,700	38,800	38,800
利用料金収入	-	•	ı	1
その他収入	219	143	423	20
支出の部	38,669	38,687	39,076	38,820
事業費	3,293	3,275	5,815	5,560
管理費	35,082	35,269	33,261	33,260
その他支出	294	143	-	-
収支差額	250	156	147	
利用人数	475	497	518	-

(4) 監査の結果

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、四半期ごとの事業報告について、目標達成の状況や未達の場合の方策の検討などはしているものの収支や事実の確認まではしていないとのことであった。また、施設を頻繁に訪問してはいるが、実施内容については特に決めていないとのことであった。

四半期ごとの事業報告の検討時及び施設訪問時における指示等のやり取りについては、後のトラブルを防ぐために文書を作成し、指定管理者と共有することが望まれる。

また、事業報告については、書面による確認のみでなく、施設へ赴いた際にその記載内容について事実の確認をおこなうなどの手続を実施することが望まれる。訪問時における手続については、個別の相談対応、指示事項は除くとしても、時期によって、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

危機管理チェックリストの活用について【結果】

当センターは、危機管理方針を定めており、これに基づいて「危機管理計画」、「危機管理実施手順」が策定されている。「危機管理実施手順」の中に「危機管理チェックリスト」が設けられ、定期的に職員が各自自己点検を行うことになっているが、平成20年度までに運用はされていなかった。

職員への質問を行った結果、「危機管理チェックリスト」の存在自体を知らない 人がいた。このことから、危機管理に関する教育訓練の不足が懸念される。

有事の際に「危機管理実施手順」等の文書を読み返しても、時すでに遅しという 事態になりかねない。したがって、危機管理に関する教育訓練は、平時から定期的 に実施するべきものであり、そのための手段として「危機管理チェックリスト」が整備されているのであるから、これを運用するべきである。

預金の帳簿残高と残高証明書の照合記録について【意見】

三重県視覚障害者支援センターでは、期末において金融機関から残高証明書を入 手しているが、その照合証跡は残されていなかった。

預金は指定管理業務を行う上でもっとも重要な資産となっており、残高証明書との照合により、期末帳簿残高を確認することは重要である。現在でも残高証明書は入手されているが、例えば、上席者が照合結果を確認するためにも、照合記録(レ点、確認押印など)を残すことが望まれる。

県有備品の管理について【意見】

県からの貸与備品について、実査結果が残されていなかった。

指定管理業務を行うにあたり、県からの貸与備品があり、毎年貸与契約書を取り 交わしているため、貸与備品の実査は行っているとのことであった。しかし、貸与 備品一覧には、実査結果の証跡等が残されていなかった。

また、貸与備品については小さい黄色のシールが貼ってあり、指定管理者である 社会福祉法人三重県視覚障害者協会所有の備品との区別がなされていた。しかし、 黄色のシールでは、貸与備品一覧との関連性が分かりづらいため、管理ナンバーシ ールなどを用いて貸与備品一覧と関連を持たせるようにするなどの対応が望まれ る。

そのうえで、毎年、貸与備品の実査を行い、貸与備品一覧に確認証跡を残すことが望まれる。

アンケート実施回数について【結果】

三重県視覚障害者支援センターに関しては、年2回以上アンケートを実施する旨が年度協定書(平成20年度)で定められている。

しかし、平成 20 年度においては、1 回しか実施されておらず、その理由は、以 下のとおりであった。

(ア)アンケートの対象者が視覚障がい者であることから、当該施設の利用者のうち、住所が判明している人(平成20年は945人を対象としている)に対して、直接アンケートを送付している。アンケートの質問数が34項目と多く、利用者の負担が大きい。

また、文字を読み取るのが困難なため、回答者にも負担がかかってしまう。

(イ)視覚障害者の支援団体等から、全国ベースでのアンケートの依頼があり、 そちらにも回答している。

理由(イ)については、全国ベースでのアンケートは、県に報告されておらず、 現状の基本協定で定められているアンケートの代替となるものではない。 アンケートの実施は、利用者の満足度を調査する、重要な手段である。利用者の満足度を調査することにより、指定管理業務をより有効かつ効率的に行うことができる。そのため、年度協定書でも実施が義務付けられている。よって、実態にあった回数・方法を検討し、年度協定書を遵守できるように実施していく必要がある。

10 三重県環境学習情報センター

(1) 施設の概要

表 5-10-1

項目		内容	
設置の目的		する理解を深めるとともに、県 E促進するために設置されまし	
開設時期	平成 11 年 8 月		
所在地	三重県四日市市桜町 36	84 - 11	
設置根拠条例等	三重県環境学習情報セン	ソター条例	
建物規模	展示ホール 402 m ² エコプラザ 90 m ² 研修室 154 m ² 分析実習室 100 m ² 事務室 112 m ²	合計 858	m²
延床面積	9,734 m²	敷地面積	8,113 m²
利用時間等	午前 9 時~午後 5 時 30 (事前に申込みがあれば 年末年始(12 月 29 日		休
業務内容	・環境の保全に関する啓・環境の保全に関する研・環境に関する情報の収	修会、講習会等を行うこと。	

(2) 指定管理者の状況

表 5-10-2 (平成 20 年度)

指定管理者名称	アクティオ株式会社
指定の期間	平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	公募
指定管理料	48,377 千円
利用料金制の有無	有り
	【三重県環境学習情報センター条例第4条に基づ〈業務の範囲】
 指定管理者が行う管	・上述の(1)業務内容に規定する事業の実施に関する業務
理業務の内容	・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務
注表術の内台 	・センターの利用料金の収受等に関する業務
	・センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務 など

(3) 収支状況等の推移

表 5-10-3 単位: 千円

項目	18 年度実績	19年度実績	20 年度実績	21 年度予算
	県直営	県直営	公募指定	公募指定
収入の部			48,445	49,169
指定管理料			48,377	48,665
利用料金収入			-	504
その他収入			68	-
支出の部	102,109	101,071	48,461	49,169
事業費			40,848	38,019
管理費			7,613	11,150
その他支出			0	0
収支差額			-16	-
利用人数	20,508	20,599	21,873	22,000

(4) 監査の結果

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、毎月の運営会議の中で業務報告書の内容につき報告を受けるとともに情報共有及び問題事項への対応策の協議を行っているとのことであった。

現地視察についても随時実施しているとのことであるが、特に決められた手順等 はないとのことであった。

現地視察時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

マニュアルの共有について【意見】

日常の業務に関するマニュアルは、指定管理者の本社で作成され、センター職員はこれを利用している。しかし、現金出納に係る日常手続についてまとめられた文書については、上記マニュアルに含まれておらず、センターの現金取扱担当者と上席者の2名にのみ渡されていた。

他の職員の実施している業務について定められた手続を、各職員が把握可能な状況にしておくことにより、相互牽制が可能となる。手続書や手順書に類するものは、マニュアルと同様に、直接の担当者だけでなく他の職員も共有できるような体制に

しておくことが望まれる。

11 三重県民の森

(1) 施設の概要

表 5-11-1

項目	内容		
設置の目的	県民の心身の健康の増進並びに森林及び緑化に関する知識の向 上を図るとともに、自然環境教育に活用する。		
開設時期	昭和 55 年 5 月		
所在地	三重郡菰野町大字千草字西貝石 7181 - 3		
設置根拠条例等	三重県民の森条例		
建物規模	自然学習展示館: R C造1階建(419.9 m²) ふれあいの館: 木造1階建(218.8 m²) 公衆便所: R C造(15.0 m²)、C B造(22.2 m²)、木造(26.1 m²、24.6 m²)		
延床面積	726.6 m²	敷地面積	445,836 m²
利用時間等	9:00 ~ 17:00		
業務内容	自然とのふれあいの場の提供、自然体験型のイベントの実施、情報 提供、公園内の植物・森林や施設の管理		

(2) 指定管理者の状況

表 5-11-2 (平成 20 年度)

指定管理者名称	三重県森林組合連合会
指定の期間	平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
公募・非公募の別	公募
指定管理料	年間:23,130 千円
利用料金制の有無	無
指定管理者が行う管理 業務の内容	自然とのふれあいの場の提供、自然体験型のイベントの実施、情報 提供、公園内の植物・森林や施設の管理

(3) 収支状況等の推移

表 5-11-3 単位: 千円

话口	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
項目	県直営	県直営	公募指定	公募指定
収入の部			23,130	23,130
指定管理料			23,130	23,130
利用料金収入			-	
その他収入			-	-

支出の部					23,130	23,130
事業費	1	23,406		22,954	12,821	12,820
管理費	\		ſ		10,308	10,310
その他支出		-		-	-	-
収支差額					-	-
利用人数		107,650		113,335	115,383	

収支状況は表 5-11-3 のとおり、収支が均衡している。このことについては、「(4) 監査の結果」にて【意見】として取り上げた。

(4) 監査の結果

事業報告の支出額の網羅性について【意見】

平成 20 年度の事業報告における収支差額は 0 円とされている。支出額に合わせて収入額を精算する方法を取らない限り、生きた事業活動を営んでいるのであれば収支差額が 0 円になることは考えにくい。このことを前提として、支出額の網羅性について質問した結果、燃料費の一部について、支出額が指定管理料を超える金額については、指定管理事業の支出に含めないように調整したとのことであった。

この支出額に含まれていない燃料費は、連合会の業務と当該指定管理業務を兼務している管理職員が、指定管理業務に従事した際のガソリン代のうち、従事した時間が一日に満たない場合にかかった分である。

業務の内容を正当に評価するためには、コストをもれなく正確に把握することが必要である。コスト削減に努め、必要なサービスを実施した上で、収支差額がマイナスになっているのであれば、その一点を持って評価を下げるべきではない。また、その状況の改善のために関係者全員が知恵を絞るべきであり、場合によっては今後の指定管理料の見直しを含めた検討を行うことも必要であろう。

そのためには、指定管理業務にかかった運営費をもれなく正確に算定し、事業報告に記載するべきである。

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告内容について書面でのチェックを行うとともに、利用者からのクレームに対してその都度指定管理者と協議し、対応策を講じているとのことであった。また、現地視察を月1回程度実施しており、問題事項への対応、イベントの状況視察などを実施している。

現地視察時に行った指定管理者への指示等のやり取りについては復命書及びその添付資料として記録を行い、上席者の決裁を受けたうえで文書として保管しているとのことである。

年度末の事業報告については、関係書類の提出を求め、事業の実施状況並びに経 費の支出について調査を行っているとのことである。

これらの調査手続について、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

備品点検について【意見】

備品の点検については「三重県民の森遊具点検実施要領」に基づき、職員による 月次点検・業者による定期点検が行われている。

同実施要領上、点検において異常のあった遊具は、「その程度に応じて遊具の使用制限もしくは補修などの応急処置を講じる」旨が規定されている。

しかし、施設点検表(職員による月一回の定期点検)を閲覧したところ、「C」判定 = 部分的に異常があり対策が必要、とされた項目について、経過観察となったものについて、その判断根拠が明確になっていなかった。実際上席者は職員による月次点検の内容を把握しており、口頭ベースで対応を協議しているとのことであるがこうした経緯が明確になっていない場合万が一事故が発生した場合の責任の所在が曖昧になる虞がある。

そのため経過観察等の判断をし、具体的措置を講じない場合はその判断根拠を明らかにすることが望まれる。

情報管理チェックリストの運用について【意見】

指定管理者は、個人情報保護に関するマニュアルを定めており、これに基づいて「個人情報保護チェックリスト」が設けられ、定期的に職員が各自点検を行うことになっているが、平成 20 年度までの運用実績はなかった。

今後は情報管理に関する教育訓練を実施した際などにおいて「個人情報保護チェックリスト」を使用し、その結果を文書として保管することが望まれる。

12 三重県上野森林公園

(1) 施設の概要

表 5-12-1

項目	内容			
設置の目的	県民の心身の健康の増進並びに森林及び緑化に関する知識の向上を 図るとともに、自然環境教育に活用する。			
開設時期	平成 10 年 7 月			
所在地	伊賀市下友生字松ヶ谷	伊賀市下友生字松ヶ谷1番地		
設置根拠条例等	三重県上野森林公園条例			
建物規模	森のまなびや:木造1階建(378.3 m²) かたらいの館:木造1階建(75.6 m²) 公衆便所:木造(29.9 m²×2 棟、28.4 m²×1 棟)			
延床面積	542.1 m²	敷地面積	436,856 m²	
利用時間等	午前9時から午後5時			
業務内容	自然とのふれあいの場の提供、自然体験型のイベントの実施、情報提供、公園内の植物・森林や施設の管理			

(2) 指定管理者の状況

表 5-12-2 (平成 20 年度)

指定管理者名称	伊賀森林組合
指定の期間	平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	公募
指定管理料	26,310 千円
利用料金制の有無	無
指定管理者が行う管理	自然とのふれあいの場の提供、自然体験型のイベントの実施、情報提
業務の内容	供、公園内の植物・森林や施設の管理

(3) 収支状況等の推移

表 5-12-3 単位:千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
· 块口	県直営	県直営	公募指定	公募指定
収入の部			26,320	26,310
指定管理料			26,310	26,310
利用料金収入			1	-
その他収入			10	-
支出の部	25,113	28,948	26,250	26,310

事業費			1,630	
管理費			24,611	
その他支出			10	
収支差額			70	
利用人数	62,286	64,869	70,754	60,000

平成 20 年度の実績利用者数が 70,754 人であったのに対し、平成 21 年度の計画が 60,000 人となっているのは、指定管理者制度導入時に策定した目標値であるためであり、特別に利用者数が減少する要因は調査時においてはなかった。

(4) 監査の結果

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告内容について書面でのチェックを行うとともに、利用者からのクレームに対してその都度指定管理者と協議し、対応策を講じているとのことであった。また、現地視察を月1回程度実施しており、問題事項への対応、イベントの状況視察などを実施している。

現地視察時に行った指定管理者への指示等のやり取りについては復命書及びその添付資料として記録を行い、上席者の決裁を受けたうえで文書として保管しているとのことである。

年度末の事業報告については、関係書類の提出を求め、事業の実施状況並びに経 費の支出について調査を行っているとのことである。

これらの調査手続について、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

指摘及び意見なし

13 三重県営サンアリーナ

(1) 施設の概要

表 5-13-1

項目	内容			
	条例では「県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興			
	を図るとともに文化の向上及び国際交流の促進等に資するため」と規			
 設置の目的	定している。			
改員の日間	サンアリーナは大規模大会が開催で	きる施設であり、	集客交流の拠	
	点施設としてアフターコンベンション等I	こよる地域振興を	図ることをも目	
	的として設置された。			
開設時期	平成6年6月開設			
所在地	伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 - 4			
設置根拠条例等	三重県営サンアリーナ条例			
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造3階建			
建物規模(規模・構	・メインアリーナ(延床面積:13,965 m²、観客収容人員:11,000 席)			
造等)	・サブアリーナ(延床面積:4,902 m ² 、観客収容人員:3,000 席) ・国際会議場・レセプションルーム・管理棟(延床面積:5,445 m ²)			
延床面積	24,486 m²	敷地面積	28,645 m²	
延	(付帯施設含む)	方X 2 世 田 7 貝	20,045 111	
 利用時間等	9:00 ~ 21:00			
机用时间等	但し、通常営業時間外の利用も可能			
	・メインアリーナ、サブアリーナその他の)施設(設備及び	器具を含む。以	
	下「施設等」という。)を利用に供するこ	と。		
	・県民の心身の健全な発達及び体育・	スポーツの普及掘	長興に係る研修	
	及び指導を行うこと。			
業務内容	容 ・講演会、展示会等の開催その他文化の振興に必要な事業			
	・国際交流及び集客交流の促進を図るために必要な事業			
・飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスの提供及び				
	に必要な場所を利用に供すること。			
	・前各号に掲げるもののほか、知事が	必要と認める事業	E	

(2) 指定管理者の状況

表 5-13-2 (平成 20 年度)

指定管理者の名称	株式会社スコルチャ三重
指定の期間	平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	公募
指定管理料	198,000 千円

利用料金制の有無	有り
	・サンアリーナの事業の実施に関する業務
	・サンアリーナの施設等の利用の許可等に関する業務
指定管理者が行う	・サンアリーナの利用料金の収受等に関する業務
管理業務の内容	・サンアリーナの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
	・前各号に掲げる業務のほか、三重県がサンアリーナの管理上必要と認
	める業務

(3) 収支状況等の推移

表 5-13-3 単位: 千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
以口	公募指定	公募指定	公募指定	公募指定
収入の部	315,050	290,298	314,270	327,700
指定管理料	201,000	199,500	198,000	196,500
利用料金収入	90,930	48,576	93,986	107,830
自主事業収入	21,150	28,854	19,543	22,140
営業外収入	1,970	13,368	2,741	1,230
支出の部	297,504	293,871	305,073	322,220
人件費	70,231	73,669	82,091	87,530
水光熱費	59,269	53,704	59,986	61,640
その他一般管理費	139,296	125,185	139,516	141,620
自主事業経費	28,708	41,313	23,480	31,430
収支差額	17,546	-3,573	9,197	5,480
	アリーナ	アリーナ	アリーナ	アリーナ
	300,869 人	182,792 人	237,119 人	330,000 人
	会議室等	会議室等	会議室等	会議室等
	44,544 人	65,701 人	23,650 人	36,000 人
 利用人数	トレーニング室	トレーニング室	トレ ー ニング室	トレーニング等
אַ אַ אַ אַ נוֹ ונייר	22,488 人	21,824 人	20,720 人	28,000 人
	フィットネス室	フィットネス室	フィットネス室	
	4,131 人	4,769 人	3,828 人	
	合 計	合 計	合 計	合計
	372,032 人	275,086 人	285,317 人	394,000 人

(4) 監査の結果

利用人数のカウント方法について【意見】

利用人数は、主催者側の申請人数に目視による概算値を加味して算定されている。

しかし、特にカウント方法を規定したマニュアル等はない。現在の施設職員で、管理委託時から継続して業務に従事している職員が在籍しているため、カウント方法が従前と大きく異なることはないとのことであるが、今後指定管理者の入れ替え等があった場合など、同じ目線でのカウントができなくなる恐れがある。県側から施設に適した客観的なカウント方法を明示することが望まれる。

成果目標数値の決定と評価方法について【意見】

指定管理者は、利用人数と稼働率を成果目標として掲げている。

このうち、利用人数は、開催されるイベントの性質により、大きく変動する側面がある。例えば、コンサート等の興行であれば、1回あたりの利用人数は最大収容人数近くまで達するが、地域のスポーツイベントや障害者福祉イベント等であれば、必ずしもそうであるとは言えない。しかし、表 5-13-1「業務内容」にもあるように、公の施設という性質上、当施設は県民の心身の健全な発達や文化振興にも寄与する施設である。従って、まず利用してもらう、ということはもちろん重要であるが、利用人数ばかりに着目するのではなく、施設が公の施設に適した利用のされ方をしているのか、ということも成果の判断材料として必要なのではないだろうか。

たしかに、県民の心身の健全な発達や文化振興、といった成果の達成度合いを数値化することは困難である。しかし現在の指標のみであれば、集客力のあるイベントを誘致することに目標がすり替わってしまう虞もある。

一例として、現在は減免を行った場合は収入額に当該利用料金は算入していないが、減免を加味しない場合の総額収入と減免額を別個に指標とするなどの方法が考えられる。施設の設立目的を達成するための成果目標として、利用人数と稼働率という現在の数値目標が適しているのか、あるいは追加の数値目標を設定すべきであるのか、指定管理者と県とで協議していくことが望まれる。

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の中で記載されている、イベントの内容、来場者数、稼働率等の整合性について検討はしているが、台帳との突き合わせなど事実の確認はされていなかった。

月次報告書及び事業報告書の内容については適時、施設への現地視察を実施し、 事業内容についてのヒアリングはされているが、事実の確認も行うことが望まれる。 また、現地視察時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によって ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い 出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておく ことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

① 再委託の申請について【結果】

指定管理者は、A 社に下記図表 5-13-4 の業務を包括して委託している。A 社は、 当該業務を受託するために設立された会社である。複数の業務を統括する会社であ り、指定管理者の委託業務 18 件のうち 6 件を受託しており、重要な業務が含まれ ている。実際、このような形態をとることで、図表 5-13-4 のとおり総額の委託料 は従前より約 23,610 千円(税抜)も節減され、費用面で大きな効果が生じている といえる。

しかし、複数の業務がA社より再委託されているが、再委託の申請文書が作成されていない。いわゆる孫請けの状況を明確化するために再委託状況を文書により把握する必要がある。

さらに、協定書において、指定管理者が再委託を行う場合には県への申請が義務 付けられていることからすれば、再々委託も同様に申請する必要があると解すべき であろう。

表 5-13-4

単位:千円

業務内容	平成 17 年度	平成 20 年度
清掃業務	28,000	18,704
設備運転管理業務	39,900	32,794
保安警備管理業務	19,920	13,837
自動電話交換機装置点検業務	540	200
周辺緑地維持管理業務	2,700	2,950
消防設備保守点検業務	2,550	1,900
値引		△386
合計	93,610	70,000
		$\overline{}$

18 業務のうち上記

6 業務を一括委託

(注) 比較のためいずれも税抜価格で記載している。

なお、A 社は指定管理者の重要な業務を担っているにも関わらず、当該会社の財務状況は全く把握されていない。サービス提供の継続性について考慮するうえで、 委託先の財務状況を把握することが望まれる。

② 利用料金後納申請書について【意見】

利用料金は前納が原則となっているが、後納申請書の提出と審査により後納を認めている。後納申請書には後納理由の記述欄はあるが空欄のまま提出されてい

るものが散見された。また後納に関しての審査は特にマニュアル化されていない。 これまでに未徴収の案件は皆無であったものの、指定管理者の経営リスクを軽減 するとともに一定の基準による公平な審査を行うために、審査マニュアルを策定 し施行することが望まれる。

備品管理について【意見】

指定管理者は県有備品と指定管理者所有備品とをリストを分けて管理し、年1回の現物確認を行っている。しかし、固定資産管理規定は特に設けておらず、このような現物確認を規定する文書は存在しない。また、現物確認を行った際のリストは、実施後保管されておらず、実施状況を確認することができなかった。

固定資産の現物管理に係る手続を文書化し、実施事項を明確化することが望まれる。

また、50,000 円未満の県有備品は平成 19 年度より備品として管理しないこととなったことを契機として、指定管理者が独自の調査を行い、当時の購入価額が50,000 円未満であった物品について県有備品台帳から削除し、旧県有備品として別途リストを作成していた。また、現物には、写真 5-13-5 にあるように物品表示票に×印を付していた。

しかしそれら×印を付した物品のうち、依然として県の作成している県有備品台帳に記載されている物品が視察中に1件発見された。現物確認の際に、現物の有無のみならず物品表示票の添付状況の検証も併せて行うなどの対応が望まれる。





14 三重県地方卸売市場

(1) 施設の概要

表 5-14-1

	T			
項目	内容			
生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円		び流通の円滑化を図		
設置の目的 	り、もって県民生活の安定	に資することを目的とする	0	
開設時期	昭和 56 年 7 月 15 日			
所在地	三重県松阪市小津町 800	番地		
設置根拠条例等	三重県地方卸売市場条例			
卸売場棟(27,437 m ² 鉄筋・鉄骨コンクリート造 3 階建)			(建)	
	関連商品売場棟(7,102 m ² 鉄筋コンクリート造 2階建)			
	冷蔵庫棟(2,162 m ² 鉄筋コンクリート造 平屋建)			
 建物規模	加工施設棟(658 m² 鉄骨造 平屋建)			
(年107年1	水産加工施設棟(762 m² 鉄骨造 平屋建)			
	青果保冷配送施設(900 m² 鉄骨造 平屋建)			
	管理棟(1,943 m ² 鉄筋コンクリート造 2階建)			
	外 10施設			
延床面積	44,801 m²	敷地面積	144,401 m²	
利用時間等	午前 0 時 ~ 午後 12 時			
業務内容	卸売市場の管理運営			

(2) 指定管理者の状況

表 5-14-2 (平成 21 年度)

みえ中央市場マネジメント株式会社
平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日
非公募
-
有
・第一条に規定する目的を達成するために必要な事業の実施に関する
業務
・市場の用地、建物その他の施設(以下「市場施設」という。)内での業務
の承認等に関する業務
・市場施設の利用の許可等に関する業務
・六十六条に規定する利用料金の収受等に関する業務
・市場施設の維持管理及び修繕に関する業務
・前各号に掲げる業務のほか、知事が市場の管理上必要と認める業務

三重県中央卸売市場は、平成 21 年度より地方卸売市場に転換し、名称を三重県地方卸売市場に変更するとともに、合わせて指定管理者制度を導入している。監査対象年度は平成 20 年度であるため、三重県地方卸売市場は監査対象外の施設であるが、選定は平成 20 年度までに行われている施設であるため、指定管理の概要として、平成 21 年度現在のものを記載した。

(3) 収支状況等の推移

表 5-14-3 単位:千円

項目		19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
		直営	直営	非公募
	696,643	632,947	591,951	304,708
定管理料				-
料金収入				227,830
の他収入				76,878
	693,810	626,684	581,049	294,748
事業費				•
管理費				294,748
の他支出				-
収支差額	2,833	6,263	10,902	9,960
利用人数	58 入場事業者	56 入場事業者	52 入場事業者	49 入場事業者
	管理費 の他支出 収支差額	定管理料 料金収入 の他収入 693,810 事業費 管理費 での他支出 収支差額 2,833	直営 直営	直営 直営 直営 696,643 632,947 591,951 法定管理料

指定管理者制度の導入に伴い、平成 18 年度から 20 年度までと平成 21 年度の収支内容は大きく異なっている。これは、県が行うこととした大規模改修に係る収入・支出が除外されているためである。それ以外に、収入が大きく減少しているのは、指定管理者が利用料金を減額変更するためである。また、同様に支出が大きく減少しているのは、経営の効率化により、人件費等が、削減されるためである。

(4) 監査の結果

事業結果の評価について【意見】

三重県地方卸売市場は、開設当初は中央卸売市場であったが、平成21年度より、今般の社会情勢に合わせ、より営業の自由度が高い地方卸売市場に転換するとともに、施設全体の活用による効率的な運営管理を目的として、指定管理者制度が導入されたものである。

指定管理者は、開設当初から三重県中央卸売市場の精算業務を委託されていた会社を前身としていることから、卸売市場の業務に精通しているとともに、市場関係事業者の経営状況についても、随時把握できるなど、市場の設置目的を達成する上

で重要な市場関係事業者の営業に関する承認や売買取引及び経営状況に対する監視などの卸売市場関係法令に基づく市場運営業務を行うことができる唯一の立場にあったことから、非公募により選出された。

また、指定管理期間については、民間の経営ノウハウの発揮と人材の育成・確保により、市場の管理運営部門の経営を安定させるとともに、市場を利用する市場関係事業者が生鮮食料品の安定供給のための事業活動に専念できるよう、できるだけ長期の指定期間になることが望ましいとして、導入初回でありながら最長の5年を選択している。

指定管理者には、施設の活用及び費用の削減について効果の発現が強く求められるであろう。事業の計画及び評価に当たっては、具体的な取組による費用削減、収入増加の目標を掲げて、指定管理者制度に移行した効果を生むことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

三重県地方卸売市場については、平成21年度より第1回目の指定管理期間が開始され、それ以前の期間は県の直営施設であっため、現地視察の対象から除外した。

15 三重県営都市公園 熊野灘臨海公園

(1) 施設の概要

表 5-15 - 1

項目	内容		
設置の目的	大都市地域からのレクリエーション需要を充足し、かつ地域活性化を 促進するために設置されたため、豊かな自然を利用した、心身のリフレ ッシュができる都市公園を設置した。		
開設時期	昭和 53 年 4 月開設		
所在地	北牟婁郡紀北町地内		
設置根拠条例等	三重県都市公園条例		
建物規模	・片上池地区(2.8ha) ・城の浜地区(39.9ha) ・道瀬・三浦地区(7.9ha)	片上園地、荻原台園 ちびっこ広場園地、山	山上遊歩道園地
延床面積	- m²	敷地面積	- m²
利用時間等	通年 終日		
業務内容	環境保全、防災、景観形成などの存在効用及びレクリエーション、文化活動、コミュニティ活動等の利用に伴う効用としての都市公園の機能を最大限に発揮させる為に、公園管理業務として維持管理(植物管理、施設管理等)及び運営管理(情報提供、利用の調整等)を行っている。		

(2) 指定管理者の状況

表 5-15-2 (平成 20 年度)

項目	内容
指定管理者の名称	紀北町 紀北町長 奥山始郎(北牟婁郡紀北町海山区相賀 495 番地 8)
指定の期間	平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	公募
指定管理料	57,000 千円
利用料金制の有無	無し
	・熊野灘臨海公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務
	・熊野灘臨海公園の利用者への案内に関する業務
指定管理者が行う	・三重県都市公園条例第6条に基づき、熊野灘臨海公園の利用を禁止
管理業務の内容	し、又は制限すること。
	・熊野灘臨海公園の利用の促進に関すること
	・その他、公園の管理上必要なこと

(3) 収支状況等の推移

表 5-15-3 単位:千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
以口	公募指定	公募指定	公募指定	公募指定
収入の部	57,000	57,000	57,000	51,100
指定管理料	57,000	57,000	57,000	51,000
利用料金収入	-	-	-	100
その他収入	-	-	-	-
支出の部	57,000	57,000	57,000	51,256
事業費	900	-	32,573	25,556
管理費	56,100	57,000	24,427	25,700
その他支出	-	-	-	-
収支差額	-	-	-	-156
利用人数	720,688	674,389	685,802	660,000

平成 21 年度の指定管理者は、紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社となっている。

(4) 監査の結果

管理運営費の正確性について【結果】

表 5-15-3 のとおり、平成 18 年度から平成 20 年度まで、一定の金額で管理費が計上されている。この理由は、指定管理事業の管理運営費の一部が、公園内において紀北町が管理許可を受けて運営しているテニスコート事業費で処理されていることによるものである。テニスコートの利用受付は公園内の管理事務所で行っており、管理事務所で発生した費用を指定管理事業とテニスコート事業に配分しているが、コピー機の使用料(使用料及び賃借料)など一部については、指定管理事業費と指定管理料が一致するように配分しているとのことであった。

表 5-15-4 平成 20 年度紀北町の熊野灘臨海公園事業費の内訳

単位∶千円

	(A)	(B)	(A)-(B)
	熊野灘臨海公園	指定管理	テニスコート
	管理事業費	事業費	事業費
共済費	802	802	-
賃金	8,362	8,362	-
報償費	97	97	-
需用費	14,179	13,506	673

役務費	3,096	2,906	190
委託料	30,524	30,524	-
使用料及び賃借料	611	498	113
原材料	285	232	53
負担金、補助及び交付金	3	3	-
公課費	159	70	89
合計	58,118	57,000	1,118

また、紀北町の本庁及び紀伊長島支所に所属する職員が、公園管理業務に従事した時間にかかる人件費が管理費用に含まれていなかった。日常の公園管理業務は、海山区については外部委託し、紀伊長島区については臨時職員を配置していたが、間接的な管理業務及び問題発生時の対応は紀北町の本庁及び紀伊長島支所が他の業務と兼務して行っていた。こうした兼務の場合、正確な従事時間を測定することは困難かもしれないが、概ね何日公園に行ったであるとか、公園の管理に関する書類を作成した、といった概算値は算出できるのではないだろうか。

なお、この指定管理者は平成 20 年度で終了している。今後同様の事例が発生した場合には、可能な限り正確に指定管理業務に係る管理運営費を集計することが必要である。

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所で実施しており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。

地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び 現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が 2006 年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にして おり、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所に委ねられ ているとのことであった。

月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

利用者数の集計方法について【結果】

利用者数の把握は、当時の都市基盤室(現都市政策室)策定の「熊野灘臨海公園

の公園利用者数の把握(手順書)」(平成 17 年 4 月 1 日)に基づき下記の通り行われている。

熊野灘臨海公園 = 道の駅の利用者数 $(a) \times 6$ 数 1 + パトロール車による利用者数 + 海山町園内利用者数 $(b) \times 6$ 数 2 + 大白テニスコートの有料利用者数 + 三セクの有料利用者数 + イベント等の利用者数

- (a) 道の駅利用者数:指定管理者が館内、駐車場等で1日に4回把握した数値を合計し換算 係数6を乗じた数値とする。
- (b) 大規模なイベントに伴う利用者については、主催者からの報告を受けて別途に加算する。 また、バスを利用する団体利用等については、別途に台数・人数を把握して加算する。
- (c) 海山町内の大白地区公園の利用者数については指定管理者が1日3回の巡視のなかで 目視観測した数値を合計し、換算係数1.3を乗じた数値とする。

上記(a)(b)を中心に利用者数の集計表過程を確認したところ、下記の不整合が見受けられた。

- (a) 実際には「1 日に 6 回把握した数値を合計し、換算係数 4 を乗じた数値」にて計上している。
- (b) 当日発着したバスの台数に応じて人数が加算されている。この点、バス 1 台あたり一律 35 人が積算されているが、35 人とする根拠は不明確である。
- (c) 大白地区の集計シートは、上記の換算はおこなわれていない。実際には午前・午後それ ぞれ 2 時間で把握された人数に 40 人(ほぼ毎日夕方利用する人)を加算して計上してい る。

利用者数は成果の達成度を測るための重要な指標である。県との手順書に基づかず、独自の方法で利用者を集計すれば、他施設との公平感を阻害し、成果目標に対する評価を誤った方向に導く虞もある。また、指定管理者が採用していた方法は、指定管理が行われる以前から採用されていた方法を踏襲したものであるが、指定管理者が変更された場合に、事実の変化に関わらず現指定管理者と集計方法が異なってしまうこととなる。

また、県側においても、重要な指標である利用者情報の集計過程について、県の指示する方法で行われているかモニタリングする必要がある。さらに、当該手順書では「3年に一度程度、公園管理運営会議で利用者数の把握方法を検討し、必要であれば見直す」としているが、実際には公園管理運営会議は開催されていなかった。集計手順が実態に合っているかどうかについて、上述の公園管理運営会議において協議されるべきであった。

16 三重県流域下水道施設

(1) 施設の概要

表 5-16-1

項目	内容			
設置の目的	生活排水を広域的に速やかに排除し、安定的、効率的に汚水処理することにより、下水道利用者の衛生的で快適な生活環境を実現するとともに、伊勢湾等の公共用水域の水質を保全する。			
開設時期	 北部処理区 昭和63年1月 ・南部処理区 平成8年1月 ・雲出川左岸処理区 平成5年4月 ・松阪処理区 平成10年4月 ・宮川処理区 平成18年6月 			
所在地	・北部浄化センター 三重郡川越町亀崎新田 80-2 ・南部浄化センター 四日市市楠町北五味塚 1085-18 ・雲出川左岸浄化センター 津市雲出鋼管町 52-5 ・松阪浄化センター 松阪市高須町 3922 ・宮川浄化センター 伊勢市大湊町 1126			
設置根拠条例等	三重県流域下水道条例			
建物規模	・処理場 北部浄化センター(処理能力 118 千㎡ / 日、整備率 59%) 南部浄化センター(処理能力 41 千㎡ / 日、整備率 31%) 雲出川左岸浄化センター(処理能力 40 千㎡ / 日、整備率 42%) 松阪浄化センター(処理能力 30 千㎡ / 日、整備率 27%) 宮川浄化センター(処理能力 7 千㎡ / 日、整備率 7%) ・共通施設 管理本館、スクリーンポンプ施設、水処理施設、汚泥ポンプ施設、汚泥濃縮設備、汚泥処理施設			
延床面積	管理本館 ・北部 2,734 m ² ・南部 1,782 m ² ・雲出 1,549 m ² ・松阪 3,941 m ² ・宮川 2,751 m ²	敷地面積	· 北部 378,900 ㎡ · 南部 197,000 ㎡ · 雲出 190,500 ㎡ · 松阪 210,000 ㎡ · 宮川 192,700 ㎡	
利用時間等	-	ı	ı	
業務内容	流域下水道施設の維持 任技術者認定業務等	持管理業務、汚泥処理	里業務、排水設備工事責	

(2)指定管理者の状況

表 5-16-2 (平成 20 年度)

項目	内容		
指定管理者の名称	財団法人三重県下水道公社		
指定の期間	平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日		
公募・非公募の別	非公募		
指定管理料	6,791,606 千円		
利用料金制の有無	無し		
	流域下水道の機械施設、設備及び電気施設の操作に関する業務		
	・浄化センターの運転管理業務		
	施設の運転操作、運転状況の連続監視、下水流量の連続監視、水		
	質及び汚泥成分等の分析及びこれに付随する業務、放流渠は路面		
	状況の目視による巡回(年2回程度)		
 指定管理者が行う	・中継ポンプ場の運転管理業務		
	・施設の運転操作		
管理業務の内容	流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務		
	・浄化センター及び中継ポンプ場の施設、設備及び機器の保守点検及		
	び修繕、浄化センター及び中継ポンプ場の備品の管理		
	その他の業務		
	・流量情報に関する業務、見学者・視察者の案内、県が行う下水道事		
	業への協力		

(3)収支状況等の推移

表 5-16-3 単位:千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
以 口	非公募	非公募	非公募	非公募
収入の部	3,147,050	3,185,252	3,087,875	3,765,142
指定管理料	2,192,825	2,354,703	2,244,076	2,877,913
利用料金収入	1	-	1	ı
その他収入	954,224	830,548	843,799	887,229
支出の部	3,135,321	3,186,954	3,097,533	3,771,076
事業費(1)	3,078,700	3,129,408	3,021,047	3,688,049
管理費	56,620	57,545	76,485	83,027
その他支出	ı	•	1	ı
収支差額(2)	11,728	-1,701	-9,657	-5,934
流入水量(3)	54,159 千㎡	57,122 千㎡	60,138 千㎡	62,061 千㎡

- (1)事業費には、指定管理業務のほか、汚泥処理業務、排水設備工事等責任技術者認定業務 等を含む。
 - (2)三重県流域下水道施設の管理に関する年度協定書第6条に基づき、流入水量の変動及び 経費削減努力に伴い維持管理費が変動するため、実費相当額を指定管理料としている。した がって指定管理業務に係る収支差額は0円である。
 - (3)流入水量は浄化センターへの下水の流入量である。

(4)監査の結果

非公募による指定管理者の選定について【意見】

「(2)指定管理者の状況」にあるとおり、指定管理者の選定方法として非公募を採用している。加えて、指定管理料=運営管理費の実費相当額であるため、指定管理者制度の目指すところの、民間ノウハウの活用、費用削減努力の促進と合致するかどうかという点について疑念を抱かせかねない。

まず、この点につき、コスト削減努力については、費用削減目標を単に数値だけでなく方法についても事業計画において提示させるとともに、実績と比較することで評価を行うことにより解消している。

しかし、後述の「再委託の金額について」に記載のとおり、再委託率が52%にも上る状況の下で、あえて非公募とし、さらに5施設を一括して任意指定にすることについての疑念は残る。

この点、非公募の理由のひとつとして、三重県の下水道処理人口普及率が全国 平均72.7%に対して43.7%であり、整備途上にあるため流水量や水質が不安定で あることから、ライフラインとしてのセーフティネットを確保する必要があり、 公募はなじまないとの判断からであるとのことであった。また、流域下水道施設 を一括して任意指定している理由は、不測の事態が発生した場合の応援体制、管 理水準の平準化、運営の効率化を図るため、全処理区を一括して運営管理するこ とが適切との判断によるものとのことである。

しかし、今後、県下における下水道処理が普及し、流入量や水質が安定すれば、 公募が適切な状況も生じうると考えられ、また、処理技術に関してノウハウを持った民間事業者が多く出現してくる等により、必ずしも一括管理が最適ではない 状況が生み出される可能性もある。

県下の下水道整備計画に合わせて、指定管理者制度と三重県下水道公社の在り方について、流域関連市町も交え長期的な視点から検討する機会を継続的に設け、 随時社会情勢に合わせて見直しを図っていくことが望まれる。

再委託の金額について【意見】

平成 20 年度における指定管理者から外部への再委託金額は総額 1,168,801 千円であり指定管理料(2,244,076 千円)の 52%を占めている。従って再委託料の低減が、コスト削減の重要な要素となる。

表 5-16-4 は指定管理者制度移行前の平成 17 年度と平成 20 年度の再委託料を比較した表である。再委託料は、固定費のみではなく薬品使用量等にも左右されるため、処理水量が重要な要素になるが、処理水量は増加している一方で多くの浄化センターで再委託料が低減していることがわかる。これは、契約を複数年としたり、委託業務を包括化することによる割引効果、公募入札における積算の厳格化等による費用削減効果が表れたものであると考えられる。今後も、効率的な契約範囲の模索等により、業務品質を落とすことなく、更なる費用削減を実現することが期待される。

表 5-16-4

北部浄化センター

	平成 17 年度	平成 20 年度	増減額	増減率
施設点検運転監視業務	368,752,650	339,477,099	29,275,551	-8%
定期点検等業務	58,693,110	35,066,272	23,626,838	-40%
その他	33,619,836	16,156,971	17,462,865	-52%
合計	461,065,596	390,700,342	70,365,254	-15%
処理水量	25,761,754	30,544,863	4,783,109	19%

南部浄化センター

	平成 17 年度	平成 20 年度	増減額	増減率
施設点検運転監視業務	201,419,400	175,219,601	26,199,799	-13%
定期点検等業務	24,235,334	20,061,269	4,174,065	-17%
その他	12,269,920	11,964,072	305,848	-2%
合計	237,924,654	207,244,942	30,679,712	-13%
処理水量	9,500,632	11,821,360	2,320,728	24%

雲出川左岸浄化センター

	平成 17 年度	平成 20 年度	増減額	増減率
施設点検運転監視業務	186,656,400	199,893,842	13,237,442	7%
定期点検等業務	23,605,029	24,319,050	714,021	3%
その他	12,530,421	10,839,794	1,690,627	-13%
合計	222,791,850	235,052,686	12,260,836	6%
処理水量	7,286,188	8,781,760	1,495,572	21%

松阪浄化センター

	平成 17 年度	平成 20 年度	増減額	増減率
施設点検運転監視業務	195,433,350	171,956,853	23,476,497	-12%

定期点検等業務	25,384,086	29,340,307	3,956,221	16%
その他	12,307,741	8,316,238	3,991,503	-32%
合計	233,125,177	209,613,398	23,511,779	-10%
処理水量	4,925,354	7,440,887	2,515,533	51%

宮川浄化センターは平成 18 年度より供用開始のため、比較データより除外している。

(5)現地視察の結果

県有備品の管理について【意見】

各浄化センターにて、県からの貸付物品台帳と現物の照合作業が年1回実施されている。しかし、結果の残し方や決裁については規定されておらず、各担当者保管となっている。照合作業が漏れなく適切に行われたことを組織的に確認するため、固定資産の実査記録の方法をマニュアル化し、適切な役職者の承認を経て保管しておく一連の手続の策定・実施が望まれる。

使用不能な県有備品にかかる手続について【結果】

写真 5-16-5 の例のように、動作不良等により既に使用されていない固定資産について、除却手続等の適切な対応がとられることなく保管されていた。利用可能性のない固定資産については、県に除却申請を行い、県の手続に基づいて処分することが必要である。



写真 5-16-5: スターラー (PC - 410)。 往査時は 6 台中 5 台が使用されていなかった。

薬品類の管理規程について【意見】

各浄化センターは水質試験用の試薬を保有しており、これには一部毒劇物が含まれている。毒劇物は「毒物及び劇物取締法」に基づき、各浄化センターで管理要領を整備し管理している。各浄化センターの管理要領を閲覧したところ、表5-16-6のとおり、毒劇物の棚卸に関する規定の有無、管理簿様式の相違など、一部の基準が統一的に整備されていなかった。浄化センターごとに管理要領が異なることは、管理レベルのばらつきを生じさせる虞がある。また、浄化センター間での人員の交代が生じた場合の引き継ぎにも支障を来たし、効率的な作業を害す

る可能性もある。

同様の薬品類を使用し、同様の業務が実施されているのであれば、管理要領や管理簿も統一化するのが自然である。仮に浄化センター特有の事情があるのであれば、管理要 領の下位規程としてのマニュアルを整備し、そちらに記載することで補完できる。全浄化センターで共通の管理要領・管理簿の雛型を作成し、管理レベルを統一化することが望まれる。

表 5-16-6

センター名	規程·要領	管理簿	棚卸に関する記載
		記入要領	
松阪	水質試験用試薬に係る毒	あり	「試薬管理簿記入方法」内に年2回の
	物·劇物管理要領		在庫整理を実施する旨記載あり。
北部		あり	特記なし。
南部		なし	「試験操作マニュアル」に記載あり。
雲出川左岸		あり	特記なし。
宮川	·毒物劇物危害防止規程	あり	あり。(毒物劇物は年4回)
	・水質試験用試薬の保管、		
	取り扱い、保護具及び盗難		
	紛失に関する要領		

南部浄化センターの薬品管理簿の整備状況について【結果】

南部浄化センターの試薬管理簿については、同種の薬品について2冊の帳簿が作成されていた。毒物・劇物等、一部の薬品について途中から新しい帳簿を採用し、残余については従前の管理簿で管理し続けているためであると考えられるが、従前の帳簿を閲覧したところ、何の転記証跡もなく記載欄の途中で終わってしまっているものが散見された。また、新しい帳簿についても従前の帳簿からの引き継ぎ状態が明確になっていなかった。まず、このように2種類の帳簿が存在すること自体、管理の複雑化をもたらし、人員交代等があった場合に混乱を生じる原因となる。特に毒物・劇物は、その性質上厳重な管理が行われるべきであるが、帳簿が複数存在することにより、実数の把握誤りや故意の帳簿操作を発見する機能が低下する虞がある。管理厳格化の前提として、帳簿を統一化し一元管理を行うべきである。また、帳簿を新しいものに引き継ぐ際は、古い帳簿にそれ以上追加記載が行われないよう、記載の終了を明確にし、新たな帳簿に最後の残数が転記されたことを明確にすべきである。新しい帳簿の最初の記載に関しても同様である。

さらに、「試験操作マニュアル」には定期的に在庫確認を実施することが規定されているが、管理簿を閲覧したところ、在庫確認は実質不定期となっており、規定の回数を実施していなかった。在庫確認を定期的に実施し、現物管理をより厳格に行う必要がある。

現金管理について【意見】

各浄化センターは小口現金を保有しており、金庫に保管されている。小口現金は出納担当者と資金前渡職員によって現金出納簿により入出金が管理され、月ごとに事務局長に報告される。この処理に関しては「常時必要とする経費(資金前渡)の浄化センターへの交付について(通知)」(平成18年6月1日)に記載されているが、一部の事務処理について、実際の運用と異なる記載があった。記載事項の妥当性についても再検討することが望まれる。また、各浄化センターの現金出納簿を閲覧したところ、松阪浄化センターの現金出納簿について、係と資金前渡職員の押印がなかった。現金は、不正・横領の対象となるリスクの高い資産であるため、特に厳格な照合作業が必要とされる。通知文書を周知徹底し、厳格な管理を行うことが望まれる。

運転監視業務に係る修繕の報告形式について【意見】

各浄化センターは、それぞれ運転監視業務を委託している。1件500千円以下の修繕について、委託先業者が自ら判断して実施することも委託業務に含まれており、修繕を実施した時には機器不具合報告書の作成と提出を求めている。

この機器不具合報告書の形式は浄化センターによって異なっており、写真、図画等を添付し詳細に説明しているセンターもあれば、1 枚の用紙に日付、修繕箇所、修繕内容が簡潔に記されているのみのセンターもあった。委託先によって報告の様式や報告内容に濃淡があった。

これは、仕様書において、単に「報告を求める」とだけ定められているため、報告の様式、報告内容が委託先業者の任意になっていると推測される。

センターごとに設備の規模、仕様、経過年数などが異なるため、一律に同じ様式を使用することまでは必要ないが、各委託業者への要求水準がセンターごとに大き く異なることのないよう、報告すべき項目を浄化センター共通として定めることが 望まれる。

17 三重県営住宅・三重県特定公共賃貸住宅

(1) 施設の概要

表 5-17 - 1

項目				
	·県営住宅			
	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備しこれを住宅に困窮			
	する低額所得者に低廉な	よ家賃で賃貸し、生活	の安定と社会福祉の増進	
設置の目的	を目的とする。			
	·特定公共賃貸住宅			
	中堅所得者等の居住の	の用に供する居住環境	境が良好な優良賃貸住宅	
	の供給を図り、生活の安	定と社会福祉の増進	を目的とする。	
開設時期	昭和 29 年 ~ 平成 14 年	開設		
所在地	県内全域(特定公共賃貸	住宅は県営住宅に併	并設)	
	·公営住宅法			
) 設置根拠条例等	・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律			
	·三重県営住宅条例			
	·三重県特定公共賃貸住	宅条例		
建物規模	 団地数 65 団地、管理戸	数 4,185 戸		
延床面積	-	敷地面積	-	
利用時間等	-			
	1. 入居者管理に係る管理	理業務		
	2. 募集及び入居に係る	管理業務		
	3. 家賃等管理事務に係る管理業務			
業務内容	4.修繕・保守管理等に係	る管理業務		
	5. 県営住宅管理人に係	る業務		
	6.駐車場に係る管理業績	務		
	7.その他必要な管理業績	務		

(2) 指定管理者の状況

表 5-17-2 (平成 20 年度)

項目	内容
指定管理者の名称	三重県住宅供給公社
指定の期間	平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	公募
指定管理料	597,012 千円
利用料金制の有無	無し

·入居者管理

・募集及び新規入居

指定管理者が行う 管理業務の内容

- ·家賃等管理·収納事務補助
- ·修繕·保守管理
- ·駐車場管理
- ・その他県営住宅管理

(3) 収支状況等の推移

表 5-17-3 単位:千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
- 現日 	公募指定	公募指定	公募指定	公募指定
収入の部	546,478	562,631	597,012	565,477
指定管理料	546,478	562,631	597,012	565,477
利用料金収入	-	-	-	ı
その他収入	-	-	-	ı
支出の部	546,472	562,589	593,573	565,477
事業費	467,616	483,733	514,683	485,854
管理費	78,856	78,856	78,890	79,623
その他支出	1	•	-	ı
収支差額	5	41	3,438	-
利用人数	入居 3,659 世帯	入居 3,635 世帯	入居 3,624 世帯	

(4) 監査の結果

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、四半期に一度業務報告の提出を受け、修繕等の金額の妥当性、支出の事実につき資料をすべてチェックしている。また、現地視察を随時実施しており、修繕後の仕上がりとコストとのバランスをチェックしているとのことであった。しかし、チェックのためのマニュアル及びその記録は作成されていない。

現地視察時の指定管理者への指示等のやり取りについては、後のトラブルを防ぐため、可能な限り文書として残しておくことが望まれる。また、現地視察及び業務報告のチェックに当たっては、修繕費と仕上がりのバランスなど感覚に依るところが大きいが、職員教育の観点からチェックのノウハウを文書として作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

職員の研修計画について【結果】

指定管理者選定時の申請書類に、職員の研修計画を作成する旨が記載されているが、具体的な計画は作成していなかった。この理由につき、申請書類に記載した研修内容のうち専門分野の資格についてはすでに職員が取得しているためであるとのことであった。

しかし、平成 20 年度においても、人権教育、専門分野資格の継続学習については、継続的に外部の講習に参加している。これらについて、毎年度計画を作成することにより、個々の職員の受講状況を管理することにも資するため研修計画は作成する必要がある。

委託先業者への指導について【意見】

地区ごと工務店等と交わした委託契約には、災害時における調査支援についても 含まれている。これは、災害発生時において、各委託先が各地区の県営住宅及び特 定公共賃貸住宅について被害状況調査を実施し、指定管理者へ報告するものである が、年一回具体的な災害を想定した報告訓練を実施しているが、平成 20 年度の訓 練について、訓練結果報告がされなかった委託先が多かった。

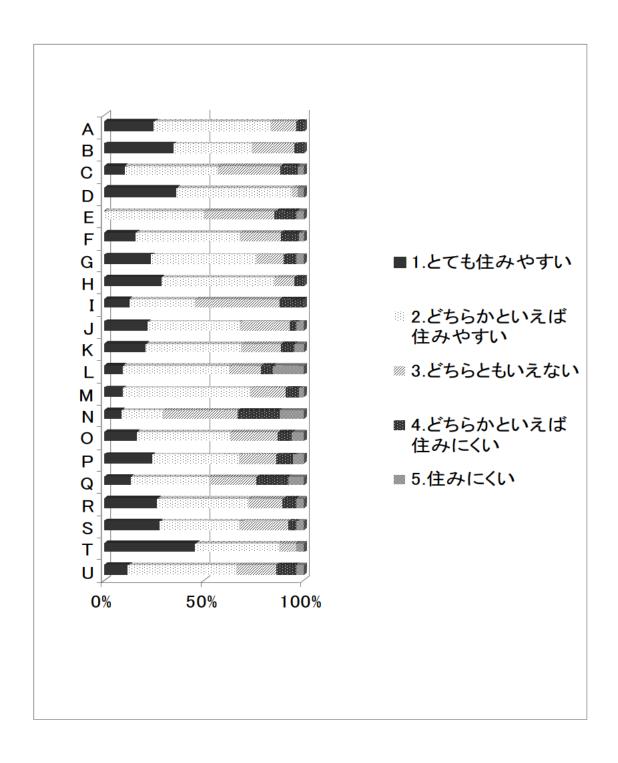
訓練結果報告の実施に限らず、委託先担当者と直接対面することにより、双方のコミュニケーションを図ることが肝要であるが、例えば地区ごとに連絡会議を実施するなどして、指導の水準を平準化することが望まれる。

住民アンケートについて【意見】

県営住宅では、各団地の住民にアンケートをとり満足度等を調査すると共に、修繕等の必要性について検討し対応するなど、経営に役立てている。

平成 20 年度の満足度調査において、「住みやすさ」の満足度では全団地の合計では 66.5%が「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と評価しており、全体的な満足度は低いものではない。ただし、全 65 団地はそれぞれ立地も設立年月も異なる多様な団地であり、施設別に見ると満足度にバラツキがある。下記は、回答数 20 件を超える団地について満足度割合を比較したものである。一番評価の高い Dでは 93.9%の満足度であるのに対し、一番低い N では 29.2%の満足度となっている。

現状では、個々のコメント以外の項目に関して施設別の集計は行っていないが、 施設別の満足度等の偏りにも留意し、さらに経営に役立てていくことが望まれる。



18 三重県営都市公園 北勢中央公園

(1) 施設の概要

表 5-18-1

項目		内容			
	都市環境の改善、防災、良好な景観形成に寄与するとともに、多様なレ				
設置の目的	クリエーション活動の場、コミ:	ュニティ活動の場となる	ことで、都市公園は公		
	共の福祉の増進に資する。				
開設時期	平成5年7月				
場所	四日市市、いなべ市、菰野町				
設置根拠条例等	三重県都市公園条例				
	供用面積 32.4ha(平成 20 年度末)				
建物規模 	主な施設 野球場 1 面、テニスコート 12 面、芝生広場				
床地面積	-	敷地面積	-		
	·1~3、11、12月:8:00~17:00)(ナイター利用はできた	ILI)		
利用時間等	・4~6、10月:8:00~18:00(ナ	イターは 22:00 まで)			
	·7~9月:6:00~18:00(ナイターは 22:00 まで)				
	環境保全、防災、景観形成	などの存在効用及びレ	クリエーション、文化		
一	活動、コミュニティ活動等の利用に伴う効用としての都市公園の機能を最				
業務内容 	大限に発揮させるために、公	園管理業務として維持	管理(植物管理、施設		
	管理等)及び運営管理(情報の	の提供、利用の調整等)を行っている。		

(2) 指定管理者の状況

表 5-18-2 (平成 20 年度)

指定管理者名称	岩間造園株式会社
指定の期間	平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日
公募·非公募の別	公募
指定管理料	45,911 千円
利用料金制の有無	有り
	・都市公園の維持修繕及び巡視点検に関すること
	・都市公園の利用者への案内に関すること
指定管理者が行う	・都市公園内の行為の制限を行うこと
管理業務の内容	・都市公園の利用を禁止し、又は制限すること
	・都市公園の有料施設の管理運営に関すること
	・都市公園の利用促進に関すること

(3) 収支状況等の推移

表 5-18-3 単位: 千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
- 現日	県直営	県直営	公募指定	公募指定
収入の部			54,880	61,068
指定管理料			45,911	52,618
利用料金収入			8,969	8,450
その他収入			ı	-
支出の部	67,713	66,319	54,200	61,068
事業費			18,700	24,850
管理費			35,500	36,219
その他支出			-	-
収支差額			680	-
11 m 1 *h	102,191 人	69,509 人	129 501 1	110,000 人
利用人数	102,191	09,509 🔨	138,501 人	(目標)

(4) 監査の結果

指定管理者制度導入以前の支出額との比較について【意見】

当施設は平成 20 年度より指定管理者制度を導入しているが、制度導入による支出・費用の削減効果を測るために、導入以前と以後の支出額に関する比較を実施しているか否かの確認を実施したところ、従来の支出額は指定管理業務以外の費用を含めた金額での把握を実施しており、指定管理業務に該当する業務に関する費用をその中から区分・把握をしたうえで当年度の支出額との比較を行うということは実施していないとのことであった。

指定管理者制度導入の目的の一つに費用の削減があり、指定管理者制度導入の効果を測るためには、指定管理前よりどれだけ支出・費用が削減されたかについての比較を行うことが望まれる。

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所で実施しており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。

地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び 現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が 2006 年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にしており、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所に委ねられているとのことであった。

月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

日報の確認について【意見】

公園内の清掃及び遊具等設備の点検は、職員が毎日おこなっており、日報にその結果を記載している。管理職員は1週間に1回日報の内容を確認している。しかし、日報には確認の痕跡は残っておらず、異常発生について記載されている場合にもその対応は記載されていなかった。しかし実際には、県への報告のために月次報告書が作成されており、こちらについては異常の発生とその対応が詳細に記録されていた。したがって、異常が放置されず適時に対応されたことがわかった。

管理職員の業務の執行状況について、その上席者は監督する必要がある。そのためには、目に見える形で業務の痕跡を残すことが必要である。一例ではあるが、日付と確認者が分かるような検印を押す、サインをするなどの方法が考えられる。

長期修繕計画の策定について【意見】

修繕計画については、単年度、複数年度ともに作成していない。現状は、修繕が必要な状況が発生した都度修繕している。

協定上の金額を超えるものについては県が行うこととなっているが、指定管理開始から現在まで特に計画的に修繕が必要な箇所は提示されていない。

当公園については平成20年度が指定管理者制度導入の初年度であるが、今後は、 修繕が必要な箇所が複数出てくるであろう。

施設を日常管理しているのは指定管理者であり、その状況についても熟知しているはずである。要修繕箇所や定期的な保全が必要な箇所について、指定管理期間など複数年での対応も視野に入れた修繕計画の策定を、県と指定管理者双方協議のもと進めていくことが望まれる。

危機管理について【意見】

危機管理について、「危機管理体制」が事業計画の中に含まれており、その中に 避難訓練を実施することが定められているが、平成 20 年度は実施されていなかっ た。

また、「危機管理体制」の中には、何を持って危機とし、どんな状況で当体制が 効力を発揮するかなど定義がない。こうしたことは、職員に対する危機管理教育に おいて重要な事項であり、避難訓練の実施と合わせて検討することが望まれる。

テニスコート等の利用受付について【意見】

テニスコート等の施設の受付は、窓口のみであるため、申込するためには、一度 公園を訪れなくてはならない。遠方の人にも利用していただくためには、電話での 受付があると便利であり、利用者数の増加につながる可能性がある。

現状では、電話での予約の場合本人確認ができないため、電話での予約をしていない。一例ではあるが、本人確認の方法として、個別に受付番号を伝えておき当日 口頭で確認する、当日身分証明書の提示を依頼する等工夫を行えば、電話受付のデ メリットも解消されるのではないだろうか。

口座管理について【意見】

指定管理者は、指定管理分の預金口座は別途開設しておらず、指定管理者の本社の口座を利用している。また、金融機関からの残高証明書も、会社の決算期末である9月に入手している。

預金口座を本社分と一括して開設している場合、指定管理分の預金残高を把握することが困難である。指定管理分の預金と本社分の預金とを混同しないために、指定管理分の口座を別途開設することが望まれる。

また、県に収支状況を報告するときの収支差額は、小口現金を除き預金残高と整合する。そのため、指定管理分の口座を別途開設した上で、指定管理の事業年度末である3月で残高証明書を入手し、収支差額と照合することが望まれる。

事業計画の実施状況について【意見】

平成 20 年度事業計画の実施状況についてヒアリングしたところ、いくつかの事項が未実施であった。

まずは、スポーツ大会の主催、地域住民との協働による利用促進への取組であるが、いずれも平成 21 年度以降実施の予定とのことであるので、今後に期待したいところである。

次に、年4回満足度ヒアリング調査を掲げているが、現状は巡回スタッフ及び受付スタッフが利用者からの要望や問い合わせに対応しているのみであり、常時設置しているアンケートを主に活用している状況である。したがって、実態に合った形の取組を計画することが望まれる。

19 三重県営都市公園 鈴鹿青少年の森

(1) 施設の概要

表 5-19-1

項目	内容		
	都市環境の改善、防災、良好な景観刑	ジ成に寄与すると	ともに、多様なレ
設置の目的	クリエーション活動の場、コミュニティ活	動の場となること	で、都市公園は
	公共の福祉の増進に資する。		
開設時期	昭和47年7月開設		
所在地	三重県鈴鹿市		
設置根拠条例等	三重県都市公園条例		
	供用面積 51.3ha		
	主な施設		
建物規模(規模·構造	・シンボル広場		
等)	·芝生広場		
	·野外劇場		
	・キャンプ場		
延床面積	- m²	敷地面積	- m²
	·1、2、11、12月:8:30~17:00		
利用時間等	·3~5、9、10月:8:30~19:00		
	·6~8月:8:30~20:00		
	環境保全、防災、景観形成などの存在	F効用及びレクリフ	ニーション. 文化.
	活動、コミュニティ活動等の利用に伴う効用としての都市公園の機能を最		
業務内容	大限に発揮させるために、公園管理業務として維持管理(植物管理、施		
	設管理等)及び運営管理(情報の提供、		

(2) 指定管理者の状況

表 5-19-2 (平成 20 年度)

指定管理者の名称	東海美松園グループ
指定の期間	平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	公募
指定管理料	41,007 千円
利用料金制の有無	有

	・都市公園の維持修繕及び巡視点検に関すること
	・都市公園の利用者への案内に関すること
指定管理者が行う	・都市公園内の行為の制限を行うこと
管理業務の内容	・都市公園の利用を禁止し、又は制限すること
	・都市公園の有料施設の管理運営に関すること
	・都市公園の利用促進に関すること

(3) 収支状況等の推移

表 5-19-3 単位: 千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
以口	県直営	県直営	公募指定	公募指定
収入の部			42,949	43,757
指定管理料			41,007	41,007
利用料金収入			19	30
その他収入			1,923	2,720
支出の部	58,838	67,696	48,614	43,938
事業費			27,022	16,638
管理費			19,669	25,400
その他支出			1,923	1,900
収支差額			-5,665	-181
利用人数	249,129 人	402.020 220.004	228,904 人	260,000 人
	249,129 🔨	192,929 人	220,904 🔨	(目標)

(4) 監査の結果

指定管理者制度導入以前の支出額との比較について【意見】

当施設は平成 20 年度より指定管理者制度を導入しているが、制度導入による支出・費用の削減効果を測るために、導入以前と以後の支出額に関する比較を実施しているか否かの確認を実施したところ、従来の支出額は指定管理業務以外の費用を含めた金額での把握を実施しており、指定管理業務に該当する業務に関する費用をその中から区分・把握をしたうえで当年度の支出額との比較を行うということは実施していないとのことであった。

指定管理者制度導入の目的の一つに費用の削減があり、指定管理者制度導入の効果を測るためには、指定管理前よりどれだけ支出・費用が削減されたかについての比較を行うことが望まれる。

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問

を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所で実施しており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。

地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び 現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が 2006 年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にして おり、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所に委ねられ ているとのことであった。

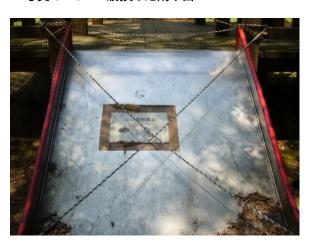
月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

施設の修繕について【意見】

施設名称「ネットコンビネーション」という、アスレチック型の遊具に付属している滑り台について、破損している部分があった(写真 5-19-4 参照)。





平成21年3月16日に行われた施設点検時の施設点検表にも破損状況が記載されていたが、平成21年8月12日の現地視察時においても、修繕・使用再開の目途は立っていないとのことであった。

施設の修繕費については、指定管理者が指定管理料の中で、自らの判断によって 実施できる上限金額が協定書において決められている。その上限を超える修繕につ いては県と指定管理者が協議して、修繕の時期や範囲等が決められることになる。

しかし、約5カ月間という長期間において、使用が制限されていること及び危険性を鑑みると、危険回避のために立ち入りを制限するロープが張られているとはいえ、誤って幼児が入りこまないとも限らない。そのため、早急に修繕が行われるこ

とが望まれる。

また、現状、上述の遊具も含め施設の修繕計画は作成されておらず、都度必要な 部分について修繕を行っている状況である。

施設を日常管理しているのは指定管理者であり、その状況についても熟知しているはずである。要修繕箇所や定期的な保全が必要な箇所について、指定管理期間など複数年での対応も視野に入れた修繕計画の策定を、県と指定管理者双方協議のもと進めていくことが望まれる。

雑草の除去について【意見】

施設の遊具の周りに、雑草が生えている所が散見された(写真 5-19-5 参照)。 写真 5-19-5 雑草の状況



広大な公園敷地内において限られた人員であるため、全区画をくまなく除草する ことは困難であり、雑草が生えたままの箇所がいくつかあった。

自然に親しむ場を提供することも都市公園の役割の一つであろうから、雑草が公園内に生えているのは問題ないであろう。しかし、問題の箇所は遊具が設置された広場であり、ここを利用するのが主に背丈の低い幼児や児童とその保護者であることからすれば、このような場所に雑草が生い茂っていることは、安全面、衛生面で利用者に良くない印象を与える可能性がある。

費用は限られているが、安全、衛生は利用者増加を目指す上でも、重要な要素といえるであろう。公園の中でも、利用者が足を踏み入れる場所について、優先的に除草することの検討が望まれる。

なお、上記事項に関しては外部監査の結果を受け、速やかに対応されたとの報告 を受けている。

領収書の但し書き欄の記載について【結果】

領収書控を通査したところ、公共料金に関するものを除いて、多くの領収書控の 但し書き欄が空白となっていた。その内容に関して質問したところ、大半が自主事 業の際に参加者が加入するレクリエーション保険代の立て替えに関するものであ った。金銭の受取の理由を明らかにするために、但し書きは漏れなく記入することが望まれる。

指定管理者が行っている承認方法について【意見】

支払業務等の日常業務を行うに当たって、上席者の承認を得て行ってはいるもの の文書の作成は行わず、口頭によって承認を行っているとのことである。

確かに、指定管理者は小規模の同族会社であるため、支払の都度、伺等の文書による承認を要するのは非合理的なことであるかもしれない。しかし、トラブルを避けるためには実施されている承認について、その形跡を残すことが望まれる。

現金管理について【意見】

小口現金については現金出納帳が作成されているが、月末の現金有高が現金出納帳の通りであることを検証した証跡は残していないとのことである。今後は、手元準備金としての現金の重要性や横領による不正リスクの高さを勘案し、証跡を残すことが望まれる。

業務運営上必要となる手順書等の整備について【意見】

当該施設に関する資金管理や現金収受など業務遂行のためのマニュアル及び経理処理を行う上での規程等の整備状況について質問を実施したところ、実務面での職務分掌や相互チェックなどは実施しているとのことであったが、マニュアルや規程については文書化していないとのことであった。業務内容のマニュアル化をすることや経理処理を行う上での規程を整備することは業務の品質を一定に保つとともに、担当者の病欠などの不測の事態に対応するためにも非常に有効な手段となるものである。

ただし、詳細な規定やマニュアルの整備を指定管理者に求めることは指定管理者としての業務上過度な負担となることも考えられる。そうした場合には、適切な業務遂行に資するために、現状の実務を文書形式でまとめ、マニュアル等として整備することが望まれる。また、県としても指定管理者が整備したマニュアル等について内容を確認し、必要に応じて指導を行うことが望まれる。

県有備品の管理について【結果】

年度協定書締結に当たり、県有物品の貸出を指定管理者に行うために県と指定管理者との間で貸出物品の内容・数量の確認を行っているとのことであるが、実際のその確認の状況について、現物と貸出物品のリストとの照合をどのように実施しているか質問したところ、事務室に置いてある一部の備品についてのみ実施されているとのことであった。

したがって、貸与物品のすべてについて網羅的に現物との照合は実施できていないということになる。

指定管理者は県からの貸与物品について適切に管理する責任を基本協定書によって負うこととなっているため、原則として年度ごとに貸与物品全件について網羅的に現物との照合を実施したうえで、確認した証跡を記録に残すことが望まれる。

貸与物品が数多くかつ通常滅失する可能性があまりないと考えられる遊具等については、少なくとも指定管理者の管理期間が終了する期間内に順次ローテーションで現物照合を実施するなどして、指定管理業務の引き継ぎ時に支障が出ないように留意することが必要である。

指定管理料の支払い遅延について【結果】

県と指定管理者が平成20年4月に締結した鈴鹿青少年の森の管理に関する基本協定書第5条3項において、毎年度の指定管理料の支払額、支払時期及び支払方法については、別途事業年度毎に締結する協定(年度協定)により毎年度定めるとしており、鈴鹿青少年の森の管理に関する年度協定書第4条2項では別途協議した資金計画に基づき、指定管理者の請求により概算払いできるものとするとしている。

別途作成している平成 20 年度の資金計画書においては第 1 回支払(4 月、5 月、6 月分) 第 2 回支払(7 月、8 月、9 月分) 第 3 回支払(10 月、11 月、12 月分) 第 4 回支払(1 月、2 月、3 月分)と 4 回に分けての支払予定となっていた。

上記に基づいて指定管理者側から県に対して指定管理料の支払い請求を実施したが、指定管理料はすべて平成 21 年の 4 月に支払われ、平成 20 年 4 月から 3 月末までの期間においては指定管理料の支払いが実施されなかったとのことであった。

指定管理料の支払い遅延の理由については、「平成 20 年度は指定管理者制度導入 1 年目であり、指定管理料が支出科目上は委託料でありこれまでの管理委託同様支払いに際して完了検査が必要であるという認識があり、四半期ごとの支払金額に対する段階確認の方法を検討したが、金額に見合った内容確認が事実上不可能であり支払いができず、他の支出方法を含め検討を行ったが、適切な支出方法を見出せず支払いが遅延した」とのことであった。

年度協定書及び資金計画書で協議の上定めた方法による指定管理料の支払いがなされない場合、指定管理者の資金繰りに重大な影響が生じると考えられるため、年度協定書及び資金計画書で協議の上定めた方法により適切な指定管理料の支払いを行う必要がある。

なお、平成 21 年度においては年度協定書に基づいて四半期ごとに概算払いによる支払いが行われているとの報告を受けている。

20 三重県営都市公園 亀山サンシャインパーク

(1) 施設の概要

表 5-20-1

項目	内容		
	都市環境の改善、防災、良好な景観形成に寄与すると共に多様なレクリ		
設置の目的	エーション活動の場、コミュニティの場となることで都市公園は公共の福祉		
	の増進に資する。		
開設時期	平成 15 年 4 月開設		
所在地	亀山市		
設置根拠条例等	三重県都市公園条例		
建物規模	供用面積 14.2ha		
连彻况保	主な施設 キッズランド、ウォーターガーデン、芝生広場、水の遊び場		
延床面積	- 敷地面積 -		
 利用時間等	·4月~10月 8:30~19:30		
利用时间等	·11月~3月 8:30~18:30		
	環境保全、防災、景観形成などの存在効用及びレクリエーション、文化		
業務内容	活動、コミュニティ活動等の利用に伴う効用としての都市公園の機能を最		
	大限に発揮させるために、公園管理業務として維持管理(植物管理、施設		
	管理等)及び運営管理(情報の提供、利用の調整等)を行っている。		

(2) 指定管理者の状況

表 5-20-2 (平成 20 年度)

指定管理者名称	大島造園土木株式会社	
指定の期間	平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日	
公募・非公募の別	公募	
指定管理料	21,208 千円	
利用料金制の有無	有	
	・都市公園の維持修繕及び巡視点検に関すること	
指定管理者が行う 管理業務の内容	・都市公園の利用者への案内に関すること	
	・都市公園内の行為の制限を行うこと	
	・都市公園の利用を禁止し、又は制限すること	
	・都市公園の利用促進に関すること	

(3) 収支状況等の推移

表 5-20-3 単位: 千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
切口	県直営	県直営	公募指定	公募指定
収入の部			22,250	21,002
指定管理料			21,208	21,002
利用料金収入			17	-
その他収入			1,025	-
支出の部	22,354	24,099	19,802	21,002
事業費			5,940	8,400
管理費			12,837	12,602
その他支出			1,025	-
収支差額			2,448	-
利用人数	769,125 人	766,219 人	799,480 人	780,000 人
利用八致	709,125 人	700,219 人	7 99,460 人	(目標)

(4) 監査の結果

指定管理者制度導入以前の支出額との比較について【意見】

当施設は平成 20 年度より指定管理者制度を導入しているが、制度導入による支出・費用の削減効果を測るために、導入以前と以後の支出額に関する比較を実施しているか否かの確認を実施したところ、従来の支出額は指定管理業務以外の費用を含めた金額での把握を実施しており、指定管理業務に該当する業務に関する費用をその中から区分・把握をしたうえで当年度の支出額との比較を行うということは実施していないとのことであった。

指定管理者制度導入の目的の一つに費用の削減があり、指定管理者制度導入の効果を測るためには、指定管理前よりどれだけ支出・費用が削減されたかについての比較を行うことが望まれる。

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所で実施しており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。

地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び 現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が 2006 年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にして おり、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所に委ねられ ているとのことであった。

月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

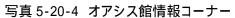
業務運営上必要となる手順書等の整備について【意見】

亀山サンシャインパークにおける指定管理業務の実施における会計規程等の整備状況について確認を実施したところ、会計規程、業務実施上重要と考えられる資金管理及び料金収受に関するマニュアルについては未整備であるとのことであった。

指定管理者の規模によっては自前での会計規程等の整備は過度な負担になるとともに、当該規程類の整備を厳格に求めることはかえって指定管理業務の受託者の範囲を限定することになると考えられるが、業務に関する手順書の作成は指定管理者に求める管理レベルの水準を一定に保つことや引き継ぎなどの効率的な実施に有効である。現状の実務を文書形式でまとめ、マニュアル等として整備することが望まれる。また、県としても指定管理者が整備したマニュアル等について内容を確認し、必要に応じて指導を行うことが望まれる。

オアシス館の情報コーナーの利用状況について【意見】

当該指定管理業務の中において、亀山サンシャインパークに隣接するハイウェイオアシス館の一部を賃借し、三重県及び亀山市の情報提供スペースとして利用者への広報・広告活動を行っている。その利用状況について現地視察を実施した(写真5-20-4 参照)。





当該スペースには、長椅子が設置されている他には、三重県及び亀山周辺の物産品の展示ケースと亀山周辺を紹介したテレビ番組と施設案内が切り替えられるビデオ装置が設置されていた。

場所はオアシス館の中でも奥まった場所にあり、8 坪しかないため、情報提供スペースとして多くの利用者の来訪が望めるとは思い難い。県は賃料として年間約110万円、指定管理者は共益費として約40万円支払っているが、そもそもこのスペースを県が賃借し、指定管理者に管理させるほどの意義があるのか疑問は残る。それでもなお、情報コーナーを継続するのであれば、より亀山サンシャインパークの特色を出せるような展示を工夫することが望まれる。園内に利用者が自由に出入りできる堅牢な建屋が他にない点に着目することにより、アイデアが生まれるのではないだろうか。

時期によっては写真コンテスト等の展示がなされているとのことであるが、例えば、アンケート箱を常設することや利用者の意見掲示、公園内の季節の風物、公園内のイベント等事業の取組みに関する紹介などを積極的に行っていくことにより一層の広報・広告活動への利用を実施することが望まれる。

備品の現物管理について【意見】

備品の現物につき、県貸与品とそれ以外の備品を区分するための手続が取られていなかった。

指定管理業務の管理スペースには亀山サンシャインパーク株式会社が管理するオアシス館の一角も含まれ、当該スペースに県からの貸与品が置かれている。当該スペースは扉のないスペースの一角であり、ともすれば、亀山サンシャインパーク株式会社の備品と混在する虞がある。

また、県からの貸与備品については、毎年、貸与契約が締結されるため、貸与備品一覧が作成され、年に一度は備品の実査が行われるが、管理番号シール等を貼るなど明確に区分するための手続をとらなければ、リストと現物との照合が困難になる可能性がある。

そのため、県からの貸与備品については管理番号シールを貼るなどして、他者の管理備品と明確に区別するとともに、リストと関連づけをしたうえで、現物に漏れがないかどうかを確認する必要がある。

なお、第1回の現地視察時の結果を受け、上記は速やかに対応されたとの報告を 受けている。

2 1 三重県営都市公園 大仏山公園

(1) 施設の概要

表 5-21-1

項目		内容	
設置の目的	都市環境の改善、防災、 なレクリエーション活動の場 公園は公共の福祉の増進	易、コミュニティ活動の均	
開設時期	昭和63年8月開設		
所在地	玉城町、明和町、伊勢市		
設置根拠条例等	三重県都市公園条例		
	供用面積 37.2ha		
	主な施設		
建物規模(規模・構造	·野球場1面		
等)	・テニスコート 6 面		
	·中央広場		
	·多目的広場		
延床面積	- m²	敷地面積	- m²
利用時間等	・1~3、11、12月:8:00~17 ・4、5、10月:8:00~18:00(・8、9月:6:00~18:00(ナイ ・6月:8:00~19:00(ナイタ・ ・7月:6:00~19:00(ナイタ・	ナイター: 18:00 ~ 22:00 ター: 18:00 ~ 22:00) ー: 19:00 ~ 22:00)	,
業務内容	環境保全、防災、景観形成などの存在効用及びレクリエーション、文化活動、コミュニティ活動等の利用に伴う効用としての都市公園の機能を最大限に発揮させるために、公園管理業務として維持管理(植物管理、施設管理等)及び運営管理(情報の提供、利用の調整等)を行っている。		

(2) 指定管理者の状況

表 5-21-2 (平成 20 年度)

指定管理者の名称	有限会社太陽緑地
指定の期間	平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	公募
指定管理料	44,500 千円
利用料金制の有無	有

・都市公園の維持修繕及び巡視点検に関すること

・都市公園の利用者への案内に関すること

指定管理者が行う管理業務の内容

- ・都市公園内の行為の制限を行うこと
- ・都市公園の利用を禁止し、又は制限すること
- ・都市公園の有料施設の管理運営に関すること
- ・都市公園の利用促進に関すること

(3) 収支状況等の推移

表 5-21-3 単位:千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
以 口	県直営	県直営	公募指定	公募指定
収入の部			50,145	50,600
指定管理料			44,500	44,000
利用料金収入			5,545	6,500
その他収入			100	100
支出の部	52,300	64,645	48,200	48,200
事業費			17,300	17,300
管理費			30,500	30,500
その他支出			400	400
収支差額			1,945	2,400
利用人数	204 222 1	104 000 l	200 974 1	210,000 人
	204,232 人	184,898 人	209,874 人	(目標)

(4) 監査の結果

指定管理者制度導入以前の支出額との比較について【意見】

当施設は平成 20 年度より指定管理者制度を導入しているが、制度導入による支出・費用の削減効果を測るために、導入以前と以後の支出額に関する比較を実施しているか否かの確認を実施したところ、従来の支出額は指定管理業務以外の費用を含めた金額での把握を実施しており、指定管理業務に該当する業務に関する費用をその中から区分・把握をしたうえで当年度の支出額との比較を行うということは実施していないとのことであった。

指定管理者制度導入の目的の一つに費用の削減があり、指定管理者制度導入の効果を測るためには、指定管理前よりどれだけ支出・費用が削減されたかについての比較を行うことが望まれる。

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問

を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所で実施しており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。

地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び 現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が 2006 年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にして おり、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所に委ねられ ているとのことであった。

月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

業務運営上必要となる手順書等の整備について【意見】

大仏山公園では、現在、会計規程、資金管理規程、備品管理規程といった会計関係の規程・マニュアル等が整備されていなかった。

現状では、人員数も少なく、業務を熟知した担当者が会計業務を実施しているため、日々の業務の中で支障は出ていないが、指定管理者制度では、会計関係では資金管理、物品管理が重要となってくる。特に、担当者が交代した場合などに業務が適切に行われなくなる虞がある。

そのため、規程・マニュアル等を整備することが必要である。しかし、人員数の少ない指定管理者においては、マニュアルの整備自体に労力を必要とする。現状の実務を文書形式でまとめ、マニュアル等として整備することが望まれる。また、県としても指定管理者が整備したマニュアル等について内容を確認し、必要に応じて指導を行うことが望まれる。

職務分掌について【意見】

現状では、人員に制限があることから、日々の出納の記帳担当者、支払実施者、 通帳管理者が同一となっている。ただし、支出については、すべての取引について、 上席者がチェックを行っているとのことであった。

大仏山公園の会計事象は、指定管理料収入の収受、利用料金の収受、業務経費の 支払が大部分を占めており、現金預金の受け払いが関係するものがほとんどである。 そのため、上席者のチェックに当たっては、印を押すなど目に見える形でその痕跡 を残すことが望まれる。

県有備品の管理について【意見】

大仏山公園では、県からの貸与備品について年に2回実査を行っているとのこと

であり、貸与備品一覧にも実査時の照合証跡が残されていた。これにより、後から 実査を行った事実を確認できる状態であった。

しかし、現物には管理番号シールを貼るなど、指定管理者の備品との区分がされていなかった。実際に現物を確認したところ、リストと現物との一致は確認できており、リストにも照合証跡が残っていることから備品の実査に誤りは発見されなかったが、県の備品と指定管理者の備品とを区分し、実査をより正確に実施するためにも、管理番号シールを貼るなどして現物とリストを整合させることが望まれる。

なお、上記については2回目の現地視察時までに、管理番号シールを貼ることにより対応されている。

事業報告書の収支状況における適切な金額の記載について【意見】

地方自治法第244条の2第7項において、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する地方公共団体に提出しなければならないと定められている。

これに基づき三重県では指定管理者制度に関する取扱要綱第 23 条において指定 管理者が県に提出する事業報告書の中で「管理業務に係る経費の収支状況に関する 事項」を記載させるものとしているが、大仏山公園における事業報告書の当該記載 内容については確定金額ではなく期末の収支見込みに基づく概算金額による記載 がなされていた。

収支状況の報告は指定管理業務に関する収支の状況を明確にするためのものであることから、概算金額ではなく確定した金額にて記載するとともに、通帳等の各種証憑資料に基づいて適切な内容・金額により作成されることが必要である。

また三重県都市公園条例第 14 条の 10 において、指定管理者は、毎年度終了後 15 日以内に事業報告書を作成し、知事に提出しなければならないとしているが、指定管理者の側では事業報告書の概算金額での記載について事業報告書の提出までの期間が短いことを理由の一つとして挙げていた。しかし、この理由については、他の指定管理者が実績に基づいた事業報告書を作成している以上、何らかの対策はとれるであろう。例えば決算処理手続のうち、予め判明しているものについては決算前に前倒しで実施する、年度末付近に発生した費用は請求書が到着した時点まで待つのではなく、稟議等で予め判明しているものについて未払計上しておく、などが考えられる。

事業計画の実施状況について【結果】

指定管理者が県に提出した事業計画書においては、運営上のマニュアルとして事故発生時の対応などの危機管理体制の整備を行うための安全対策マニュアルを作成するとの記載がなされていたが、現地施設往査時に安全対策マニュアルの提示を求めたところ、緊急連絡先の掲示はなされていたものの安全対策マニュアルは作成されていないとのことであった。

事業計画書に記載した事項は指定管理業者の選定における判断材料になる重要な書類であり、事業計画書に記載した事項については適切に実施することが必要である。

再委託先変更時の県の承認について【結果】

再委託先の変更について、県の承認を受けていなかった。

指定管理業務を再委託する場合、業者間での業務の融通がないか、指定管理業務のうち適切な範囲で委託されているか、業務を再委託することによって業務の質が低下していないか等、を確かめるために、県に承認を受ける必要がある。また、当該事項については、協定書に定められている。

再委託業務と選定業者の県への承認は、計画書に選定先を記載したことで受けていたが、計画書提出後の業者の変更について、県の承認を受けていなかった。

変更内容は、変更前の業者で大仏山公園を担当していた人物が、独立して起業したためその会社に変更したものである。たとえ業務内容に精通していようとも、会社の組織体制や代表者が変わっているため、県への報告、承認を怠ってはならない。

区分経理について【結果】

大仏山公園では、指定管理分について別途預金口座を作成しているが、他の通帳との区分経理が明確におこなわれていなかった。このように、区分経理を行わないと、収支状況を集計する際に、指定管理業務に関する収支が過不足なく集計されない虞がある。また、基本協定書第18条にも「他の事業から区分して会計事務を行い、経理を明確にしなければならない」とされている。

収支状況の報告は、指定管理業務が効率的に行われているかの一つの指針となる。 そのため、収支状況は指定管理業務に関するものを過不足なく集計し、効率性を適 切に開示することが必要となる。

すなわち、県への報告は収支額によるものであり、収支差額は年度末の現金を除いて、預金残高と整合する。本協定書第 18 条において「専用の口座を開設する」とされている趣旨を理解し、期末の収支差額と預金残高が整合するよう、区分経理を明確に行うことが必要である。

なお、今回の外部監査の指摘を受け、監査終了時点までに上記指摘については 対応がなされているとの報告があった。

22 三重県営松阪野球場

(1) 施設の概要

表 5-22-1

項目	内容			
設置の目的	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図るため。			
開設時期	昭和 50 年 8 月	昭和 50 年 8 月		
所在地	松阪市立野町 1370			
設置根拠条例等	三重県営松阪野球場条例			
建物規模 (規模・構造等)	事務所建 (野球場管理棟) 1,150.92 ㎡ (鉄筋コンクリート造) グラウンド面積 13,787 ㎡ (両翼 92.8m ホームセンター間 120m) 収容人員 14,600 人			
延床面積	1,150.92 m²	敷地面積	25,182.87 m²	
利用時間等	9:00 ~ 17:00			
業務内容	野球場の貸出			

(2) 指定管理者の状況

表 5-22-2 (平成 20 年度)

指定管理者の名称	松阪市
指定の期間	平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	非公募
指定管理料	-
利用料金制の有無	有り
	施設等の利用の許可等に関する業務
指定管理者が行う	利用料金の収受等に関する業務
管理業務の内容	施設等の維持管理及び修繕に関する業務
	野球場の管理上必要と認める業務

県営松阪野球場は指定管理料を収受しておらず、利用料金収入及び指定管理者となっている松阪市の財源により、管理・運営を行っている。

また、指定の期間は平成 20 年度 (平成 21 年 3 月 31 日)で終了しているが、平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 5 年間についても、松阪市が指定管理者として選定されている。

(3) 収支状況等の推移

表 5-22-3 单位:千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
	非公募	非公募	非公募	非公募
収入の部	10,319	11,613	12,758	23,755
指定管理料	1	ı	-	-
利用料金収入	1,781	1,498	1,561	1,500
その他収入	8,538	10,114	11,196	22,255
支出の部	10,319	11,613	12,758	23,755
事業費	1	ı	-	-
管理費	10,319	11,613	12,758	23,755
その他支出	ı	ı	•	-
収支差額	1	ı	-	-
利用人数	27,256 人	22,960 人	23,909 人	24,000 人(目標)

(4)監査の結果

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告とともに許可申請書の提出を受けており、利用者数及び利用料については、利用許可申請書との照合を実施しているとのことであった。しかし、事業収支報告書の支出に関する検証は特にされていないとのことであった。少なくとも年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に

関する検証を実施するために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

利用料金の還付について【結果】

松阪野球場利用規定では、利用料の還付について下記のとおり規定している。

8.利用料の還付

- (1)既納の利用料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。
- (2)利用料の還付額は、次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料について、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。

還付区分	還付する割合
自己の責によらない理由で利用できなくなったと	100 / 100
き、及び市長が相当の理由があると認めるとき。	
利用しようとする日の5日前までに利用許可の取り	80 / 100
消しを申し出た場合において、市長が相当の理由	
があると認めるとき。	
利用しようとする日の4日前までに利用許可の取り	50 / 100
消しを申し出た場合において、市長が相当の理由	
があると認めるとき。	
利用変更を許可された場合において、既納利用料	過納金の全額
に過納金が生じたとき。	

一方、「三重県営松阪野球場利用許可書」上では、利用取り消しの場合の還付額 について下記のとおり案内しており両者は矛盾している。

利用取消申請書を受理した時は利用料を還付する。

- 1) 利用の日前7日までのときは利用料の額の半額。
- 2) 利用の日前3日までのときは利用料の額の4分の1の額

両者の整合性について再考のうえ、修正を行うべきである。

利用規定について【結果】

利用許可・料金収受における、松阪野球場利用規定への準拠性について質問等により確かめた。その結果、松阪野球場利用規定の想定する利用許可の業務フローと 実際の業務フローが一致していないことが判明した。

実際の業務フロー

(電話による受付)

前日まで:球場で利用申請書を記入してもらう

(当日まで来訪できない人は電話で受け付けし、申請書を送付する)

利用当日:利用料金を収受し、利用料と引き換えに利用許可書と納入通知書兼領収書を渡す。

月報に記録する

翌日:松阪市の会計に納付

翌日以降:松阪市より調定決議書が発行される。

利用規定上は、利用料金につき、利用予定日の数日前までの前納を前提としている。しかし、実際は、利用許可書の発行および利用料金の収納は当日利用直前に行われるのが通常である。その前段階でのキャンセルについてはペナルティを課していない。雨天であった場合の当日キャンセルについても同様である。

ここで、利用規定上は数日前までの前納を前提として、先に記載した事前取消の際の還付代金について規定しているが、実際は事前の予約の取り消しがあっても特段キャンセル料を徴収していないという、バランスを欠いた状態となっている。しかし利用者都合による事前予約のキャンセルを無制限に認めることは、機会損失をもたらす原因となり、施設運営上望ましいものではない。

このように、実際の業務フローと利用規定が想定する業務フローに齟齬があることから、利用規定が運用に際して利用されておらず、規定の意義に乏しいものとなっている。

利用規定を実際の運用に沿った形で見直すとともに、事前キャンセルの定義とそのペナルティについて、広く利用者の満足を向上させるという視点から、あるべき姿は何か再考するべきである。

利用料金の減免について【意見】

松阪野球場利用規定では、利用料の減免対象について下記のとおり規定している。

7. 利用料の免除

(1)利用料の減免を受けることができるものは次に掲げるものとする。

三重県または三重県教育委員会が主催する体育大会(全額免除)

障がいのある人等の個人が利用するとき(全額免除)

障害のある人の団体がスポーツ振興の場として利用するとき(半額免除)

教育課程に基づ〈教育活動として利用する場合(半額免除)

その他公益性が認められる目的で利用する場合(半額免除)

松阪市教育委員会が特に必要と認めた場合

しかし、実際には当該減免規定を適用した事例は平成 20 年度においてはなかった。減免の規定については、申請書類・ホームページ等には記載がなく、通常利用者がその規定を知る機会がない状態である。減免規定について広く利用予定者に周知されるよう、申請書類等を通して開示することが望まれる。

利用料金の後納について【意見】

松阪野球場利用規定では料金の後納について下記のとおり規定している。

6.利用料

利用者は、許可と同時に利用方法の区分に従い別表第1に定める額を前納しなければならない。ただし、官公庁、学校等で利用料を前納できないときはこの限りではない。

このように、規定上は料金の後納は例外的に認められているが、後納の場合も特に申請書等の提出を受けていない。

また、納期限を過ぎたものについては、松阪市の出納課において回収管理が行われているが、野球場側において、利用者からいつ入金があったか、適時に把握する仕組みが構築されていない。

後納の場合は申請書を提出してもらい、理由の妥当性等を把握する必要がある。 また、入金の有無について野球場側で把握できる仕組みを構築することが望まれる。

備品の管理について【意見】

ア 備品の実査について

三重県営松阪野球場で使用されている備品は松阪市の備品である。備品管理リストは中部台運動公園全体として作成されていたが、現物との照合は備品受入時に行っているのみであり、その後は実査を行っていないとのことだった。

定期的に実査を行わなければ、現物が紛失しても発見されにくい。また、実査は 現物とリストが一致しているか否かを確認するのみでなく、使用不能な備品を把握 するためにも有効である。

備品は三重県の所有物ではないため、三重県の資産を直接的に喪失するものではないが、とりわけ、三重県営松阪野球場では、利用者への備品の貸与(キャッチャーや審判のプロテクター等)を行っているため、備品の実査を行い、紛失した備品や、使用困難な備品を把握することで、利用者の満足度を高めることにつながり、指定管理業務を効果的かつ効率的に行うことができると考えられる。

なお、備品リストは中部台運動公園全体として作成されているため、会議室机などは数が膨大となり、一度にすべての備品を実査することが困難となることが予想される。その場合には、例えば、指定管理期間や、その他複数年にわたって順番に実査を行うことで、すべての備品をチェックすることも一案である。

イ 備品の現物管理について

県営松阪野球場管理の備品は、管理番号シール等が貼っていない、あるいは、シールが古く管理ナンバーが消えているものがほとんどであった。

松阪市所有の備品については、管理ナンバーが分かる管理番号シールを貼り、施設利用者団体の仮置き備品と明確に区分することが望まれる。管理番号シールを貼ることは、松阪市所有備品とそれ以外の備品を区分するのみでなく、備品管理リストで番号管理することにより、リストと現物の照合をし易くする効果もある。

また、定期的に競技会を開催する団体が、大型クーラーボックスを仮置きしているが、その管理責任が明確になっていない。管理責任が曖昧であると、破損、紛失等が生じた場合に施設と利用者団体との間の責任問題になりかねない。利用者団体の備品については、管理責任を明確にするための文書を交わすことが望まれる。

領収書管理について【意見】

領収書は利用申請書と複写になっているが、連番で管理されていない。また、利用申請書は受付のキャビネットに常時保管されており、誰でもいつでも使用できる 状況にある。

領収書が連番管理されていない場合、利用者から利用料を収受した上で、領収書控を破棄し、現金を着服することが可能となる。この点につき、現金の収受時点でダブルチェックを行い、利用簿記帳者や出納記帳者と現金収受の担当者を区分するなどして、対応することも考えられるが、現状では、職員が限られていること、受付のキャビネットから誰でもいつでも使用できる状況にもあり、ダブルチェックを即時に行うことは難しい。

したがって、領収書の不正利用のリスクを軽減させるためには、領収書に予め連番を付すなど、領収書の利用状況が後日チェックできるようにしておくことが望まれる。

長期修繕計画について【意見】

中長期的な視野に立った修繕計画としては、平成 20 年度に内部資料が作成されており、当時において必要と認識された修繕工事項目ごと費用が見積もられている。しかしこの文書は、作成当時の一時点のものである。当野球場は、昭和 50 年に完成した施設であり、芝やグラウンドは日常の管理で維持されているが、管理棟はひび割れが進行するなど今後改修が必要となるであろう。

今後は、この文書を定期的に見直して、修繕工事項目ごとに優先順位を付けて、県と指定管理者双方が修繕に関する認識を共有していくことが望まれる。

23 三重県営ライフル射撃場

(1) 施設の概要

表 5-23-1

項目	内容				
	ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与す				
設置の目的	るとともに、三重県選手権大会、国体予選の会場として活用することを				
	目的として設置した。				
開設時期	昭和 48 年 5 月開設				
所在地	津市中村町字国主谷				
設置根拠条例等	三重県営ライフル射撃場条例				
建物規模	建物 事務所建(管理棟) 100.44 m² (鉄骨造)				
	射場(スモールボアライフル 26 射座、エアライフル 26 射座、ビームラ				
	イフル 1 射座)				
	ビームライフル 4台				
延床面積	100.44 m²	敷地面積	21,055 m²		
利用時間等	・4 月~10 月・・・土曜日、日曜日、祝祭日(9:00~17:00)				
	·11 月~3 月···日曜日、祝祭日(9:00~17:00)				
業務内容	射撃場の貸出				

(2) 指定管理者の状況

表 5-23-2 (平成 20 年度)

指定管理者名称	三重県ライフル射撃協会		
指定の期間	平成 18年4月1日から平成21年3月31日		
公募・非公募の別	公募		
指定管理料	500 千円		
利用料金制の有無	有り		
指定管理者が行う 管理業務の内容	・三重県営ライフル射撃場(以下「射撃場」)の施設等の利用の許可等に関する業務 ・射撃場の利用料金の収受等に関する業務 ・射撃場の施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ・射撃場の施設等の維持管理及び修繕に関する業務		

(3) 収支状況等の推移

表 5-23-3 単位:千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
	公募指定	公募指定	公募指定	公募指定
収入の部	1,124	1,156	1,238	1,100
指定管理料	500	500	500	500
利用料金収入	612	656	734	600
その他収入	12	0	4	0
支出の部	1,168	1,157	1,118	1,100
事業費	0	0	0	0
管理費	1,168	1,157	1,118	1,100
その他支出	0	0	0	0
収支差額	-43	-0	120	0
利用人数	741	838	924	800

(4) 監査の結果

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月例報告において利用者数と収入の報告を受けているが、内容についての照合は特にしていないとのことであった。また、年度末において提出を受ける事業収支決算報告書についても支出の検証は特にしていないとのことであった。

少なくとも、年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施するために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

業務運営上必要となる手順書等の整備について【意見】

規程類の整備について質問したところ、規程及びマニュアルに類するものは、 ライフル射撃場の利用規定のみであった。指定管理開始から現在まで、開場、利用 料金の収受などの管理業務は、指定管理者である三重県ライフル射撃協会の会員が 当番制で実施しており、当番時の管理業務の内容は協会理事が直接指導している。 そのため、現状はマニュアル等文書の必要性は認識されていない。

ライフル射撃協会自体の事務管理に関しても、事務、経理等に関する諸規程及

びマニュアルに類するものはない。現状は、業務内容を熟知した理事、会員によって運営されているためその必要性が強く認識されることがないのであろうが、理事や会員の入れ替わりなど引継ぎが生じたときにも、変わらぬ水準の管理が行えるように、管理業務の規程、マニュアル類を整備しておくことが望まれる。

保険について【意見】

施設利用に伴い発生した損害の賠償保険について、指定管理開始から調査時まで加入していない。その理由は、ライフル射撃場では、ビームライフルのみを貸与しているため、利用者への貸与品に関連して重大事故は発生する可能性は低く、また、通常のライフルは免許を持った人しか扱わず、施設の維持管理、事業の運営上で生じる事故等はあまり想定されていないためであるとのことであった。

しかし、人の出入りがある以上、何らかの事故が起こりうることについて他の 県営施設と変わりはなく、施設の管理者が責任を問われる可能性は否定できない。

指定管理料が表 12-3 のとおり少額であることからすれば、この中から指定管理者の負担で保険料を支払うことは難しいと考えられるが、県と相談のうえ最低限の保険の要否について検討することが望まれる。

備品の管理について【意見】

県営ライフル射撃場の事務所内には、県から貸与された備品とライフル射撃協会が購入した備品の両方が保管されている。

貸与された備品については、年に1回数量を確認しリストとの整合性を確認し、 リストにチェックを付している。

しかし、協会で購入した備品については、そもそも資産として管理すべきものであるかどうかも不明な状況である。その中には、家電製品の他に検査機器等も含まれている。これら、県からの貸与備品以外については協会独自に管理する必要があり、県の施設において供用されている以上適切に管理することが望まれる。

利用料金の管理について【意見】

利用料金は、原則として利用時に受領することとしており、これまでに、料金を忘れる利用者もなかったため、結果として後納となったケースもなかった。そのため、利用料金が後納となった場合の手続は特に決められていない。

しかし、今後、料金を忘れる利用者が現れないとも限らないため、何らかの手 続を決めておくことが望まれる。

事業計画書に記載した事項の有効な実施について【意見】

ア ホームページについて

指定管理者の選任の際に県に提出している事業計画書において当該施設に関する広報の実施方法としてホームページを充実させる旨の内容を記載しており、これ

に基づいて指定管理者はホームページを作成しているが、現状のホームページはバナー広告等が表示される無料のサーバーを利用しており県のホームページからのリンクが行われていない状況である。

指定管理料収入が少額である状況においては多額の支出を伴う方法による広報活動の実施は困難であると考えられるため、広報活動について自主製作のホームページを中心としたものによることは費用対効果の面からも妥当であると考えられる。そのため、県のホームページとのリンクを行うなどにより多数の人が閲覧できるような機会を設定することがより効果的と考えられるとともに、開催したイベントや射撃場の運営に関する取組などの情報をより積極的にPRしていくことが有効と考えられる。

イ 救急救命研修について

救急救命研修に関して、事業計画書に年に一度実施する旨の記載があるが、平成 20 年度においては運営に係る職員 1 名が AED の講習に参加を実施したとのことであった。

本来は AED の利用方法に限らずその他の救急救命行為についての理解を深める研修についても積極的な参加を推奨するとともに、管理業務を行う当番者は日によって変更が生じるため、全員が研修を受けることができるように配慮することが望まれる。

24 三重県立鈴鹿青少年センター

(1) 施設の概要

表 5-24 - 1

項目	内容		
	日常の生活圏を離れ、豊かな自然に囲まれた集団宿泊研修を行い、		
 設置の目的	家庭や学校では得られない体験活動や集団活動を通じて、規律、協同、		
以重の口の	友愛、奉仕の精神を養い、心身ともに健全な青少年の育成を図る目的		
	で設置された。		
開設時期	昭和60年7月開設		
所在地	鈴鹿市住吉町南谷口		
設置根拠条例等	三重県立鈴鹿青少年センター条例		
	·管理研修棟 鉄筋コンクリート造 3 階建(2,185.25 m²)		
 建物規模	·総合研修館 鉄骨造 1 階建(1,243.57 m²)		
连10.优1关	·宿泊サービス棟 鉄筋コンクリート造 3 階建(2,735.41 m²)		
	・その他倉庫等		
延床面積	6404.46 m²	敷地面積	20070.08 m²
	休業日		
利用時間等	9月~翌3月までの毎月第1月曜日(4月~8月は休業日なし)		~8月は休業日なし)
	年末年始(12月 29日	~1月3日)	
	・青少年又は青少年育成関係団体の自主的な集団研修における施設		
NV 75 1 -	及び設備等の利用並びに指導に関すること		
業務内容 	・青少年又は青少年育成関係者の研修に関すること		
	・その他管理上必要と認める事業		

(2) 指定管理者の状況

表 5-24-2 (平成 20 年度)

項目	内容
指定管理者の名称	財団法人三重県体育協会
指定の期間	平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日
公募・非公募の別	公募
指定管理料	71,199 千円
利用料金制の有無	有り

指定管理者が行う	
管理業務の内容	

- ・センターの事業の実施に関する業務
- ・センターの施設等の利用の許可等に関する業務
- ・センターの利用料金の収受等に関する業務
- ・センターの維持管理及び修繕に関する業務
- ・センターの管理上必要な業務

(3) 収支状況等の推移

表 5-24-3 単位: 千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
- 現日 	公募指定	公募指定	公募指定	公募指定
収入の部	108,498	113,076	108,638	108,672
指定管理料	69,897	71,237	71,199	64,581
利用料金収入	34,776	34,720	31,239	37,621
その他収入	3,825	7,118	6,199	6,470
支出の部	106,052	115,083	108,909	109,608
事業費	3,575	2,905	3,086	3,250
管理費	97,919	106,484	104,040	106,192
その他支出	4,557	5,692	1,782	166
収支差額	2,446	-2,006	-270	-936
利用人数	70,085	74,843	72,886	74,100

(4) 監査の結果

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月例報告において利用者数、利用団体、実施事業の状況などが報告されており、前年度との比較により異常がないかどうかなど、実質的な内容のチェックは行っているもののチェックリスト等を使用した網羅的なチェックによる確認は実施していないとのことであった。また、年度末において提出を受ける事業収支決算報告書についても支出の検証は特にしていないとのことであった。

少なくとも、年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施するために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

事故対応について【結果】

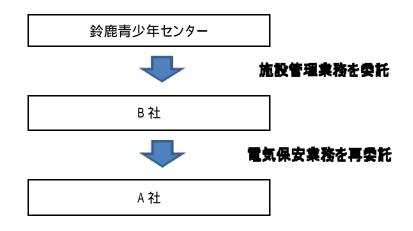
平成 20 年 12 月に総合研修館横のキュービクルコンデンサより火災が発生している。事故の経緯は表 5-24-4 のとおりである。

表 5-24-4 事故の経緯

日付	状況	
平成 20 年 12 月 10 日	A 社による電気設備の定期点検(2 か月に1回)	
	「異常なし」の報告を受けている。	
平成 20 年 12 月 19 日	センター館内が停電し自家発電設備が作動。A 社に通報したが、到着	
	前にキュービクルコンデンサ部分から発火。	
	センター職員が消火器により鎮火。即日復旧。	
平成 20 年 12 月 20 日	指定管理者から教育委員会へ事故報告書により報告。	
平成 20 年 12 月 27 日	B 社から鈴鹿青少年センターへ事故報告書提出。	
平成 21 年 2 月 2 日	キュービクルコンデンサ及び開閉器の修繕工事	

また、電気設備保守点検に係る委託関係は、図5-24-5のとおりである。

図 5-24-5 電気設備保守点検の委託関係



指定管理者からの委託・再委託状況

	項目	金額	原契約に
	以口	亚钒	占める割合
Α	指定管理料	71,199	
В	B 社への 施設管理業務委託料	20,790	29.2%
С	B 社から他の業者への再委 託料(合計)	5,786	27.8%

指定管理者から県への事故報告書の提出は、発生の翌日に行われ、事故原因についてはキュービクルコンデンサ部分の劣化による絶縁不良によるものと推測されている。そして、指定管理者から県に対する報告より後日付にて、委託先であるB社からの事故報告書が提出されている。当該報告書内では、A社からの説明として以下のとおり報告されている。

・12月10日の点検時点では異常が発見されなかった。

・キュービクルコンデンサ本体の絶縁低下(経年使用による絶縁破壊)が原因であったと推察される。

まず、委託先からの事故報告より先に県への事故報告が行われている。これは、 十分な原因・対策の調査・協議がないまま形式的に報告書が作成されたのではない かとの印象を受ける。もし、第一報という意味で事故翌日に報告書を提出したので あれば、更なる調査結果について県に追加報告すべきである。

また、いずれの報告書も、点検で異常が発見されなかったことについて A 社に帰 責性がなかったのか、また今後どのように対応すれば事前に事故が防止できるのか、 について十分に言及した報告とはなっていない。

確かに、当該事故は、小規模な火災であり、施設運営にも殆ど支障を来たすことはなかったが、小さな予兆に対する対応が十分でなかったために、大きな惨事へと発展するケースも実際には少なくない。事故の原因はキュービクルコンデンサ部分の劣化と推測されているが、なぜ発火の危険性を事前に察知できなかったのか、点検体制に問題はなかったか、あるいは点検内容について仕様を追加する必要はないか等、再発防止のためにはその原因の十分な調査と対策が行われるべきである。また、当該火災を受けてA社に修繕を依頼し、費用が約70万円計上されているが、この修理費用についても、A社に対する責任追及により減額交渉を試みる余地もあったのではないかと考えられる。事故・災害等の原因調査と対策について、さらに踏み込んだ対応が必要である。

利用料金減免の書類整備について【意見】

当該施設の利用に際しては三重県内の小学校・中学校・高等学校が学校行事として利用する場合にはすべての利用者に被引率料金を適用することや3歳以下の乳幼児の利用料金を免除するという利用料金の減免に関する取扱いを定めている。

当該減免の取扱いを適用する場合において減免理由が記載された申請書等の提出がなされているか否かについて確認を実施したところ、特段の申請書等の提出は求めていないということであった。

指定管理者側としては減免の適用についてその都度利用者への説明などを行っているため適切に実施されているとの認識であったが、利用者から減免の申請書等の提出を受け、保管を実施することは利用者の条件が減免の取扱いに準拠したもの

であることを確認するとともに、減免の手続が適切に実施されたことを示す根拠となる。

今後は現在使用している利用許可書の様式を変更して減免理由の記載を求めるなどにより、利用料金の減免についてより適切な管理を実施していくことが望まれる。

県有備品の管理について【意見】

県と指定管理者は毎年度県から指定管理者へ貸与する物品について無償物品貸与契約を締結している。

廃棄を行った場合を含めて貸与物品についての異動があった場合は県に報告することとなるが、特定の備品について廃棄すべきとの判断がなされたものの、指定管理者の側から県に貸与物品のリストから消去する旨の申請が実施されておらず、平成 20 年度まで県からの貸与物品のリストに計上されたまま物品貸与の契約書が締結されている状態にあった。

今後は、指定管理者の側で廃棄すべきとの判断がされた場合においては、速やかに県に対して備品の廃棄申請を提出するとともに、提出すべき廃棄の申請書が漏れなく提出されたことを確認するために現物確認を実施した際の資料にその後の顛末を記載することなどによりフォローアップを確実に実施することが望まれる。

なお、当該備品については平成 21 年度に指定管理者から廃棄の申請がなされ 10月 21日に県の備品台帳からの削除処理が完了したとの報告を受けている。

25 三重県営鈴鹿スポーツガーデン及びスポーツガーデン体育館

(1) 施設の概要

表 5-25-1

項目	内容		
設置の目的	県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図るための施設 として設置し、競技スポーツ及び生涯スポーツ等での利用に供する。		
開設時期	平成 4 年 10 月 (サッカー・ラグビー場)、平成 9 年 7 月 (水泳場・庭球場) 平成 17 年 9 月 (多目的広場)、平成 19 年 4 月 (体育館) 平成 19 年 7 月 (クライミングウォール)		
所在地	鈴鹿市御薗町 1669 番地		
設置根拠条例等	三重県営鈴鹿スポーツガー	デン条例	
建物規模	三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例 サッカー・ラグビー場メインスタンド【鉄筋コンクリート造(一部鉄骨) 3階】 4,557.79 ㎡、屋内プール棟【鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 3階】18,807.76 ㎡、テニスコート管理棟【鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 3階】1,168.59 ㎡、センターコート棟【鉄筋コンクリート造1階】1,987.20 ㎡、シェルターコート棟【鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 1階】3,031.77 ㎡ サッカー・ラグビー場:メイングラウンド1面・サブグラウンド4面 水泳場:メインプール 50m×10 コース・サブプール 25m×7コース・飛込プール 25m×25m 庭球場:センターコート1面・シェルターコート4面・屋外コート16面 多目的広場:6,010 ㎡ 体育館【鉄筋コンクリート造(一部鉄骨) 2階】4,308.38 ㎡		
 延床面積	クライミングウォール: 高さ 1 33,861.49 ㎡		447,673.09 m²
利用時間等	9:00 ~ 21:00		
業務内容	施設の管理運営に関する業務全般		

(2) 指定管理者の状況

表 5-25-2 (平成 20 年度)

指定管理者名称	財団法人三重県体育協会	
北京の知明	平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 21 年 3 月 31 日	
指定の期間 	体育館は平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 21 年 3 月 31 日	
사후 사사후주의	公募	
公募·非公募の別 	体育館は非公募	
指定管理料	339,697 千円(うち体育館:30,261 千円)	
利用料金制の有無	有	

指定管理者が行う管	
理業務の内容	

施設の利用提供、県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興に係る事業の実施、施設利用許可、利用料金収受、施設維持管理及び修繕、その他管理上必要な業務

(3) 収支状況等の推移

表 5-24-1 単位: 千円

	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
項目	公募指定	公募指定	公募指定	公募指定
	公券徂赴	体育館は非公募	体育館は非公募	公券拍止
収入の部	397,117	418,167	430,873	443,592
指定管理料	311,091	334,077	339,697	339,922
利用料金収入	73,413	72,726	74,854	82,010
その他収入	12,613	11,364	16,322	21,660
支出の部	391,390	413,512	432,922	455,864
事業費	7,337	6,947	11,133	18,110
管理費	379,951	399,310	413,640	435,642
その他支出	4,102	7,255	8,149	2,112
収支差額	5,727	4,655	-2,049	-12,272
利用人数	287,606	302,349	310,760	366,000

(4) 監査の結果

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を 実施したところ、月例報告において利用者数、利用団体、実施事業の状況などが報 告されており、内容の確認は目視で行っているものの確認内容についての文書化は 行っていないとのことであった。また、年度末において提出を受ける事業収支決算 報告書についても支出の検証は特にしていないとのことであった。

少なくとも、年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施のために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

指定管理者の負担により購入されたシステムの取り扱いについて【意見】 平成 20 年度において三重県営鈴鹿スポーツガーデンでは庭球場予約管理システム を構築しており、当該システムは鈴鹿スポーツガーデンのテニスコート利用者の利便性を高め、予約管理に関する事務負担を軽減するものであり、備品とは異なるものの無形の資産と認識されるものであり、指定管理者の固定資産台帳に登録がなされていた。

しかし特定の施設における予約システムのような転用不能なシステムについては、 利用者の継続的な利用を前提として、変更が生じる可能性のある指定管理者の帰属と すべきものではないと考えられる。

今後は備品のみならず、構築されたシステムなどを含めた所有権の帰属を基本協定 書において明確にすることが望まれる。そのうえで、指定管理料の積算を実施する上 で算定上考慮する、必要に応じて所有権の譲渡について県が協議できるようにするな どの取り扱いを明確にすることが望まれる。

各施設の日計表の不備について【意見】

各施設の収入については、指定管理者が規程に準ずるものとしている「現金収入処理概要」に基づき日計表を作成している。日計表が「現金収入処理概要」に沿って処理されているかを確認したところ、担当者と確認者の印が同じである、経理担当者の押印がない等の不備が散見された。

一般に、現金を取り扱う業務は、他の業務よりも不正リスクが高い業務であると考えられる。そのため、「現金収入処理概要」に基づいた処理を行うよう周知徹底することが望まれる。

再委託先の選定理由について【結果】

指定管理者である三重県体育協会では予定価格が1,000千円を超える契約であっても三重県会計規則第73条が準拠する地方自治法施行令第167条の2第1項(同法施行令条文はP58参照)に列挙された事由に該当する場合には一般競争入札によらず、随意契約により契約を締結することができるものとして処理している。

そのため三重県営鈴鹿スポーツガーデンにおける指定管理業務の再委託契約について予定価格1,000千円以上の委託業務については原則として一般競争入札により契約を締結すべきであるが、予定価格が1,000千円を超える委託業務であっても随意契約により契約を締結している委託業務が4業務把握された。

これらの委託業務を随意契約による理由は下記のとおりであった。

(ア)水泳場監視業務

契約期間内では水難事故等を未然に防止し、利用者からの意見に対しても早急な改善を行い業務を適正に遂行してきたこと、また担当業者は恒常的に従業員の資質向上を図っていることから、施設運営上のリスクを限りなく抑えるためには過去の経験と実績が重要であり、競争入札にすると施設に関する知識や経験のない業者との契約となることが懸念されると判断し、平成 17 年度の競争入札を最後に以降は随意契約により契約を締結している。

- (イ)体育館施設管理業務
- (ウ)体育館トレーニング室管理業務
- (工)体育館清掃業務

上記(ア)の業務は他の業者では業務を遂行することができないか検討した末に随 意契約によっているものではなく、従来から行っている業者の実績を重視し随意契約 としているが、随意契約によることが適切であるとされる事由には該当しないと考え られる。

一方(イ)から(エ)については平成19年度から供用開始となった体育館の管理運営業務であり、平成18年度に契約済みの既存の施設管理運営業務に関連して実施することにより一体的・効果的な管理が図れるとの考えから、契約済みの既存の施設管理運営業務に関する契約の一部を変更する形で随意契約を締結している。

(ア)については原則として、一般競争入札により委託する業者を選定すべきものであると考えられる。ただし、当該委託先は、平成 21 年度以降当指定管理業務における共同提案者となっている。

今後新たに1,000千円以上の業務委託を行う場合において一般競争入札によらないのであれば、他の業者による受託の可否について複数の業者に見積を依頼する等見積合わせを行うなど、随意契約理由の裏付けとなるような検討を実施したことを明確に文書として残しておくべきである。

2 6 三重県営総合競技場

(1)施設の概要

表 5-26-1

項目	内容		
	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図るための施設として		
設置の目的	設置し、競技スポーツ及び生涯スポーツ等での利用に供する目的で設置		
	された。		
	昭和 39 年 4月(体育館本館)		
開設時期	昭和 43 年 12 月(陸上競技場)		
	昭和 47 年 3 月(体育館別館)		
	平成 5 年 4 月 (トレーニングセング	ター)	
所在地	伊勢市宇治館町 510 番地		
設置根拠条例等	三重県営総合競技場条例		
体育館【鉄筋コンクリート造3階】5,		5,783.67 m²	
	(本館フロア - 面積約 1,700 ㎡、観覧席約 2,000 席)		
建物規模	現模 体育館別館【鉄筋コンクリート造2階】1,093.72 m ²		
	(別館フロア - 約 800 m²)		
	陸上競技場メインスタンド【鉄筋コンクリート造3階】2,906.80 m ²		
	トレーニングセンター [鉄骨造1階] 345 m ²		
延床面積	10,968.52 m²	敷地面積	85,628 m²
利用時間等	陸上競技場:9:00~17:00 体育館・トレーニングセンター:9:00~21:00		
業務内容	施設の管理運営に関する業務全般		

(2)指定管理者の状況

表 5-26-2 (平成 20 年度)

指定管理者名称	財団法人三重県体育協会
指定の期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 21 年 3 月
公募・非公募の別	公募
指定管理料 (千円)	56,168 千円
利用料金制の有無	有り
指定管理者が行う管	施設の利用提供、県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振
理業務の内容	興に係る事業の実施、施設利用許可、利用料金収受、施設維持管理及び
1年末が27円台	修繕、その他管理上必要な業務

(3) 収支状況等の推移

表 5-26-3 単位:千円

項目	18 年度実績	19 年度実績	20 年度実績	21 年度予算
	公募指定	公募指定	公募指定	公募指定
収入の部	80,562	87,605	84,904	88,670
指定管理料	56,816	56,060	56,168	58,870
利用料金収入	18,871	19,977	20,423	19,600
その他収入	4,875	11,568	8,313	10,200
支出の部	82,168	85,925	84,607	91,139
事業費	2,953	4,901	4,723	6,270
管理費	77,569	80,347	78,689	84,371
その他支出	1,646	677	1,195	498
収支差額	-1,606	1,680	297	-2,467
利用人数	224,582	249,638	247,218	222,500

(4) 監査の結果

県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月例報告において利用者数、利用団体、実施事業の状況などが報告されており、目視で内容の確認はおこなっているものの確認内容についての文書化は行っていないとのことであった。また、年度末において提出を受ける事業収支決算報告書についても支出の検証は特にしていないとのことであった。

少なくとも、年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施のために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

(5) 現地視察の結果

施設の修繕管理の適切な実施について【意見】

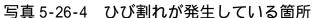
三重県営総合競技場では陸上競技場のほか体育館やトレーニングセンターといった施設を保有しており、施設運営を行っていく上で利用者の安全面の確保などの 観点からも適切な修繕の実施が重要と考えられる。

県と施設管理団体が締結している協定書の中では、1,000 千円以上の修繕費の負担は県と管理団体の協議で負担を決めることとしており、施設管理団体において修繕が必要と考えるものに関して施設整備要望一覧を作成して県との協議を行って修繕を行っている。

しかし、施設の性格上大規模かつ高額な修繕が必要となる案件が多く、施設整備

要望一覧に記載されてはいるものの体育館本館の屋根ふき替えなど必ずしも要望とおりには修繕が実施されていない状況となっている。

施設の実際の状況を確認するため現地視察を行ったところ、一部の施設については老朽化がすすんでおり、雨漏りやひび割れ等が発生していることが確認された。





建築基準法に基づく特殊建築物定期点検において発見されたものについて法律 上改修が必要と判断される内容及び緊急に修繕が必要と判断される内容について は適時に改修がなされているものの、定期点検結果報告書の中では体育館における コンクリート剥落の可能性に対する指摘など補修、改善等を要する項目が記載され ている。

修繕の予算確保については県の財政状況に左右されるという制約は生じるが、利用者の利便性や施設の安全管理面を考慮することは重要であり、県としても当該施設に関する修繕の必要性についてより詳細な検討を実施しその実施の必要性について判断過程を明確にすることが今後の計画的な修繕の実施に有用と考えられる。

再委託先の選定理由について【結果】

指定管理者である三重県体育協会では予定価格が1,000千円を超える契約であっても三重県会計規則第73条が準拠する地方自治法施行令第167条の2第1項(同法施行令条文はP58参照)に列挙された事由に該当する場合には一般競争入札によらず、随意契約により契約を締結することができるものとして処理している。

そのため、三重県営総合競技場の指定管理業務の再委託契約について予定価格 1,000 千円以上の委託業務については原則として一般競争入札により契約を締結すべきであるが、予定価格が 1,000 千円を超える委託業務であっても随意契約により 契約を締結している委託業務が 3 業務把握された。当該業務に関して随意契約により契約を締結している理由の確認を実施したところ、地方自治法施行令 167 条の 2 に列挙された事由に該当するか不明確であった。中には契約時に見積書も入手せず、契約を締結している案件も 1 件把握された。

これらの委託業務を随意契約とする理由は下記のとおりであった。

(ア)自家用電気工作物の保安業務

三重県総合競技場の建設時に導入した業者が作製したものであるため、他の業 者では適切な保安業務ができないと判断し、随意契約により契約を締結している。

(イ)警報警備機器等による警備業務

警報警備機器を導入した業者が警備を行うことが適切と判断している点に加え、仮に警備業務を請け負う業者を変更した場合には警報警備機器の入れ替えが必要であるため、一般競争入札によっても現在担当している業者より安価で適切な警備を行うことは考え難いと判断し、随意契約により契約を締結している。

(ウ)大型表示設備の保守点検業務

陸上競技場に設置されている大型表示設備を導入した業者が引き続き保守点検を行うことが適切であると判断し、設置以来随意契約により契約を締結している。

いずれも原則として、一般競争入札により委託する業者を選定すべきものであると考えられるため、一般競争入札によらないのであれば、他の業者による受託の可否について複数の業者に見積を依頼する等見積合わせを行うなど、随意契約理由の裏付けとなるような検討を実施したことを明確に文書として残しておくべきである。

利用料金の減免について【結果】

利用料収入の管理台帳を閲覧したところ、減免の対象となっていない団体の構成者のトレーニングセンターの使用料を県との協議を行わないまま実行していた。この使用料の減免措置を行う場合には、事前に県との協議が必要である。したがって、減免を実行する場合には、県との協議を行った上で基本協定書に減免する対象として規定するか又は、料金表にも減免対象団体として記載するか、あるいは、減免の対象から外すことで他の利用者との利用料金との平等性を確保するか、いずれかの対応をとることが必要である。

トレーニングセンターの利用時間管理について【意見】

トレーニングセンターの利用料金は時間単位で規定されているが、規定の時間を超過して利用している利用者がいる場合であっても追加料金の徴収が行われていない。トレーニングセンターの利用者の監督は主に利用者が券売機で購入した利用チケットを利用開始時に受付で受け取るのみであり、各利用者が何時間利用しているのか把握しておらず、利用時間に応じた料金の徴収が行えていない。実質的に1時間の利用券で何時間でも利用することが可能な状態となっている。

そこで例えばトレーニングセンター利用者から利用チケットを受け取ると同時 に利用者に開始時間を記入してもらい、退出する際に退出時間を記入してもらうこ とにより利用時間を把握し、利用時間に応じた利用料金を収受することが望まれる。

トレーニングセンターの定期券及び回数券の管理について【意見】

トレーニングセンターの定期券及び回数券は三重県体育協会が作成しているが これらの継続的な受払記録である管理簿との照合が行われていない。

定期券や回数券はトレーニングセンターの利用が可能な金券であるうえに定期券や回数券を自ら作成しており、作成後に連番による管理もなされていないため職員により着服され、不正に利用される可能性がある。

そこで作成した定期券や回数券には連番を付し、作成・交付状況を連番により管理すべきである。さらに作成している管理簿の記帳者以外の者が現物と管理簿の照合を定期的に行い、不正に着服されることの無いような体制づくりが望まれる。

預金残高の確認について【結果】

体育協会が指定管理者となっている他の施設と共通の結果であるが、「財団法人 三重県体育協会会計規程」(以下「体育協会会計規程」とする)の第33条において、

「出納員は、毎月末、預貯金について指定金融機関の残金証明書の残高と帳簿の残 高とを照合しなければならない」と定められているが、現状においては、毎年度末 のみ帳簿上の預金残高と金融機関発行の残高証明書との照合が行われており、毎月 末には入手されていなかった。このことは、「体育協会会計規程」に反している。

しかし、管理面からは、毎月末においては、預金通帳の記帳がもれなくされていれば預金通帳と帳簿との照合で手続として足りると考えられる。また、費用面を考慮しても、一般的には残高証明を金融機関から入手するには毎回手数料がかかることになる。

以上のことからすれば、現状として「体育協会会計規程」違反としての指摘はあるが、費用対効果の観点からは、むしろ、現状の「体育協会会計規程」の第 33 条 を実務に合わせて改訂することが望まれる。

料金収受業務のマニュアル化について【意見】

料金収受をはじめとする日常の出納業務については、各担当者の経験に委ねられており、マニュアルや手順書といった形での文書化がなされていなかった。

今回の調査に当たって、料金収受業務についてヒアリングを実施したところ、手続的には過不足なく行われているという印象であった。しかし、仮に他の職員が実施した場合に同等の手続が担保されるかどうかという点については、不安が残ると言わざるを得ない状況である。

したがって、料金収受業務について、マニュアルや手順書といった形での文書化をすることが望まれる。

日常点検の文書化について【意見】

体育館や周辺施設において、毎日戸締り等、日常的に点検がされているが、各担

当者の経験に委ねられており、チェックリスト等文書での点検の痕跡が残されていなかった。

今回の調査に当たって、日常の点検業務についてヒアリングを実施したところ、手続的にはほぼ決まった項目につき、担当者による点検が行われており、異常があった場合には日報に記入しているとのことであった。しかし、仮に他の職員が実施した場合に同等の手続が担保されるかどうかという点については、 と同様、不安が残ると言わざるを得ない状況である。

したがって、日常点検業務について、チェックリスト等の形での文書化をすることが望まれる。